

農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の概要	1
(1)	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
(1)	外部監査の対象	1
(2)	外部監査対象機関	1
(3)	外部監査対象期間	1
3	特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4	外部監査の方法	2
(1)	監査の着眼点	2
(2)	主な監査手続	3
5	外部監査の実施期間	4
6	監査日数	4
(1)	監査日数	4
(2)	監査対象先及び現地監査日数の内訳	4
7	外部監査従事者	5
8	利害関係	5
9	当報告書で使用する用語	5
第2	農林水産局の概要	6
1	組織図	6
2	組織と業務内容	7
3	組織別職員数	9
第3	監査対象補助金の沿革と概要	10
1	広島県森林整備地域活動支援事業基金 (広島県森林整備地域活動支援事業)	10
2	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	15
3	ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)	19
第4	総論	23
1	我が国における森林の状況	23
(1)	森林計画	23
(2)	森林をめぐる現状	25

(3)	林業の再生	27
(4)	林業経営の具体像	28
(5)	森林に係る地方公共団体の独自課税	29
2	広島県における森林の状況	31
(1)	森林計画	31
(2)	広島県の森林等の現状	32
(3)	広島県の林業再生	39
(4)	広島県における独自課税	40
3	森林組合	42
(1)	森林組合とは	42
(2)	森林組合の監督	42
(3)	広島県の森林組合の受け取る補助金	45
(4)	森林組合への実施監査	48
4	用語集	49
第5	監査対象補助金の監査結果	52
1	概要	53
(1)	広島県の農林水産業計画	53
(2)	実地監査対象の選定	53
2	計画と実績	53
(1)	平成18年3月策定の計画と実績	53
(2)	平成22年12月策定の計画	54
3	監査の結果	56
(1)	補助金・交付金の申請	56
(2)	交付金決定の内容	56
(3)	契約事務	61
(4)	検査・確認	62
(5)	作業員の勤務実態	63
(6)	実行経費の算定	64
(7)	報告事務	65
(8)	消費税等	66
(9)	市・町に対する指導	68
(10)	森林組合	68
第6	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	82
1	計画の反省の策定	82

2	補助金・交付金のあり方	83
	(1) 公平な補助金・交付金を	83
	(2) 事業箇所の精査を(2年連続同一箇所への交付金)	83
	(3) 二重の補助金の排除	83
	(4) 自己所有山林への請負	84
	(5) 消費税の取扱い	84
	(6) 間伐収益からの実費負担を	86
	(7) 規定に基づく適正な補助金	86
3	随意契約から競争入札へ	86
4	検査・確認事務の適正な実施	88
	(1) 提出書類	88
	(2) 現地検査による確認	88
	(3) 市町に対する指導	89
	(4) 写真及び現地検査を経ない補助金の交付	89
5	報告事務の徹底	89
	(1) 事業実績報告書の記載	89
	(2) 実績報告書の記載	89
	(3) 達成状況報告及び事業評価	90
6	補助金・交付金を受け取る事業者に対する指導	90
7	事前のチェックリスト作成を	91
8	森林組合	91
	(1) 健全な組合経営体制の確立を	91
	(2) 合併による森林組合の存続	91
	(3) 森林組合に対する指導(団体検査課との連携)	91
第7	広島県森林整備地域活動支援事業基金 (広島県森林整備地域活動支援事業)	93
	1 沿革及び概要	93
	2 監査の対象	93
	3 受取補助金	94
	4 事業の執行状況	94
	5 監査の実施状況	97
	6 監査の結果	98
	7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	102
第8	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	104

1	監査の対象	104
2	受取補助金	104
3	事業の執行状況	104
4	監査の実施状況	105
5	監査の結果	105
6	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	111
第9	ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)	115
1	監査の対象	115
2	交付補助金	115
3	事業の執行状況	115
4	監査の実施状況	115
5	監査の結果	116
6	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	119
第10	神石高原町・神石郡森林組合の個別監査	123
1	神石郡森林組合の概要・沿革	123
2	広島県森林整備地域活動支援事業基金 (広島県森林整備地域活動支援事業)	124
	(1)監査の対象	124
	(2)受取補助金・交付金	124
	(3)事業の執行状況	125
	(4)監査の実施状況	125
	(5)監査の結果	126
	(6)包括外部監査の結果に添えて提出する意見	131
3	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	133
	(1)監査の対象	133
	(2)受取補助金	133
	(3)事業の執行状況	133
	(4)監査の実施状況	134
	(5)監査の結果	135
	(6)包括外部監査の結果に添えて提出する意見	145
4	ひろしまの森づくり事業(交付金事業)	147
	(1)監査の対象	147
	(2)受取補助金	147
	(3)事業の執行状況	148

	(4) 監査の実施状況	148
	(5) 監査の結果	149
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	151
第11	廿日市市・佐伯森林組合の個別監査	154
1	佐伯森林組合の概要・沿革	154
2	広島県森林整備地域活動支援事業基金 (広島県森林整備地域活動支援事業)	155
	(1) 監査の対象	155
	(2) 受取補助金・交付金	155
	(3) 事業の執行状況	156
	(4) 監査の実施状況	156
	(5) 監査の結果	157
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	164
3	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	168
	(1) 監査の対象	168
	(2) 受取補助金・交付金(別紙のとおり)	168
	(3) 事業の執行状況	169
	(4) 監査の実施状況	169
	(5) 監査の結果	170
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	182
4	ひろしまの森づくり基金	186
	(1) 監査の対象	186
	(2) 受取補助金・交付金(別紙のとおり)	186
	(3) 事業の執行状況	187
	(4) 監査の実施状況	187
	(5) 監査の結果	188
	(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	194

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 外部監査の対象

農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象機関

農林水産局

(3) 外部監査対象期間

自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日

(必要に応じて現年度及び過年度についても対象とした)

3 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

広島県における森林は、急傾斜地にあることが多く、地すべりや山腹崩壊などの山地災害を引き起こすことがある。森林には、農業には十分な水を供給し、漁業にはプランクトンの生成に必要なミネラルを供給するという働きがある。しかしながら、保水力の低下により、その働きを十分果たしているとは言いがたい。

災害防止や環境保全、農業や漁業の健全な発展のためには、森林の持つ災害調節機能が確保されなければならない。

広島県の山林は、小規模山林の所有者が多く、事業としての林業の生産性は低く、加えて、輸入木材の増加により、立木価格は昭和 50 年代から大幅に下落し、林業所得は著しく低い。

また、森林に関する政策を実行するには、その多くを森林組合に頼っており、健全経営を行う森林組合の育成は急務である。

広島県においては、平成 19 年に「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、5 年間の独自課税をしている。

この独自課税は、平成 15 年に高知県が実施し、多くの都道府県が採用をしている制度である(個人年額 500 円、法人は年額均等割額の 5%相当額)。

広島県は、平成 23 年度に 5 年間の課税期間満了後、平成 24 年より再度 5 年間の独自課税をすることとしている。

広島県においては、平成22年12月に「中期財政健全化計画」を策定し、政策的経費の見直しを掲げ、事業目的の妥当性、事業の有効性及び事業の効率性の観点に立ち、ゼロベースから抜本的に見直しをすすめている。

森林に関係する分野における補助金の妥当性及び効率的に予算の使用がなされているかを検証することは、現下の状況においては有意義である。

この観点から「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

平成23年度予算審査資料に基づいて、農林水産局の所掌である次の3つの基金事業を監査対象として選定することとした。

- 1 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- 2 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業
- 3 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

4 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

補助金は、国・県・市町の財政支出を伴い、それは私達納税者の税を主な原資としている。

したがって、補助金は、それを受ける者と受けない者の不公平は許容される範囲内のものであるか、その交付が民間事業者を圧迫するものではないか、当該補助金の交付は公益上必要であるかということが問われる。

本監査では次のような判断基準を基に監査を実施した。

- ・ 補助金の目的・趣旨は何か
- ・ 補助金の支出の公益性はあるか
- ・ 補助金支出は有効な効果を発揮しているか
- ・ 補助金を受ける事業者の維持管理義務は何か
- ・ 補助金の申請手続・支出事務は適正になされているか
- ・ 補助金は特定の者の利益となっていないか
- ・ 支出後の検査・確認は十分に行われ、適正性は担保されているか
- ・ 補助金の優先順位は考えられているか
- ・ 二重の補助金はないか
- ・ 補助金は真に必要とする者に行き渡っているか

(2) 主な監査手続

監査の対象とした3つの基金事業は、農林水産局の林業課・森林保全課が所掌しており、事業執行の主たる事業者である森林組合の監督は、団体検査課が

行っている。そこで、担当課の行う財務事務及び組織運営について、担当者から説明資料の提示を受け、質疑応答を行った。

① 基金事業制度の把握と確認

基金条例・実施要領・実施要領の運用に基づいて運営されているので当該資料の提示を受けた

② 事業の実施による補助金額の確認

③ 事業の流れ、補助金の流れの確認

森林関係の補助金の多くは、一部国からの補助金を受け、広島県から市町へ交付され、市町はその多くの事業実施を森林組合に依存している。そこで、実施監査先として神石郡森林組合、佐伯森林組合を選定した。

④ 森林組合の実態把握

基金事業の実施状況を監査するためには、森林組合の実態把握が必要と考え、団体検査課に赴いて、広島県の各森林組合の総会提出資料を確認した。

まず、広島県農林水産事務所(東部・西部)において申請書・交付決定書・事業報告書等を確認した。

次に、市町(廿日市市・神石高原町)に赴いて、市町の申請事務・交付金事務・報告事務等を確認した。

最後に、森林組合(神石郡森林組合・佐伯森林組合)に赴いて、次のとおり実地監査を行った。

A 組合事務所における確認

a 組合概要の把握

- ・ 決算報告書
- ・ 組織図
- ・ 法人税申告書, 消費税申告書

b 補助金事業に係る基礎資料の確認

- ・ 各種契約書
- ・ 林業団地図
- ・ 作業日報, 作業報告書
- ・ 補助金請求計算根拠資料
- ・ 給与確認のための一人別徴収簿

B 現場監査

森林の作業用路網の開設, 間伐の実施, 森林作業用機械の稼動状況確認のため, 現場の森林に赴いて監査を実施した。

5 外部監査の実施期間

平成24年10月11日より平成25年3月31日まで

6 監査日数

(1) 監査日数

	監査延日数
予備調査	4.5
現地調査 ((2)現地調査の内訳参照)	49.5
報告書作成	67.5
合計 (うち包括外部監査人)	121.5 (25.5)

(2) 監査対象先及び現地監査日数の内訳

監査対象先		監査日数	
		日数	延日数
1	広島県農林水産局	7	18.5
2	東部農林水産事務所	1	4
3	西部農林水産事務所	1	3
4	神石高原町役場	1	6
5	廿日市市役所・佐伯支所	1	6
6	神石郡森林組合	1	5
7	佐伯森林組合	1	7
合計 (うち包括外部監査人)		13 (11.5)	49.5 (11.5)

7 外部監査従事者

包括外部監査人	税 理 士	山 田	毅 美
補助者	弁 護 士	原垣内	美 陽
	公認会計士	吉 中	邦 彦
	税 理 士	親 谷	順 子
	税 理 士	高 橋	誠
	税 理 士	鶴 岡	敦
	社会保険労務士	前 田	章 湖

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 当報告書で使用する用語

当報告書で使用する用語は、次のとおり国語辞典(大辞林)によっている。

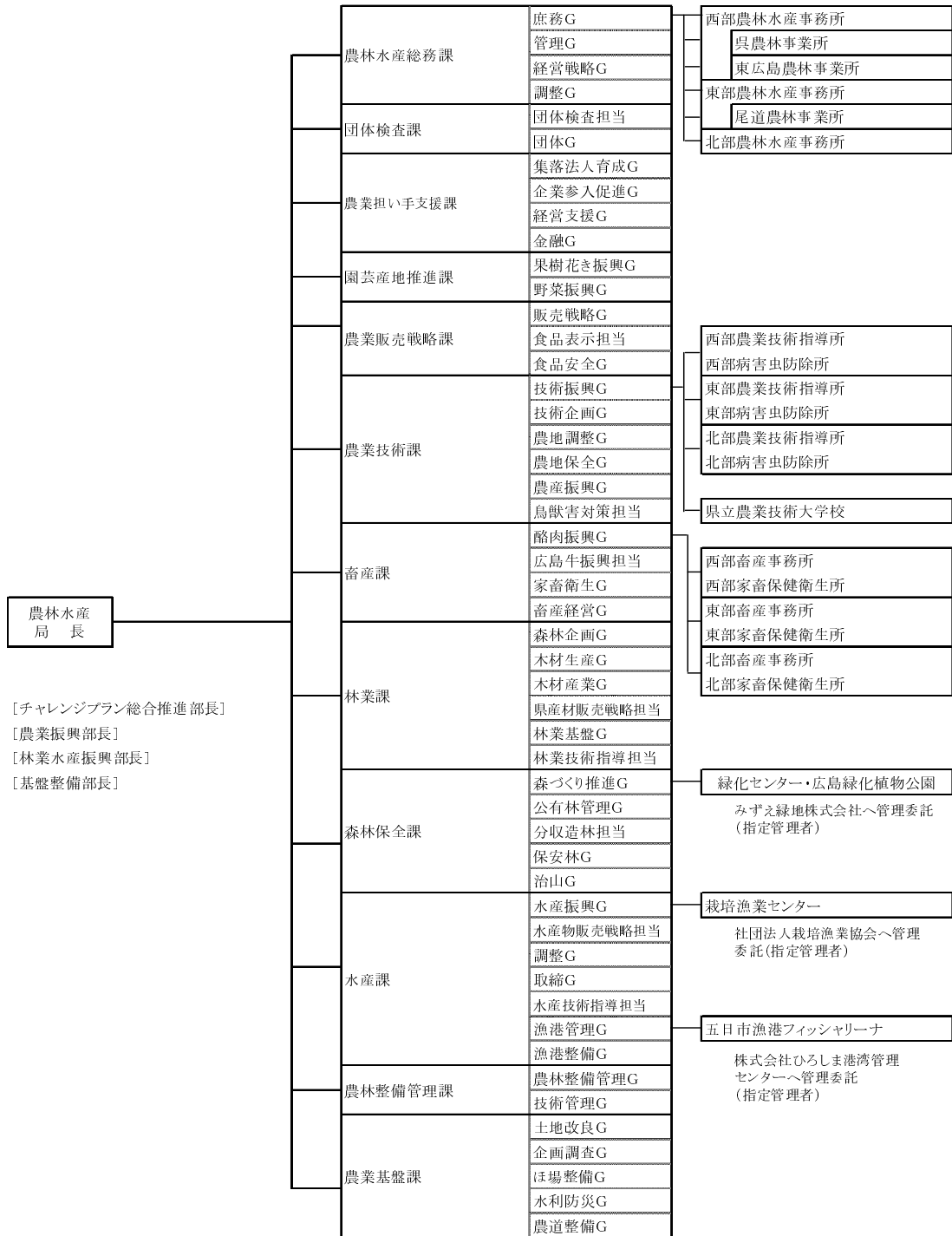
- 【不正】 正しくないこと。正当でないこと。
(従って、本監査で「不正」という用語を用いても、当該行為が刑事処分に該当すべき行為であるということを意味するものではない。)
- 【不当】 ① 道理に合わないこと。適当でないこと。
② 違法ではないが、法規定の趣旨・目的に照らして妥当でないこと。
- 【不適】 適さないこと。あてはまらないこと。
- 【適当】 ある状態・目的・要求などにぴったり合っていること。ふさわしいこと。
- 【適正】 適当で正しいこと。
- 【適切】 ぴったり当てはまること。ふさわしいこと。
- 【正当】 道理にかなっていること。正しいこと。
- 【正しい】 真理・事実に合致している。誤りがない。
- 【べき】 (助動詞)① 当然のなりゆき、あるいはそうなるはずの事柄を述べる。
② 義務づける意味を表す。
- 【たい】 (助動詞) 話して自身の希望を表す。
- 【改善】 物事をよい方に改めること。

第2 農林水産局の概要

広島県の農林水産局の概要は以下のとおりである。

1 組織図

(平成24年4月1日現在)



2 組織と業務内容

課 名	業 務 内 容	人 員 (平成24年4月現在)
農林水産総務課	(1) 農林水産局の庶務に関すること (2) 農林水産局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること (3) 農林水産物の販売に係る戦略的な広報に関すること (4) 農林水産局における人権問題対策の推進に関すること (5) 農林水産事務所に関すること(他局及び農林水産局中他課の所掌に属するものを除く) (6) 財団法人広島県農林振興センターの指導に関すること(農林水産局中他課の所掌に属するものを除く) (7) 農林水産局中他課の所掌に属しないこと	人 員 行政職 27 <u>再任用 2</u> 合 計 29人
団体検査課	(1) 農業協同組合の監督に関すること (2) 農業共済事業に関すること (3) 独立行政法人農業者年金基金の受託者の検査に関すること (4) 農業倉庫に関すること (5) 広島県農業共済保険審査会に関すること (6) 水産業協同組合の監督に関すること (7) 森林組合の監督に関すること	人 員 行政職 13 <u>嘱託員 3</u> 合 計 16人
林 業 課	(1) 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること (2) 県産材の販売体制の確立及び販売戦略の強化に関すること (3) 林業普及指導事業に関すること (4) 森林計画の編成及び運営に関すること (5) 市町村森林整備計画及び森林経営計画に関すること (6) 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること (7) 入会林野等の高度利用に関すること (8) 林業金融に関すること	人 員 行政職 39 <u>臨時職員 2</u> 合 計 41人

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 林業労働に関すること (10) 林業用の種苗に関すること (11) 林産物の生産及び流通に関すること (12) 林業・木材産業等振興施設整備事業の推進に関すること (13) 林業従事者の育成及び指導に関すること (14) 林業・木材関係団体等の指導に関すること (団体検査課の所掌に属するものを除く) (15) 造林事業に関すること (16) ひろしまの森づくり事業(県産材の消費拡大支援に係るものに限る)に関すること (17) 林道事業に関すること (18) 間伐の促進に関すること (19) 広島県森林審議会に関すること 	
<p>森林保全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化及び県民参加の森づくりに関すること (2) ひろしまの森づくり事業に関すること(林業課の所掌に属するものを除く) (3) 森林病虫害等の防除に関すること (4) 森林火災予防の指導に関すること (5) 森林国営保険に関すること (6) 県営林の管理及び経営に関すること (7) 水源林造成事業の推進に関すること (8) 財団法人広島県農林振興センター等の分取造林に関すること (9) 民有林の開発規制に関すること (10) 保安林及び保安施設地区に関すること (11) 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成16年広島県条例第1号)に関すること (12) 治山事業に関すること (13) 地すべりの防止に関すること(森林の保全に係るものに限る) (14) 広島県緑化センターに関すること (15) 広島県立広島緑化植物公園に関すること 	<p>人 員 行政職 22人</p>

3 組織別職員数

(平成24年4月1日現在)

	課 (所) 名	現 員
本 庁	農 林 水 産 総 務 課	32
	団 体 検 査 課	13
	農 業 担 い 手 支 援 課	24
	園 芸 産 地 推 進 課	8
	農 業 販 売 戦 略 課	14
	農 業 技 術 課	25
	畜 産 課	19
	林 業 課	39
	森 林 保 全 課	22
	水 産 課	37
	農 林 整 備 管 理 課	13
	農 業 基 盤 課	21
		本 庁 計
地 方	西 部 農 林 水 産 事 務 所	99
	呉 農 林 事 業 所	38
	東 広 島 農 林 事 業 所	37
	東 部 農 林 水 産 事 務 所	55
	尾 道 農 林 事 業 所	45
	北 部 農 林 水 産 事 務 所	76
	小 計	350
機 関	県 立 農 業 技 術 大 学 校	15
	小 計	15
	西 部 農 業 技 術 指 導 所・西 部 病 害 虫 防 除 所	41
	東 部 農 業 技 術 指 導 所・東 部 病 害 虫 防 除 所	34
	北 部 農 業 技 術 指 導 所・北 部 病 害 虫 防 除 所	26
	小 計	101
	西 部 畜 産 事 務 所・西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	32
	東 部 畜 産 事 務 所・東 部 家 畜 保 健 衛 生 所	19
	北 部 畜 産 事 務 所・北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	20
	小 計	71
	地 方 機 関 計	537
	合 計	804

第3 監査対象補助金の沿革と概要

1 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

補助金名称	広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)
沿革	<p>○本事業は、平成13年の「森林・林業基本法」で「森林所有者等による・・・森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行う」ことが規定されたことを受け、平成14年度に創設された。</p> <p>支援する地域活動は、年間を通じて実施されるため、国の交付決定や概算払いの時期にとらわれずに交付金を交付できる仕組みをつくるため、県に基金を創設し、予め必要な国費を積み立て、弾力的に活用する仕組みとなった。</p> <p>○林野庁では、学識者等による検討会を平成17年に設置し、平成19年度以降は施業・経営の集約化の支援に重点をおくこととなった。このため平成19年度予算では、施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を新たに支援対象とするなどの見直しを行った。さらに、平成21年12月に林野庁で策定された森林・林業再生プランの円滑な推進のため、集約化への支援に重点化することとされ、平成23年度の見直しが行われた。また、平成23年度より、「森林整備地域活動推進交付金」として位置づけられていた推進事務費が「森林整備地域活動支援事業」に一体化された。</p>
制度の概要	<p>○交付を受けるためには、事業主体は地域活動を行おうとする森林の所在する市町と協定を締結する。協定を締結後、市町は県に交付申請を行う。</p> <p>事業主体は協定の締結後、協定に沿って地域活動を実施し、実施した結果を取りまとめた報告書等を市町へ報告する。</p> <p>報告を受けた市町は報告書等を確認し、市町は県の農林水産事務所へ実績報告書を提出し、県はこれを審査する。その結果が適正であれば、県は市町へ、市町から協定締結者へ交付金が交付される。なお、本事業は以下の3つのメニューによって構成されている。</p>

	<p>① まとまりを持った森林を一体的に経営するための森林経営計画作成を行う事業体を支援する「森林経営計画作成促進」(H23年は要望がないため実施せず)</p> <p>② 森林の間伐を行うため、森林の現況を調査するなどして、施業箇所(5ha以上)を取りまとめ、森林所有者から同意を得る事業体を支援する「施業集約化の促進」</p> <p>③ 既存の路網を、平成23年度から作設が始まった森林作業道の規格相当へと転換するための改良工事と、路網の点検作業を支援する「作業路網の改良活動」</p>
<p>制度の目的・趣旨</p>	<p>林業採算性の悪化などにより、適切な施業の実施が十分に行われず、森林の多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される中、木材生産の低コスト化、安定化を図るため、間伐等の実施に必要な、集約化、路網の整備等を推進している。</p> <p>本事業では、効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業体による集約的な施業地確保、及び施業に必要な路網の改良を支援する。</p>
<p>補助金を受ける要件</p>	<p>○「施業集約化の促進」</p> <p>① 協定の対象となる森林の要件 次のすべてを満たす森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト林業団地に H23 年度までに位置づける森林 ・ 森林施業計画の対象森林又は特定間伐等促進計画 ・ 集約化実施計画又は森林共同施業団地対象民有林(ただし、次の森林は除く。 公有林, 大企業有林, 水源林造成事業による造成林, 国立大学法人有林, H22 年度本事業の「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」が実施された森林, 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林) <p>② 交付対象者 対象森林において「施業集約化の促進」を実施する者</p> <p>③ 交付の対象となる地域活動 森林調査, 合意形成活動, 境界確認</p> <p>④ 交付対象面積(協定の対象森林の中で, 交付の積算基礎となる森林)</p>

	<p>次のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ③の地域活動を実施し、間伐、または除伐を行うことについて、書面により森林所有者の同意が得られた森林 ・ 森林の現況調査、境界確認等を行い、その成果を公開する森林(書面により、森林所有者へ同意が得られていること) <p>○「作業路網の改良活動」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協定の対象となる森林の要件 低コスト林業団地に H23 年度までに位置づける森林、かつ、森林施業計画の対象森林 (ただし、公有林、大企業有林、水源林造成事業による造成林、国立大学法人有林、当年度に他の補助事業により作業道の開設・改良が行なわれる作業道は除く) ② 交付対象者 対象となる森林施業計画の作成主体(森林組合、素材生産業者等) ③ 交付の対象となる地域活動 協定内の路網の点検、及び改良工事 ④ 交付対象面積(協定の対象森林の中で、交付の積算基礎となる森林) ③の地域活動を行った森林施業計画のうち、人工林の面積
補助基準	<p>○2 メニュー共通 交付金の返還にあたる場合(該当する森林面積分の交付額を返還)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付対象者の申出により協定が廃止され、新たな協定が締結されない場合。 ② 協定期間中に森林の転用、売渡し等により積算基礎森林が減少した場合。 ③ 交付対象者が森林法第 16 条の規定により協定の対象となっている森林施業計画の認定を取り消された場合(協定期間終了後も含む)。 ④ 交付対象者が対象行為の実施状況について、虚偽の報告をした場合又は積算基礎森林の減少に際し協定を変更の申出を行わなかった場合。

	<p>⑤ 森林施業計画期間中かつ協定期間終了後に森林の転用売渡し等により、積算基礎森林が減少した場合 (*②と⑤は公用、公共用、地方自治体への売却を除く)</p> <p>○「施業集約化の促進」</p> <p>① 交付単価の適用</p> <p>交付単価を適用するには、一集約化実施計画当たり、施行面積が 5ha 以上かつ 10 m³/ha 以上の間伐施業について書面による森林所有者の同意が必要。</p> <p>なお、この同意を得た間伐は地域活動を行った次年度までに実施すること(公開の同意を得た場合を除く)。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><集約化実施計画></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; color: red;">間伐単価を適用</p> <p style="text-align: center;">【実施単位(補助金申請単位など)】</p> <p>施行面積：5.5ha/年 搬出材積：55m³ (平均 10m³/ha)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2.5ha 搬出材積：35m³</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2ha 搬出材積：20m³</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>1ha 搬出無し</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; color: red;">除伐単価を適用</p> <p style="text-align: center;">【実施単位】</p> <p>施行面積：7ha/年 搬出材積：35m³ (平均 5m³/ha)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2ha 搬出材積：35m³</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：5ha 搬出無し</p> </div> </div> </div>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<集約化実施計画>

(適用外)

施行面積：5ha
搬出材積：35m³

※同一集約化実施計画内に間伐単価が適用出来る施行地がない場合は交付金の対象とならない。

	<p>《1ha 当たり交付単価》</p> <p>○施業集約化の促進</p> <table border="1" data-bbox="517 389 1374 586"> <thead> <tr> <th colspan="2">積算基礎森林</th> <th rowspan="2">①県交付額の上限</th> <th rowspan="2">②市町交付額の上限</th> </tr> <tr> <th>施業種</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>境界不明瞭</td> <td>36,000円</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>境界明瞭</td> <td>24,000円</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(* 要領等にある「除伐」は本県では実績無し)</p> <p>○作業路網の改良活動</p> <table border="1" data-bbox="517 698 1374 797"> <thead> <tr> <th>積算基礎森林 (人工林)</th> <th>①県交付額の上限</th> <th>②市町交付額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,750円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	積算基礎森林		①県交付額の上限	②市町交付額の上限	施業種	区分	間伐	境界不明瞭	36,000円	48,000円	境界明瞭	24,000円	32,000円	積算基礎森林 (人工林)	①県交付額の上限	②市町交付額の上限		3,750円	5,000円
積算基礎森林		①県交付額の上限	②市町交付額の上限																	
施業種	区分																			
間伐	境界不明瞭	36,000円	48,000円																	
	境界明瞭	24,000円	32,000円																	
積算基礎森林 (人工林)	①県交付額の上限	②市町交付額の上限																		
	3,750円	5,000円																		
<p>その他</p>	<p>《審査》</p> <p>○事業主体(森林組合等) 実施状況報告書, または実施結果報告書, 及び添付資料を市町へ報告。</p> <p>○市町 書類審査, 及び, 「作業路網の改良活動」については現地確認を行い, 審査の上, 報告書を作成し, 県の農林水産事務所へ提出。</p> <p>○県 農林水産事務所 市町から提出された報告書や市町審査資料により書類審査。</p>																			

2 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

補助金名称	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	
沿革	<p>国の平成 21 年度第 1 次補正予算に係る「森林整備加速化・林業再生事業」を受け、広島県では平成 21 年 6 月補正予算で「森林整備加速化・林業再生基金」を設置し、平成21年度から 23 年度まで同基金事業に取り組んだ。</p> <p>※ 国の平成 23 年度第 3 次補正予算において、「森林整備加速化・林業再生事業」の延長(復興木材安定供給等対策)が、また、第4次補正予算において、同事業の積み増し(森林・林業人材育成加速化事業)が決定した。</p> <p>これを受け、県では引き続き、平成 24 年度から 26 年度まで同基金事業に取り組んでいる。</p>	
制度の概要	<p>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、本事業を実施する。</p>	
制度の目的・趣旨	<p>地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受けて造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。</p>	
補助金を受ける要件	表 1 事業ごとの交付対象となる事業主体	
	メニュー	事業主体
	① 地域協議会の運営, 調査・調整, 計画作成, 普及等	地域協議会 (以下,「協議会」という)

	<p>② 間伐</p>	<p>県及び協議会の構成員のうち、市町、森林組合、県森林組合連合会、(財)県農林振興センター、林業経営体等</p>
	<p>③ 林内路網整備</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、森林組合連合会、(財)県農林振興センター、施業受託者等</p>
	<p>④ 森林境界の明確化</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体、森林境界明確化のために設立された協議会等</p>
	<p>⑤ 里山再生対策</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、その他県知事が認めるもの</p>
	<p>⑥ 高性能林業機械等の導入</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域森林・林業活性化センター等</p>
	<p>⑦ 木材加工流通施設等整備 ※ うち、木質バイオマス加工流通施設等整備</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人等</p> <p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組</p>

		合法人, 一部事務組合, 社会福祉法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑧ 木造公共施設等整備	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 森林組合連合会, 林業者等の組織する団体, 木材関連業者等の組織する団体, 地方公共団体等の出資する法人, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 地方公共団体の組合, 特別区, 一部事務組合, 社会福祉法人, 医療法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑨ 木質バイオマス利用施設等整備	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 森林組合連合会, 林業者等の組織する団体, 地方公共団体等の出資する法人, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 一部事務組合, 社会福祉法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑩ 間伐材安定供給コスト支援	上記⑨に同じ
	⑪ 流通経費支援	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 森林所有者等の協業体, 林業者の組織する団体, 地方公共団体等が出資する法人, 林業事業体, 木材関連業者等の組織する団体, 地域材を利用する法人等
	⑫ 利子助成	上記⑪に同じ
	⑬ 地域材利用開発	協議会の構成員のうち, 住宅生産者, 林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体, 大学等の試験研究機関等

補助率		
	メニュー	事業主体
	① 地域協議会の運営, 調査・調整, 計画作成, 普及等	定額 (10/10 以内で交付対象経費以内)
	② 間伐	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	③ 林内路網整備	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	④ 森林境界の明確化	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	⑤ 里山再生対策	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑥ 高性能林業機械等の 導入	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑦ 木材加工流通施設等 整備	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑧ 木造公共施設等整備	定額 (3/4 以内で, 交付対象経費以内)
	⑨ 木質バイオマス利用施 設等整備	定額 (3/4 以内で, 交付対象経費以内)
	⑩ 間伐材安定供給コスト 支援	定額(交付対象経費以内)
	⑪ 流通経費支援	定額(交付対象経費以内)
	⑫ 利子助成	定額(交付対象経費以内)
	⑬ 地域材利用開発	定額(交付対象経費以内)

3 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

補助金名称	ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)				
沿革	<p>○平成15年度に高知県で導入されて以来, 森林整備等を主な目的として, 都道府県が独自課税(県民税の上乗せ課税)を導入する取り組みが増加してきた。</p> <p>○広島県においても「ひろしまの森づくり県民税条例」及び「ひろしまの森づくり基金条例」を制定し, 平成19年度から「ひろしまの森づくり事業」を実施している。</p> <p>○課税期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までであったが, 平成29年3月31日まで5年間延長された。</p>				
制度の概要	<p>個人県民税均等割額に500円, 法人県民税均等割の5%相当額を上乗せ課税したものを財源とし, 主に手入れされずに放置された森林を整備するため, 必要な経費を市町を通じて補助・支援している。</p>				
制度の目的・趣旨	<p>県土の保全や水源のかん養など, 県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため, 県民に広く薄く負担をお願いし, 県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する。</p>				
補助金を受ける要件	<p>○環境貢献林整備事業</p> <p>補助対象となる事業主体:①市町, ②林業等労働力の確保に関する法律に基づき知事の認定を受けた認定事業主(以下「認定事業主」という。), ③森林所有者, ④その他市町の長が事業を遂行することが適切であると認めた者</p> <p>表1 メニューごとの補助要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人工林健全化 (伐採率30%以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林齢16～60年生 ・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林 ・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林 ・ 分収林契約を締結していない人工林 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 要 件	①人工林健全化 (伐採率30%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林齢16～60年生 ・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林 ・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林 ・ 分収林契約を締結していない人工林
区 分	補 助 要 件				
①人工林健全化 (伐採率30%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林齢16～60年生 ・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林 ・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林 ・ 分収林契約を締結していない人工林 				

②針広混交林化 (伐採率40%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林齢16～60年生 ・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林 ・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林 ・ 分収林契約を締結していない人工林 ・ 普通林
③被害木の処理	林齢21年生以上
④簡易作業路の開設	同一年度に①～③の作業と一体的に実施する
⑤簡易な木製構造物の設置	同一年度に①～③の作業と一体的に実施する
⑥事業推進調査	①又は②の整備を実施するために必要な調査で、市町が補助対象である

○ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

表2 事業ごとの交付対象となる事業主体

区 分	事 業 主 体
①里山林整備事業	市町, 認定事業主, 森林所有者, その他市町の長が事業を遂行することが適切であると認めた者
②里山保全活用支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町
③森林・林業体験活動支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町, 学校等
④県産材利用対策事業	
A 県産材木製品普及促進事業	市町, 学校等
B 学校施設木質化推進事業	市町, 学校等
C 木質バイオマス普及支援事業	木質バイオマスの普及等に取り組む団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町
⑤環境緑化支援事業	
A 公共緑化	市町, 学校等(公共施設緑化) 民間事業者等(公的空間緑化)

B 緑化支援	緑化活動を行う団体(住民団体, NPO等), 地域住民
⑥特認事業	
A 森林・林業体験 活動支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO等), 市町, 学校等
B 県産材利用対策 事業	市町
C 知事が特に必要 と認めた事業	市町
⑦事業推進費	市町

補助要件:表2の①里山林整備事業を実施しようとする市町は,
あらかじめ森林所有者と事業の実施に関する協定を
締結すること。

○県産材消費拡大支援事業

表3 補助対象者は次の各号すべてに該当する者

要 件	基 準・条 件
①県内に自ら居住するた めに右記の基準を満た す木造住宅を新築する 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軸組工法により建築された一戸建の 木造住宅 ・ 延床面積:100m²以上 ・ 主要構造部材に使用する材積のう ち, 県産材を60%以上使用する住宅 ・ 建築業法に基づく建築工事届が受 理されている住宅 ・ 会計年度末の3月末までに, 主要構 造部材の工事が完了し, 書類審査 及び現地確認が可能な住宅
②右記の条件を満たす施 工業者と住宅の建築に ついて契約を締結した 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に営業所を有し, 建設業法に 基づく建築工事業等の許可を受け ている施工業者 ・ 本事業に係る行為において法令を 遵守することを誓約できる施工業者
③県税の滞納がない者	—
④県産材モニターとして協 力できる者	—

<p>補助率</p>	<p>○環境貢献林整備事業 定額:事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から①人工林健全化及び②針広混交林化の実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額</p> <p>○ひろしまの森づくり事業(交付金事業) 10/10以内(表2の⑥特認事業については,別に知事が認めた額以内)</p> <p>○県産材消費拡大支援事業 定額:30万円/戸(県産材使用率60%以上) 40万円/戸(県産材使用率70%以上)</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4 総論

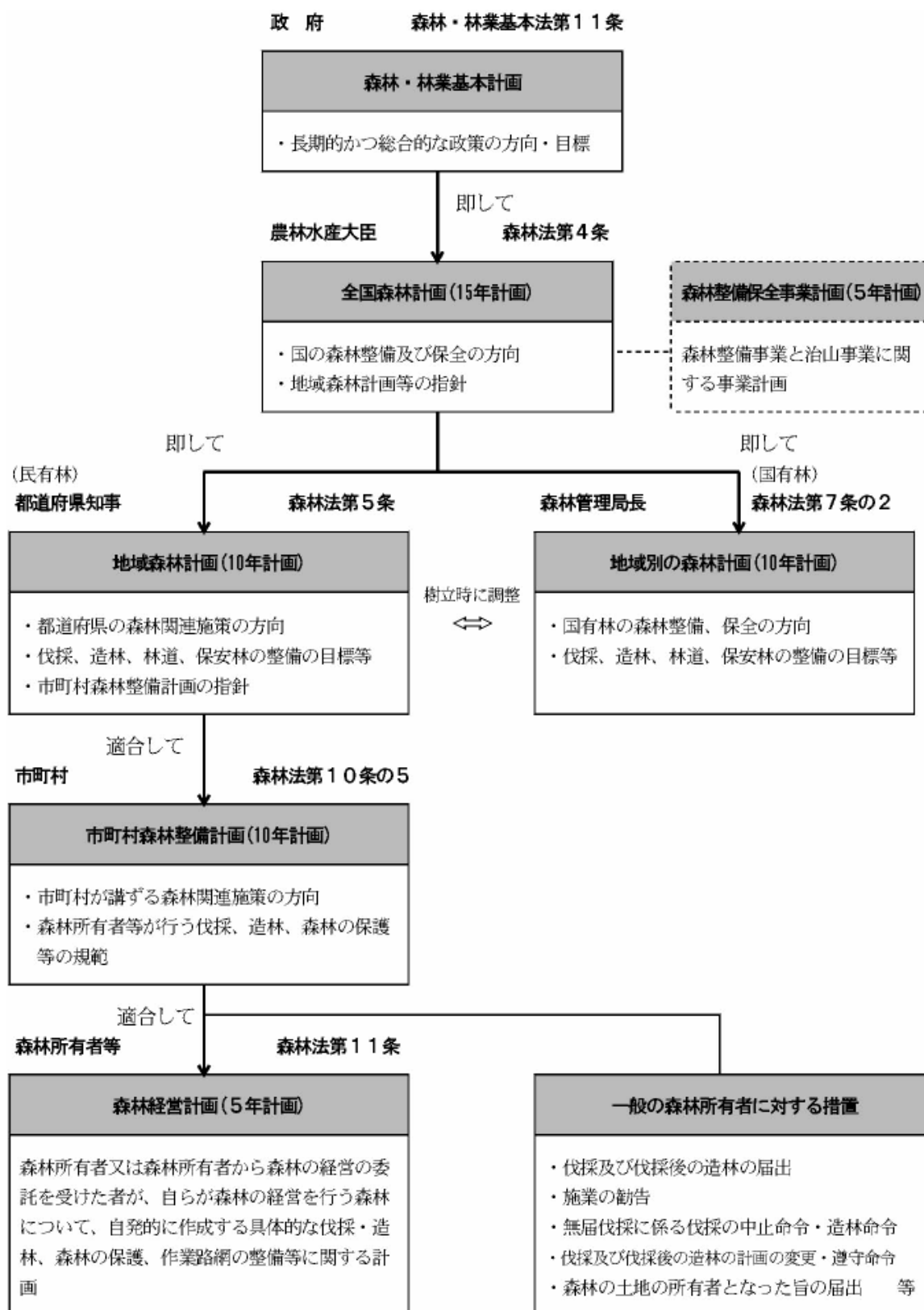
1 我が国における森林の状況

(1) 森林計画

国・県・市町村・森林所有者等の計画は、次のようにされている。

国は森林・林業基本計画に基づき、全国森林計画(15年計画)を策定し、県は地域森林計画(10年計画)、市町村は市町村森林整備計画(10年計画)を策定する。

これを受けて、森林所有者等は、森林経営計画(5年計画)を策定し、自らが経営を行う森林について、具体的な伐採・造林・森林の保護、作業路網の整備等を行うこととしている。

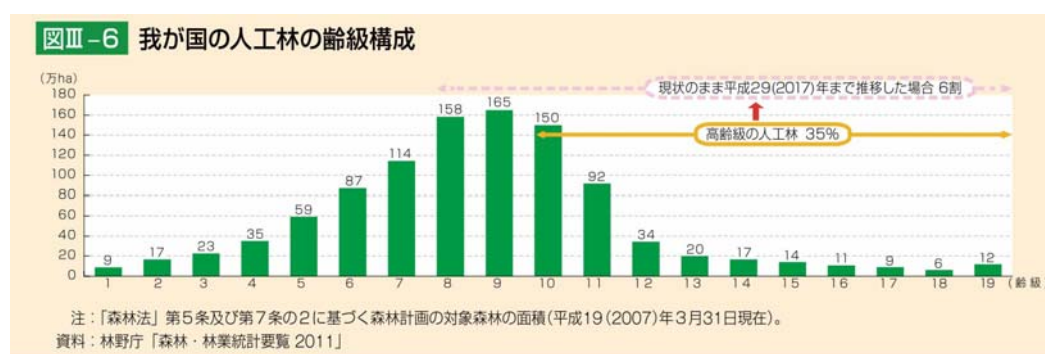


(2) 森林をめぐる現状

① 森林資源

森林資源は、建築用途に適し、経済的価値も見込めることから、スギ、ヒノキ等の針葉樹中心の植栽である。

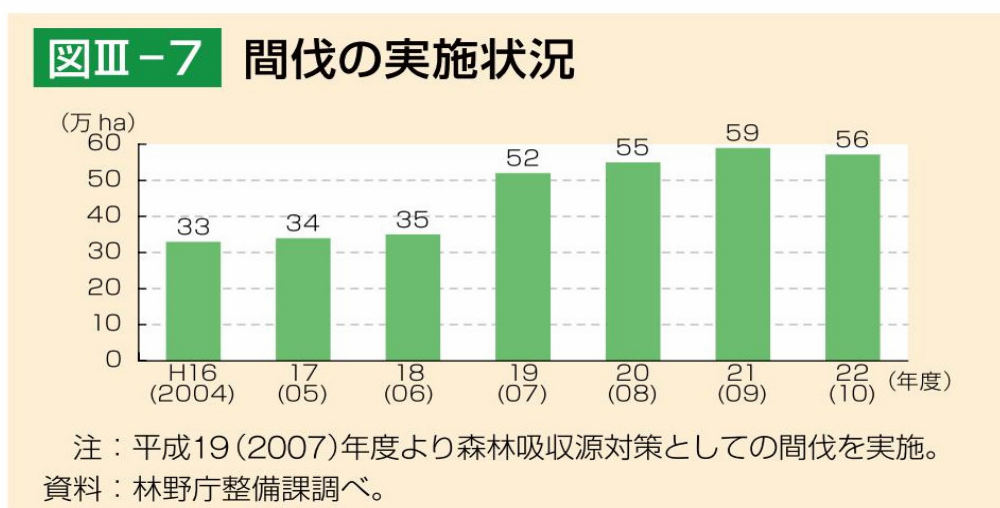
木材として本格的に利用可能となる、50年超(11 齢級以上)の森林は、平成19年3月末で35%であり、10年後は60%に達する見込みである。



② 間伐

間伐は、過密となった森林の立木の一部を伐採して、立木の密度を調整し、樹木の成長や下草などの繁茂を促す作業である。

国は、平成19年度以降年間55万haの間伐を実施している。



③ 林業経営

A 農林水産省の統計によると、山林を20ha以上保有し施業を一定程度行っている経営体粗収益・所得は次のとおりである。

表Ⅳ－1 林業所得の内訳

項目	単位	平成19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	増減
林業粗収益	万円	190	178	▲ 12
素材生産	//	125	104	▲ 21
立木販売	//	28	21	▲ 7
その他	//	38	54	15
林業経営費	//	161	168	7
請負わせ料金	//	54	56	2
雇用労賃	//	27	30	3
原木費	//	13	13	1
その他	//	68	69	2
林業所得	//	29	10	▲ 19
伐採材積	m ³	125	125	0

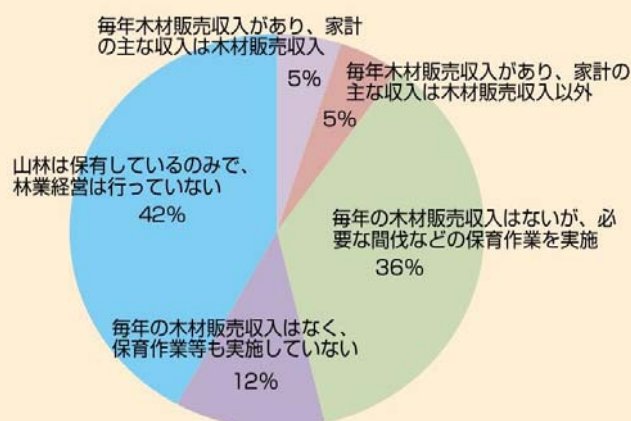
資料：農林水産省「林業経営統計調査」

林業粗収益 178 万円

林業所得 10 万円(平成20年度)

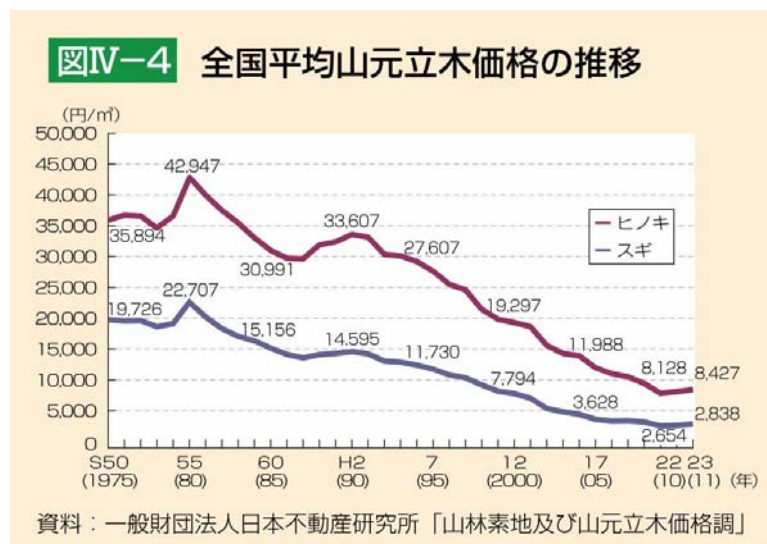
これは補助金を含めた数字であり、林業収入が主たる収入である者は全体の5%であり、大半は林業以外で生計を立てていることになる。

図Ⅳ－3 現在の林業経営の状況



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

- B 立木の価格もピーク時(昭和 55 年)と比べるとスギは 13%, ヒノキは 20% 程度である。



- C 「2010年農林業センサス」によれば、保有山林面積が1ha以上の世帯である「林家」の数は約91万戸であり、そのうち約9割が10ha未満の保有である。(5ha未満は75%)

また、「林業経営体」は約14万経営体で、うち約6割は保有山林面積が10ha未満となっている。

このように、保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占め、林業経営規模も零細な構造となっている。

(3) 林業の再生

我が国は、欧州諸国に比し、生産性が低く、広島県においては、小規模山林所有者が多く、全国平均よりも更に生産性は低い。

農林水産省は、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、現在は平成23年に見直した「森林・林業基本計画」に基づき、林業の再生に向けた取り組みが進められている。その取り組みは、次のとおりである。

① 森林施業の集約化

- A 生産性向上のため、隣接する複数の所有者の森林をまとめて路網整備や間伐等の森林施業一括受託する「施業の集約化」を推進する。
- B 集約化の推進に当たり、森林所有者の特定と境界の明確化が必要となる。

② 路網整備の加速化

路網は、施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。

先進国のドイツの林内路網密度は約 118m/ha であり、日本は約 17m/ha と大きく立ち遅れており、路網整備が必要である。

③ 機械化の促進

高い生産性を実現するためには高性能林業機械を適切に組み合わせて配置することが重要である。

(4) 林業経営の具体像

林野庁は、平成 23 年に「森林・林業基本計画」の見直しを検討し、10 年後に達成すべき目標を示し、「林業経営の具体像」を提示した。

図Ⅳ-31 林業経営の具体像(10年後)



資料：「林業構造の展望について」(平成23(2011)年3月29日林政審議会資料)

林業経営の具体像の主な点を以下にまとめてみた。

		現 状	10年後
間 伐	森林作業道開設	130m/ha	0m/ha
	補 助 金	381,000 円	0 円
	収 支	4,500 円/ha	73,000 円/ha

		現 状	10年後
主伐, 再造 林, 保育	主 伐 収 入	490,000 円/ha	1,200,000 円/ha
	補 助 金	1,300,000 円/ha	1,000,000 円/ha
	収 支	△110,000 円/ha	730,000 円/ha

(5) 森林に係る地方公共団体の独自課税

平成 15 年に高知県が全国で始めて森林環境税を導入し(個人は年 500 円, 法人は年 500 円), 平成 23 年度までに 31 県が独自課税をしている(表Ⅲ-6)

広島県は, 平成 19 年に導入し(個人は年 500 円, 法人は, 従来の均等割額の 5%相当額(年 1,000~40,000 円)), 5 年の時限措置の後, 平成 24 年から更に 5 年の継続課税とされている。

各都道府県による独自課税の用途は, 次のとおりである。

森林整備	31 県
普及啓発	26 県
森林環境学習	23 県
ボランティア支援	23 県
公募による森林づくり活動支援	12 県

広島県の事業内容は, 森林整備, 里山保全活動支援, 林業体験活動支援などである。

表Ⅲ-6 都道府県の独自課税一覧

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
高知県	森林環境税	H15(2003)	500円	若齢林を中心とした間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、森林環境教育など県民の主体的な森林保全の取組に対する支援など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16(2004)	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
鳥取県	森林環境保全税	H17(2005)	500円	強度間伐の実施による針広混交林化への誘導、保安林の機能強化(間伐・作業道整備)、間伐等の作業体験等への支援、公益的機能の維持と景観向上を図るための枯死木の伐採など
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17(2005)	500円	長期間間伐などの保育作業が行われていない人工林に対して不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民自らが企画・立案した森づくり活動や県産材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
山口県	やまぐち森づくり県民税	H17(2005)	500円	森林のもつ多面的な機能の回復が必要な荒廃した人工林を対象に強度間伐の実施による針広混交林へ誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
愛媛県	森林環境税	H17(2005)	700円	施業地の団地化支援、林内に設置されたままになっている低質間伐材の搬出促進、地域材を利用した公共施設の木造化の支援、県民が自発的に取り組む森林の利活用等への支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17(2005)	500円	間伐未実施で放置された人工林での針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林環境教育などを行う団体等への支援、有害鳥獣捕獲等を行う市町村に対する補助など
鹿児島県	森林環境税	H17(2005)	500円	公益上重要な森林における間伐の実施や路網の整備、県産材を用いた木造施設整備への支援、森林ボランティア団体等への活動の支援、森林・林業に関する学習・体験活動の支援など
岩手県	いわての森づくり県民税	H18(2006)	1,000円	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林において強度間伐による針広混交林への誘導など
福島県	森林環境税	H18(2006)	1,000円	公益的機能の低下が懸念される森林について間伐の実施や搬出・路網整備への支援、市町村が行う森づくり施策への支援、森林ボランティアの活動支援など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18(2006)	400円	公益性が高い森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備(人工林の強度間伐、倒木の処理、竹林の広葉樹林化等)税と事業の理解促進のための普及啓発など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18(2006)	800円	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林管理を進めるための境界明確化、県産材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
兵庫県	県民緑税	H18(2006)	800円	流水災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防火施設等)、針広混交林への誘導、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
奈良県	森林環境税	H18(2006)	500円	施業放置林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、NPO等の参加による荒廃した里山の整備、森林環境教育の指導者育成や体験学習の実施など
大分県	森林環境税	H18(2006)	500円	災害発生等の懸念がある荒廃した森林を対象に強度間伐や広葉樹の植栽の実施、侵入防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、ボランティア等の活動に対する支援など
宮崎県	森林環境税	H18(2006)	500円	公益上重要な森林を対象とした強度間伐による針広混交林化への誘導、深流周辺にある堆積した流木等の除去、ボランティア団体・企業等の森づくり活動、市町村による公有林化への支援など
山形県	やまがた緑環境税	H19(2007)	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施や針広混交林への誘導、荒廃した里山林を再生するための被害木の伐採、地域ボランティア等が実施する森づくり活動への支援など
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税	H19(2007)	均等割300円所得割	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の搬出促進、水源保全上重要な丹沢大山における植生の衰退防止対策など
富山県	水と緑の森づくり税	H19(2007)	500円	風雪被害林や過密人工林での整理伐の実施による針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、木材製品の広告・宣伝等による県産材の利用促進など
石川県	いしかわ森林環境税	H19(2007)	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、NPO等が実施する森林環境教育や森林体験活動への支援など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19(2007)	500円	熊野古道等の森林の保全整備や水源地域の荒廃森林の整備、NPOや市町村等地域からの自発的な取組への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19(2007)	500円	緊急に整備が必要な人工林の強度間伐等の実施による針広混交林への誘導、里山保全に取り組む住民団体等への支援、森林機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動への支援など
長崎県	ながさき森林環境税	H19(2007)	500円	重要な水源林を対象とした手入れ不足の人工林の間伐の実施による針広混交林への誘導、侵入竹林や風倒被害林の伐採・整理、県民参加による森づくり活動等への支援など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20(2008)	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育等の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動の支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20(2008)	1,000円	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、公共施設等の木造化・木質化など地域材利活用の推進、森づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する支援など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20(2008)	700円	公益的機能の発揮する上で特に重要な保安林等内の人工林の強度間伐の実施、間伐材を利用した学習机やいすの小中学校への配布、身近な森林整備や森をはくむ人づくりの取組の支援など
長野県	長野県森林づくり県民税	H20(2008)	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が展開する森づくり施策への支援、地域材の利活用を通じた森づくり等への取組の推進、人材育成を行う事業者への支援など
福岡県	森林環境税	H20(2008)	500円	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森づくり活動への支援など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20(2008)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、県民等による荒廃した森林を再生する取組の支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21(2009)	500円	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
宮城県	みやぎ環境税	H23(2011)	1,200円	若齢林の間伐の促進及び一体的に実施する作業道整備に対する補助、県産材を利用した戸建て新築住宅に対する支援、花粉の少ない苗木を増産するためのミストハウスの設置など
山梨県	森林環境税	H24(2012)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導や里山林の整備、学校施設等への県産材使用や未利用材のバイオマス利用促進、県民参加の森づくり活動への支援など(検討中)
岐阜県	清流の国ぎふ森林環境税	H24(2012)	1,000円	環境保全を目的とした人工林の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動への支援など(検討中)

注1：個人のほか、法人に対して均等割額3～1.1%相当額の範囲内で課税されている(神奈川県はなし)。高知県は個人と同額の500円/年。

注2：色つきの県は課税期間を継続した県。

資料：林野庁企画課調べ。

2 広島県における森林の状況

(1) 森林計画

広島県は、平成18年3月に2006年(平成18年)～2010年(平成22年)の5年計画で「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定している。

「3. 広島県の農林水産業のあるべき姿」では、「林業の構造改革」を掲げ、次のような数値目標を設定している。

NO	項目	現 状	H22 年度 計 画	H22 年度 実 績
1	低コスト林業団地の整備	0ha	30,000ha 270 団地	51,800ha 292 団地
2	森林組合合併の推進	17 組合	7 組合	17 組合
3	森林施業計画	80 件	160 件	319 件
4	森林組合長期施業受託面積	0ha	50 千 ha	42 千 ha
5	間伐実施面積	19,427ha (H12～H16)	41,000ha (H12～H22)	57,882ha (H12～H22)
6	木材安定供給協定による 木材の流通量	6 件 1,300 m ³	12 件 2,500 m ³	17 件 13,970 m ³

「広島県農林水産業のあるべき姿」を実現するため重点施策の展開方向を明らかにし、林業関係では、

[効率的な木材の生産・流通体制の確立]

6. 林業生産の低コスト化
7. 林業事業体の育成強化
8. 木材流通の効率化と木材利用の拡大

を掲げている。

6. 林業生産の低コスト化では、

現状認識として、

- ・ 小規模分散型所有形態の森林
- ・ 林内路網整備が不十分
- ・ 機械化の遅れ

を掲げ、取り組みの方向とし、

- ・ 概ね 100ha 規模の森林の団地化
- ・ 施業の集約化・効率化の推進
- ・ 長伐期施業への誘導
- ・ 計画的な木材生産が可能な「低コスト林業団地」の重点的整備

を掲げている。

推進項目として、

- ・ 森林の団地化
- ・ 高密度路網の整備
- ・ 高性能林業機械の導入
- ・ 施業の集約化・効率化
- ・ 長伐期施業の導入

を掲げており、施策の推進主体は、市町、森林組合等を中心として推進することとされている。

7. 林業事業体の育成強化では、

取り組みの方向として、

- ・ 森林組合の経営基盤強化
- ・ 森林所有者の経営意欲喚起
- ・ 効率的な林業の担い手確保

を掲げている。

8. 木材流通の効率化と木材利用の拡大では、

取り組みの方向として、

- ・ 木材流通の効率化
- ・ 県産材供給体制整備
- ・ 県産材の利用拡大

を掲げている。

(2) 広島県の森林等の現状

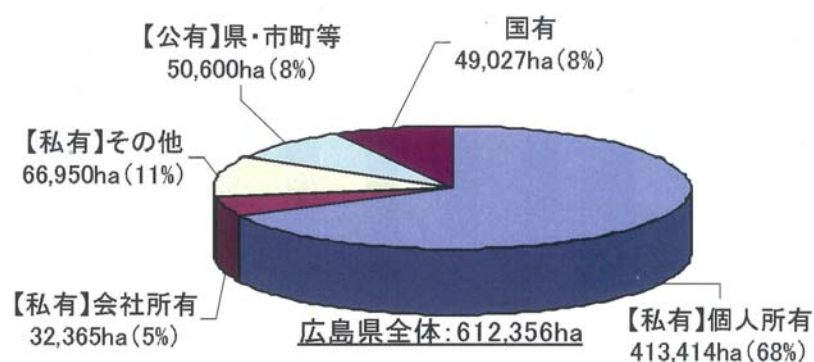
① 森林面積と所有形態

広島県の森林面積は、県土面積の約 72%にあたる約 61 万 ha であり、これを

所有形態別にみると、国有林が約 48,000ha で約 8%、民有林が約 564,000ha で 92%を占めている。

民有林の森林所有者別にみると、個人所有が約 410,000ha で約 68%を占めている。所有規模(所有面積 1ha以上の林家数)でみると、3ha未満が 54%と半数以上を占めることから小規模かつ多数の個人所有が多い状況である。

所有形態別森林面積

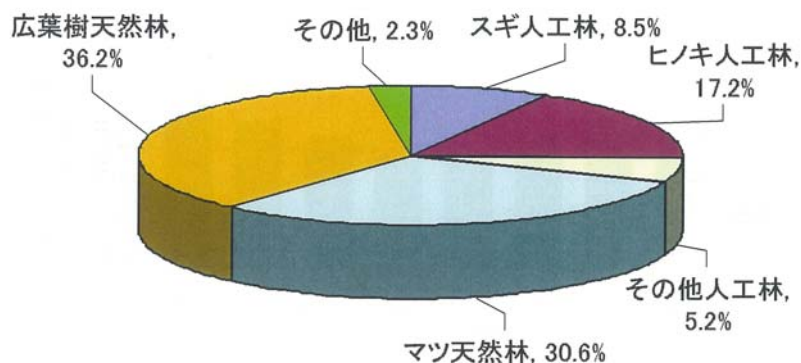


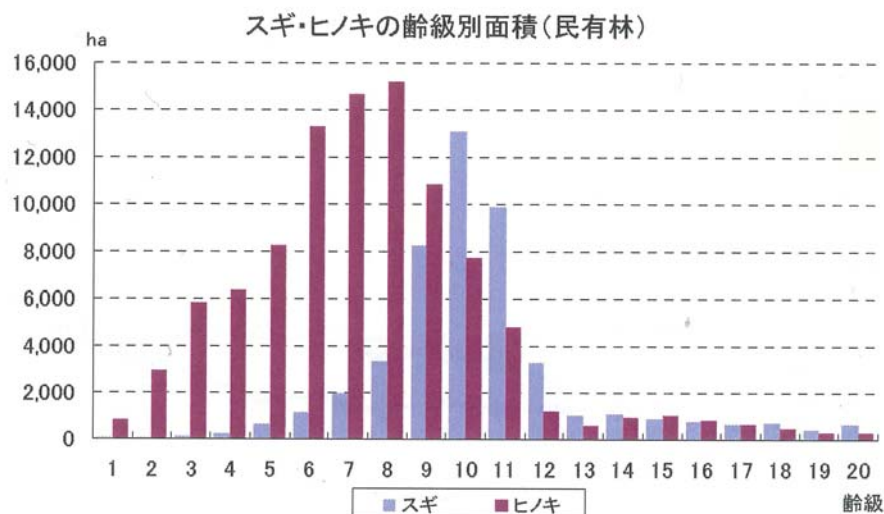
② 民有林の樹種別・林種別面積割合等

民有林面積を樹種別・林種別にみると、天然の広葉樹林とマツ林が併せて約 67%を占め、スギ・ヒノキの人工林が約 26%を占めている。

スギ・ヒノキの人工林は、木材生産等を目的として主に戦後に植林されたもので、県北部を中心に分布している。スギは 9～11 齢級(1 齢級=5 年)が多く、間伐や主伐による資源利用を行う時期にある。ヒノキは 8 齢級をピークに分布しており、今後主伐期を迎える。

民有林の林種別面積割合



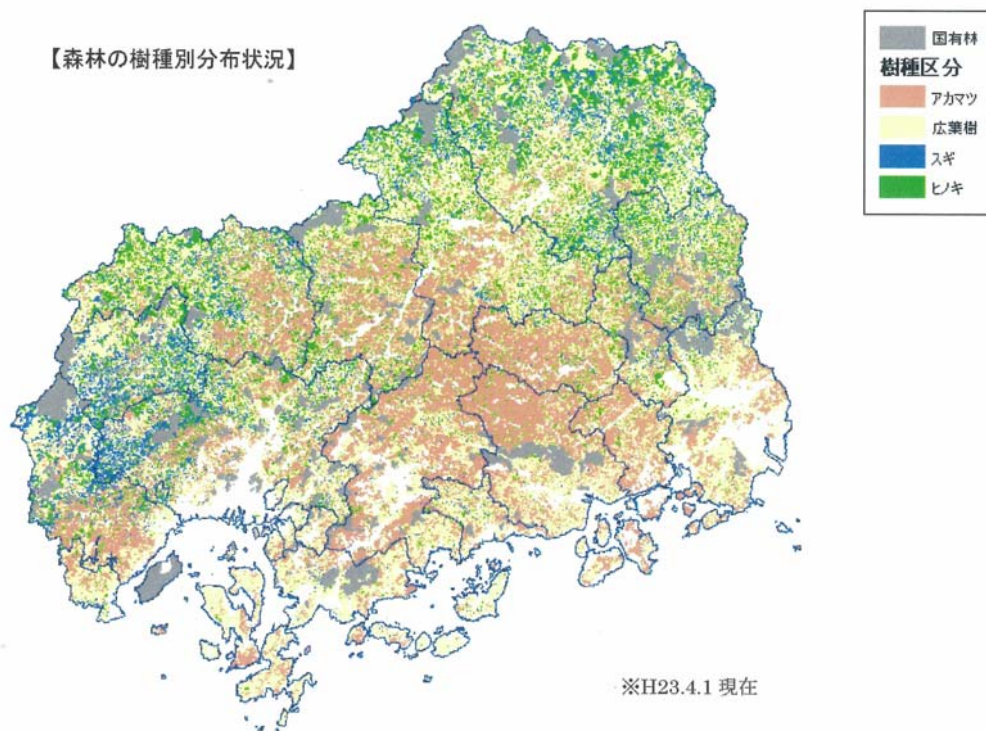


資料: 上記いずれも広島県農林水産局調べ

③ 樹種別分布状況

樹種別森林の分布は、太田川流域筋においてはスギが多く、江の川上流域を中心にヒノキが広く分布している。これらのスギ・ヒノキの多くは、木材生産を目的として、主に戦後から植林されてきた「人工林」である。

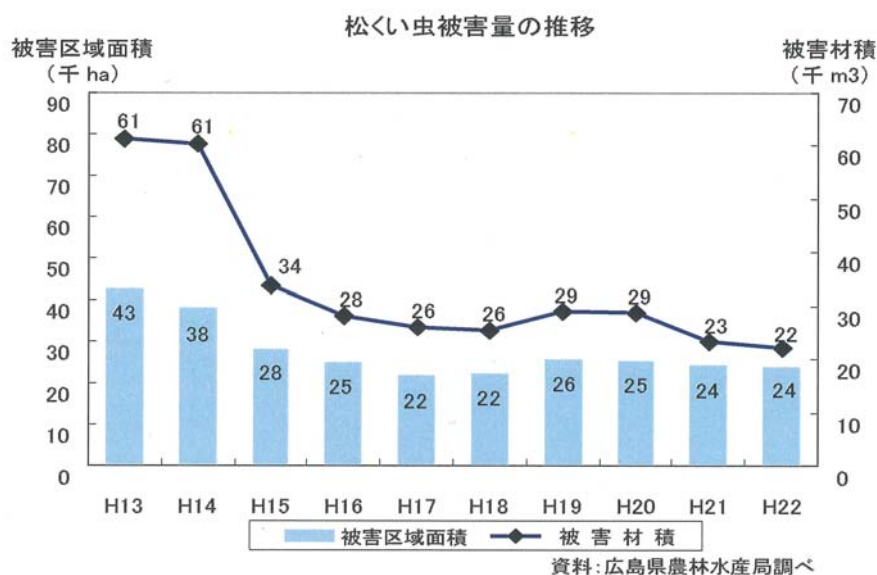
県中央部から瀬戸内海沿岸にかけてはアカマツが広く分布しており、また、広葉樹は県内全域に広く分布している。



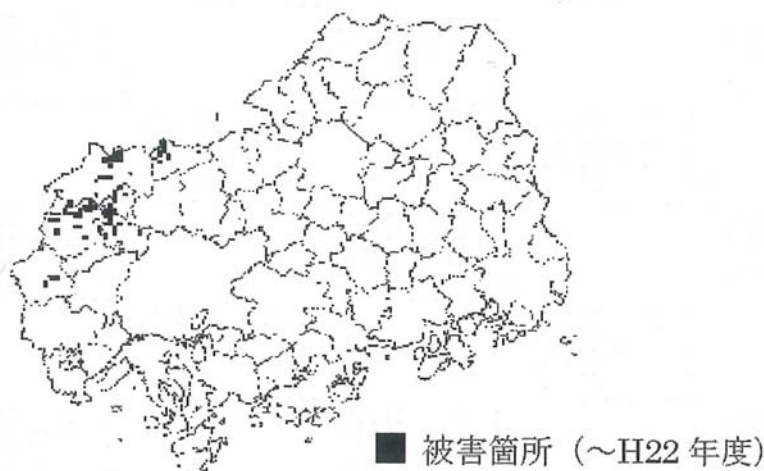
④ 松くい虫被害等

松くい虫被害は、昭和40年代から瀬戸内海沿岸のマツ林を中心に被害が発生し、平成6年度には被害面積60,000haまで広がった。その後、被害は減少傾向にあるが、終息するまでには至っていない。

また、近年では、新たに「ナラ枯れ」が県北部で発生している。「ナラ枯れ」は、カシノナガキクイムシという甲虫が、病原菌(ラファエレア・クエルキボータ菌)を伝播することによって、ナラ類・カシ類などの樹木に起こる伝染病である。広島県では、平成18年度に初めて確認され、今後の被害拡大が懸念され、被害のまん延防止対策が喫緊の課題となっている。



【ナラ枯れの発生状況】



⑤ スギ・ヒノキの間伐

木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の減退等により、あまり変化のなかったスギ・ヒノキの間伐については、平成18年度から取り組んでいる「低コスト林業団地」の成果や平成19年度から取り組んでいる「ひろしまの森づくり事業」の実施によって間伐の増加につながっている。森づくり事業による間伐は年間約1,000haで、低コスト林業団地による間伐が約5,000haである。

※ 低コスト林業団地：林業生産の効率化と林業経営の安定化を目的として、作業道の整備による機械化、施業の集約化・効率化等の推進により、森林組合や中・大規模林家が所有者から長期に施業を受託すること等で団地化した森林のこと。



⑥ 林業経営

林業の状況についてみると、県内木材(素材)価格は、長期にわたって低迷しており、山村地域の過疎化・高齢化の進行なども加わって、県内の林業従事者は一貫して減少傾向にある。

A 林家数

広島県における民有林保有面積が1ha以上の林家数は約5万戸であり、そのうち、9割の4.5万戸が10ha未満の保有である(全国数値と同程度の割合)。

なお、林家数は岩手県に次いで全国第2位の戸数である。

B 木材生産量

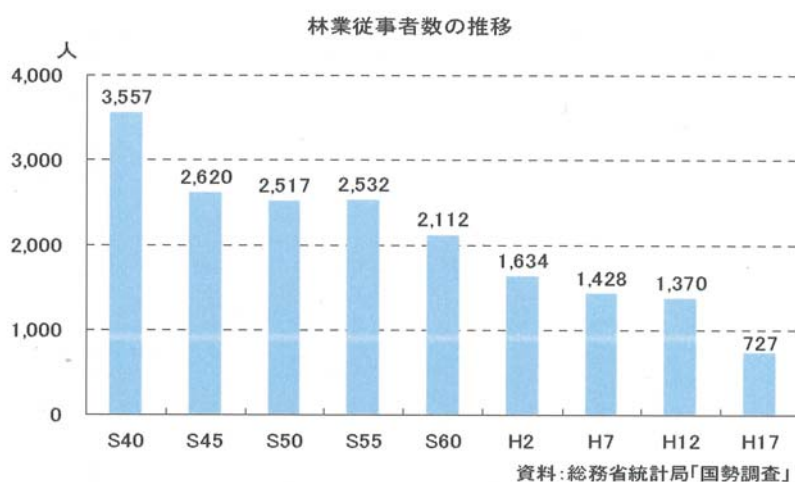
木材(素材)生産量は、近年回復傾向にあるが、その大半はマツ、広葉樹などであり、スギ・ヒノキの生産量は、微増に留まっている。県内のスギ・ヒノキの蓄積量(3,756万 m^3 、H19.3現在、利用量11.5万 m^3 、H21素材生産量/歩留(=6.9万 m^3 /60%)と利用率を見ると、資源利用率はわずかに0.31%と不十分な状況にある。

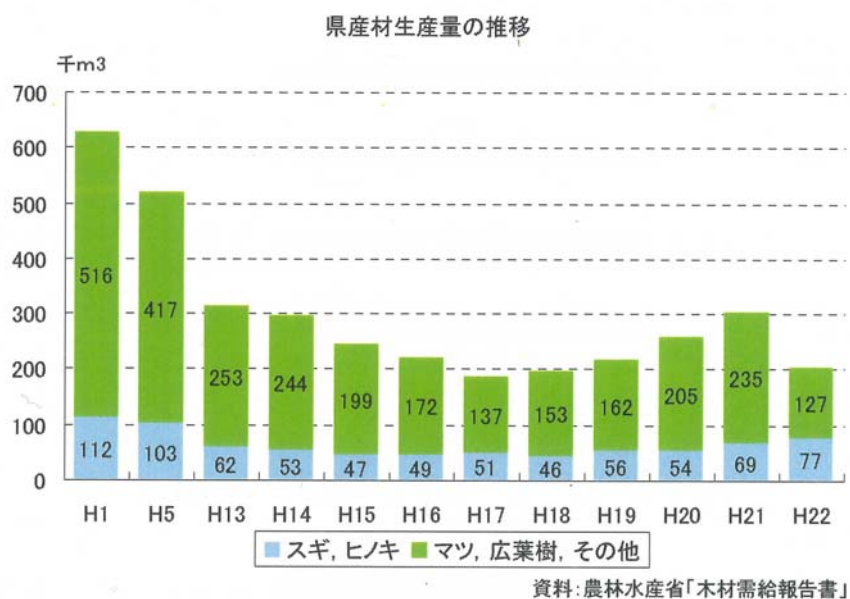
C 木材価格

広島県内木材価格は、ピーク時(昭和55年)と比べると、スギは25%、ヒノキは21%である。

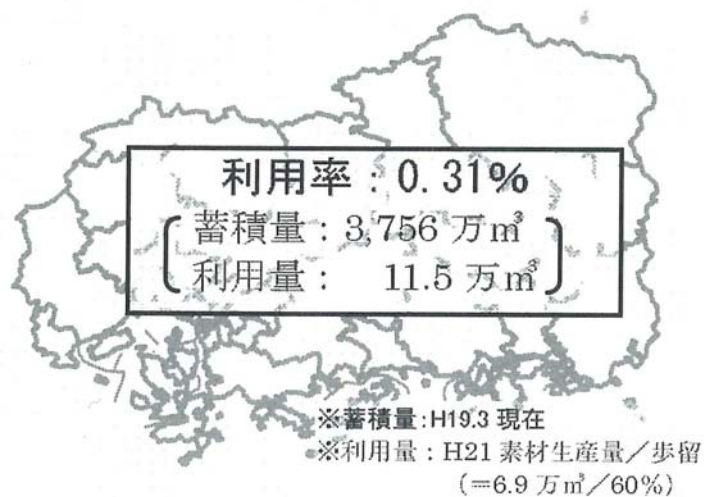
D 低コスト林業団地面積と間伐搬出量

平成18年度から「低コスト林業団地」の取り組みにより、森林の所有と経営の分離が進み、平成21年度において、低コスト林業団地面積4.8万ha、間伐搬出量3.2万 m^3 (対前年比143%)に増加している。





【スギ・ヒノキ蓄積量と利用率】



(参考資料)

ひろしま森づくり事業評価委員会議事録, 2020 広島県農林水産業チャレンジプランひろしまの森づくりに関する事業方針

(3) 広島県の林業再生

広島県は、平成22年12月「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定しているため、同プランから広島県の林業再生について報告する。

① これまでの取り組み成果

これまでは、産業として自立できる林業・木材産業の確立を目的として効率的な木材の生産・流通体制の確立を重点施策として実施してきた。

主な施策は、下記のとおりである。

- A 林業事業者の育成強化による木材の安定供給体制の整備
- B 森林組合等による林業生産の低コスト林業団地の整備
- C 木材流通の効率化と木材利用の確立

② 現状と課題

これまでの取り組みの結果の現状と課題は、下記のとおりである。

- A 低コスト林業団地の整備の結果、森林の所有と経営の分離により、素材生産量は、増加傾向になっている。
- B 木材集出荷施設の整備や県産材使用住宅への支援等により、県産材の流通や利用の動きはあるが、さらに強化する必要がある。
- C 今後は、伐採跡への低コストによる植林が必要になる。

③ 林業再生への新たな取り組み

農林水産省は、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し、広島県は、平成22年12月に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定している。

このプランの実現のため広島県では、今後の取り組みとして下記の重点施策を展開している。

- A 木材生産に関連して効率的な木材生産体制の構築
具体的施策は、下記のとおりである。
 - a 計画的な林業の推進のため人材育成や条件整備(新森林計画制度の構築, 境界明確化の推進等)の推進
 - b 林業事業者の育成強化のため森林の経営と生産の分離を進める。
 - c 林業労働者の確保と育成のため新規就業者の確保や定着支援, 現場技能者の育成を図る。

d 効率的な木材生産システムの構築とその基盤整備を進め、木材生産の効率化を図る。

B 流通・加工に関連して県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現
具体的施策は、下記のとおりである。

a 川上から川下までのマッチング機能を備えた商流・物流による安定取引の構築のため生産側と消費側の情報交換の促進、木材市場等を拠点とした物流ネットワーク体制の構築等を図る。

b 全国的に競争力のある加工体制の活用のため、競争力のある製材工場での県産材取り扱い量の拡大、加工における品質の向上等を図る。

C 消費に関連して県産材を最大限活用する木材利用の実現
具体的施策は、下記のとおりである。

a 公共建築物等への利用促進や情報発信等により県産材の利用拡大を図る。

b 木造住宅における県産材の利用の促進を図る。

c 県産材を無駄なく使用するため木質バイオマス、製紙用パルプ・チップ等への用途開発や利用促進を展開する。

d 企業と連携した新製品開発や新たな需要の拡大を図る。

D 森林資源に関連して適正な森林資源管理
具体的施策は、下記のとおりである。

a 次世代の木材を育て循環利用するための資源管理(地域森林計画、市町村森林整備計画等)の推進。

b 森林資源の循環利用につながる施業技術の開発。

c 県営林等において林業経営のモデルを構築し、私有林や市町村林への普及を図る。

(4) 広島県における独自課税

① 概要

平成19年4月から平成24年3月までの5年間を課税期間として「ひろしまの森づくり県民税」が創設された。その後、平成23年度中に「ひろしまの森づくり事業評価委員会」(学識経験者・県民等で構成)の検証等を経た上で、平成29年3月まで5年間延長されている。

② 目的

県土の保全や水源のかん養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性を鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県民全体で守り・育てること。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため。

③ 税率

個人の場合 年額 500 円(均等割額 1,000 円に 500 円を加算)

法人の場合 年額 均等割額の 5%相当額

④ 税収の使途

人工林対策～荒廃した人工林の間伐や風倒木等災害対策など

里山林対策～土砂災害防止, 松くい虫被害跡地対策, 竹林対策など

環境緑化対策～都市緑化推進対策など

木材利用対策～間伐材利用製品, 木質バイオマスの促進など

森づくりに関する情報発信や普及啓発など

⑤ 税収額の推移

(単位:千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
個人	589,271	669,891	668,584	657,744	656,743	660,000
法人	35,044	169,952	171,580	176,958	176,537	176,000
計	624,315	839,843	840,164	834,702	833,280	836,000

※H23 年度までは決算額, H24 年度は当初予算額

3 森林組合

(1) 森林組合とは

森林組合法に基づいて個人・法人など森林所有者が互いに協力して、経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする協同組合である。

森林を所有する組合員の出資により運営され、組合員に対して森林の経営に関する相談に応じ、指導し、森林の施業・運営の負託、森林施業計画、病虫害の防除等組合員の森林の保護、資材の共同購入、林産物の販売、資金融資、森林災害共済などの事業を行っている(森林組合法第1条、第9条)。

森林とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹及び木竹の集団的な生育に供される土地をいい、森林所有者とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう(森林法第2条)。

(注) 文中の「森林施業計画」は、平成24年4月1日の法改正によって、「森林経営計画」に改められた。

(2) 森林組合の監督

① 報告書の徴収について

行政庁は、組合から、その組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員若しくは会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる(森林組合法第110条)。

② 業務又は会計状況の検査について

森林組合の事業運営や経営の健全性を確保するため、業務や会計の状況について検査を実施することとなっている(森林組合法第111条)。

③ 検査の種類

A 常例検査(森林組合法第111条第4項)

毎年1回常例として行うもの

a 全面検査 組合等の業務又は会計の状況について、定期的に全部門を対象に実施するもの

b 部分検査 全面検査の方針に基づき、組合等の事業の健全な運営を確保するために、特定部門を対象に実施するもの

B 随時検査(森林組合法第111条3項)

共済事業を行う組合等の健全な運営を確保するために、行政庁が必要があると認める組合等を対象に実施するもの

C 認定検査(森林組合法第111条2項)

組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認める組合等
に実施するもの

D 請求検査(森林組合法第111条1項)

組合員の請求(総組合員の10分の1以上の同意)があった組合等を
対象に実施するもの

森林組合法第111条に規定に基づき森林組合に対して実施する検査について、検査の視点、具体的な検査の手續・方法等を定めることを目的として、農林水産省によって森林組合検査実施要領例が作成されている(平成19年4月2日制定,平成23年9月1日最終改正)。

④ 広島県の森林組合と監督

広島県においては、農林水産局団体検査課が監督を行うこととされている。広島県森林組合連合会のホームページによれば、会員は次のとおりである。

森林組合	郵便番号	所在地	電話番号
広島市森林組合	731-0232	広島市安佐北区亀山南3丁目 16-28	082-814-2653
佐伯森林組合	738-0222	廿日市市津田 4266-1	0829-72-0319
太田川森林組合	731-3664	山県郡安芸太田町大字上殿 261	0826-28-2244
安芸北森林組合	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 2124-2	0826-42-0678
尾三地方森林組合	722-0352	尾道市御調町公文 208-1	0848-76-0020
芸南森林組合	725-0026	竹原市中央5丁目 10-17	0846-22-0743
賀茂地方森林組合	739-2106	東広島市高屋町稲木 2010-5	082-434-1188
黒瀬町森林組合	739-2612	東広島市黒瀬町丸山 1445	0823-82-5197
世羅郡森林組合	722-1121	世羅郡世羅町西上原 137-1	0847-22-1170
広島県東部森林組合	720-0004	福山市御幸町中津原甘軒屋 1690-1	084-955-2555
神石郡森林組合	720-1811	神石郡神石高原町大字安田 175-1	0847-82-0832
三次地方森林組合	728-0023	三次市東酒屋町 1180-2	0824-64-0123
甲奴郡森林組合	729-3431	府中市上下町字上下 2809-1	0847-62-8150
備北森林組合	727-0012	庄原市中本町1丁目 20-14	0824-72-5561
西城町森林組合	729-5742	庄原市西城町中野 1312	0824-82-2158
東城町森林組合	729-5453	庄原市東城町受原 201-1	08477-4-0002

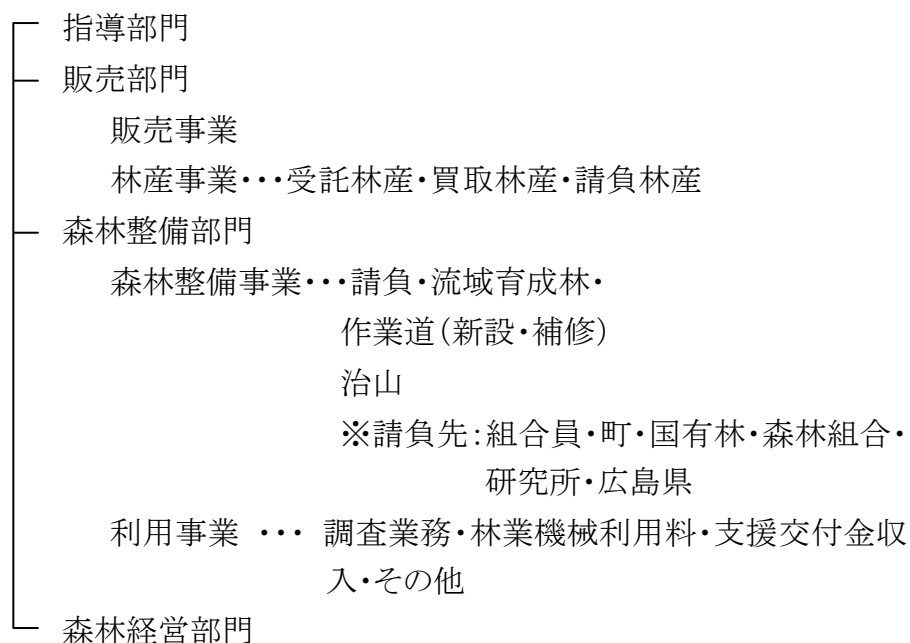
⑤ 森林組合の提出する書類

- A 総代会議案書
- B 業務報告書
- C 事業計画書

B業務報告書の内容は次のとおりである。

a 組合事業活動の概要

- ・ 主要な事業活動の内容
- ・ 個別事業の概要



b 組合の運営組織の状況

c 計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 剰余金処分案
- ・ 注記表
- ・ 附属明細書・・・科目別明細

(3) 広島県の森林組合の受け取る補助金

今回の監査対象補助金である「広島県森林整備地域活動支援事業基金」「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」「ひろしまの森づくり基金」の中で、神石高原町及び廿日市市について、各森林組合の受け取る補助金の割合はどの程度か検討することとする。

① 神石高原町の場合

A 森林整備地域活動支援事業

平成 21 年度	$\frac{4,065,000 \text{ 円(組合)}}{20,000,000 \text{ 円(全体)}} = 20.33\%$
平成 22 年度	$\frac{4,153,000 \text{ 円(組合)}}{20,000,000 \text{ 円(全体)}} = 20.77\%$
平成 23 年度	$\frac{14,450,000 \text{ (組合)}}{15,497,150 \text{ 円(全体)}} = 93.24\%$

平成 21 年度, 平成 22 年度は各地域への補助金は 1,100 万円弱あったが, 平成 23 年度は各地域への補助金はない。

B 森林整備加速化・林業再生事業

平成 22 年度	$\frac{76,430,000 \text{ 円(組合)}}{77,224,500 \text{ 円(全体)}} = 98.97\%$
平成 23 年度	$\frac{42,712,000 \text{ 円(組合)}}{48,297,500 \text{ 円(全体)}} = 98.97\%$

C-a ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

平成 21 年度	$\frac{5,959,800 \text{ 円(組合)}}{15,756,270 \text{ 円(全体)}} = 37.82\%$
平成 22 年度	$\frac{7,153,650 \text{ 円(組合)}}{16,282,280 \text{ 円(全体)}} = 43.94\%$
平成 23 年度	$\frac{11,638,200 \text{ (組合)}}{14,673,150 \text{ 円(全体)}} = 79.32\%$

21 年の 37.82%, 22 年の 43.94%に比し 23 年はその割合が 79.32%に達している。

C-b ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

平成 21 年度	57,702,700 円	100%
平成 22 年度	25,925,840 円	100%
平成 23 年度	34,987,950 円	100%

この事業も森林組合が 100%受領している。

以上, 見てきたように, 各事業は, 平成 23 年度で見れば 80%から 90%程度事業によって 100%森林組合に補助金等を交付している。

② 廿日市市の場合

A 森林整備地域支援事業

平成 21 年度	$\frac{1,080,000 \text{ 円(組合)}}{9,850,000 \text{ 円(全体)}} = 10.96\%$
平成 22 年度	$\frac{1,080,000 \text{ 円(組合)}}{9,850,000 \text{ 円(全体)}} = 10.96\%$
平成 23 年度	$\frac{3,880,000 \text{ 円(組合)}}{12,814,650 \text{ 円(全体)}} = 30.28\%$

事業により 100%の森林組合に補助金を交付しているケースもある。

B 森林整備加速化・林業再生事業

平成 21 年度	事業なし
平成 22 年度	$\frac{12,600,000 \text{ 円(組合)}}{59,440,000 \text{ 円(全体)}} = 21.20\%$
平成 23 年度	$\frac{23,560,000 \text{ 円(組合)}}{74,154,000 \text{ 円(全体)}} = 31.77\%$

C-a ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

平成 21 年度	$\frac{10,311,000 \text{ 円(組合)}}{20,300,000 \text{ 円(全体)}} = 50.79\%$
平成 22 年度	$\frac{13,282,500 \text{ 円(組合)}}{20,900,000 \text{ 円(全体)}} = 62.95\%$
平成 23 年度	$\frac{13,407,450 \text{ 円(組合)}}{18,800,000 \text{ 円(全体)}} = 71.32\%$

C-b ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

平成 21 年度	$\frac{7,465,980 \text{ 円(組合)}}{28,908,740 \text{ 円(全体)}} = 25.83\%$
平成 22 年度	$\frac{16,418,380 \text{ 円(組合)}}{19,833,550 \text{ 円(全体)}} = 82.79\%$
平成 23 年度	$\frac{17,996,230 \text{ 円(組合)}}{17,996,230 \text{ 円(全体)}} = 100\%$

(4) 森林組合への実施監査

以上の検討の結果, 広島県における林業関係補助金の多くは森林組合が受け取っており, 各事業の実態把握のためには, 森林組合の実地監査が不可欠であると判断し, 2 森林組合への実地監査を行った。

4 用語集

－ あ行 －	
一般競争入札	一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方式。
－ か行 －	
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太が間伐材のこと。
基幹林業就労者	チェーンソー、高性能機械オペレーター等の資格を持って林業に従事する者をいう。
機能増進保育	長伐期施業における適正な密度管理を目的として行う、高齢級（36～60年生）の人工林の間伐等の施業をいう。
強度間伐	通常、面積当たりの本数で20～30%の割合で行う間伐を、一般に40%以上の割合で行う間伐のこと。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等作業の一工程を処理する林業機械に対し、玉切り、移動、積込作業といった多行程を処理することができる林業機械をいう。
交付金	政府又は地方公共団体から各種団体や個人に対して一定の行政上の必要性から交付される現金的給付で、予算上交付金として計上される。 具体的には地方交付税、国民健康保険等があり、法律で交付金として明示されている。 一般に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）の適用対象とはならない。
高密度路網整備	基幹となる林道とこれを補完する作業道を一体的に整備し、効率的な森林施業が行われるよう路網を形成することをいう。
－ さ行 －	
作業道	集材作業などを主として林業生産に供することを目的として作設され、トラックなど作業用車両が通行する道で、林道以外の道のこと。
里山林	居住地周辺に位置し、地域住民による薪炭材伐採などの利用を通じて維持・管理されてきた森林をいう。
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業のこと。
市町村森林整備計画	森林法に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに経てる10年を一期とする計画のこと。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。

指名競争入札	資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式。
主伐	次の世代の森林の後継樹の更新を伴い、目的樹種を収奪するための森林の一部又は全部の伐採のこと。
森林経営計画	平成 24 年度から創設される予定の計画のこと。意欲と実行力のある林業事業体等が、林班（概ね 50 ヘクタール）又は連たんする複数林班単位で、路網・集約化に関する事項等を定める予定である。
森林作業道	林業機械の走行
森林整備地域活動支援	森林の多面的機能の維持・発揮のため、間伐等の手入れが適切に行われるよう、その実施に必要な森林の現況調査等の地域活動への行政の支援をいう。市町と地域活動実施協定を締結した森林所有者等に対し手入れが必要な人工林等の面積に応じて交付金が支払われる。
森林施業計画	森林法に基づき、森林所有者等が 30ha 以上のまとまりを有する森林を対象に、計画的な森林づくりのため策定し、市町長等の認定を受ける 5 カ年の計画をいう。認定を受けた者は森林の施業や経営に対し様々な支援措置が受けられる。所有者から森林の管理・経営を受託した者も認定の対象となる。
森林施業プランナー	森林施業プランを作成し、プランを森林所有者に提示して地域の合意形成を進める技術者のこと。
森林の団地化	所有形態が小規模な状態にある複数の林地を一定のまとまりとして考え一体的に取り扱うことをいう。
森林の持つ多面的機能（森林の公益的機能）	森林が持っている様々な機能の総称。これまでは、国土保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、自然環境保全機能、生活環境保全機能などが挙げられていたが、近年は、二酸化炭素の吸収・貯蔵や生物多様性を保全する機能も注目を集めている。
随意契約	競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式。
施業の集約化・効率化	森林を育成するために行う間伐等の作業（施業）を森林の団地化のもと、所有境界に関わりなく一体的に実施することをいう。施業の集団化ともいう。
－ た行 －	
低コスト林業団地	林業生産の効率化と林業経営の安定化を目的として、作業道の整備による機械化、施業の集約化・効率化等の推進により、森林組合や中・大規模林家が所有者から長期に施業を受託すること等で団地化した森林をいう。

特定間伐	概ね 30 ヘクタール以上の団地を設定し、森林所有者と市町の協定に基づき、26～45 年生の人工林で行う木材の利用も伴う間伐等の施業をいう。通常より高齢級の人工林まで対象にし、間伐手遅れ森林の解消、間伐材の有効利用等を図る。
－ は行 －	
ひろしまの森づくり県民税	森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、森林・林業体験活動の支援、間伐材の利用対策など、県民で守り育てる取り組みを行うため、平成 19 年度から 5 年間、県民税均等割額に、個人は 500 円、法人は均等割額の 5%相当額を加算する県独自課税のこと。
補助金	<p>広義には政府又は地方公共団体から公共団体や民間等に対して各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付である。</p> <p>一般的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相当の反対給付を受けない ② 交付を受けた相手方が利益を受ける ③ 交付された金銭について用途が特定される <p>狭義では国が奨励的な観点から地方公共団体に対して支出するもので、特定の施策の実施が必要な場合や財政上の必要がある場合に当該地方公共団体に対して補助金が交付できる。</p> <p>なお、補助金の算定基礎・支出時期・用途等については法律上の規制があって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）が適用される。</p>
－ ら行 －	
林家	0.1ha 以上の林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯のこと。
林業専用道	10 t 程度の林業用トラックの走行
林道	一般車両走行
林分（りんぶん）	森林の樹種、林齢、樹高等の状況（林況）がほぼ同一で、林況の異なる隣接する森林とは区分し、森林の管理・経営が行われる森林の単位。

第5 監査対象補助金の監査結果

包括外部監査人は、農林水産局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施したので結果を以下に報告する。

- ・ 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- ・ 広島県森林整備加速化・林業再生基金
- ・ ひろしまの森づくり基金

1 概要

(1) 広島県の農林水産業計画

広島県の農林水産業計画は、近時5年を単位として策定されており、平成18年3月には、平成18年～平成22年の5年計画で「2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を、平成22年12月には、平成27年度を目標年度とする「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定している。

最初に、平成18年3月策定の計画について計画の内容と実績を、平成22年12月策定の計画について計画の内容を述べ、次に、各基金に共通する事項及び各基金特有の事項について述べることとする。

平成18年3月策定の計画では、あるべき姿として「林業の構造改革」を掲げ目標数値の設定をしている。また、林業関係の重点施策として〔効率的な木材の生産・流通体制の確立〕を掲げ、推進項目として、森林の団地化・高密度路網の整備・高性能機械の導入・施業の集約化・効率化・長伐期施業の導入を掲げている。

平成22年12月策定の「チャレンジプラン」においては、次の4つを重点施策としている。

- ① 効率的な木材生産体制の構築
- ② 県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現
- ③ 県産材を最大限活用する木材利用の実現
- ④ 適正な森林資源管理

(2) 実地監査対象の選定

① 広島県農林水産局林業課

当事業の実績数値の提示を求め、検討を行った。その結果、市町によって状況は異なるが、最終的には多くの事業が各森林組合によって行われていることが確認できた。

② 広島県農林水産局団体検査課

森林組合の監督は団体検査課が所掌しているため、団体検査課においてその検査内容・結果を確認したところ、組合の組織運営についての検査であった。

そこで、各森林組合から提出を求めた平成23年度総会に提出された議案書から、貸借対照表・損益計算書等の内容を把握した。

③ 市町及び森林組合に対する実地監査

実態把握のため、市町・森林組合への実地監査を実施することとし、東部農林水産事務所管内から神石高原町・神石郡森林組合を選定し、西部農林水産事務所管内から廿日市市・佐伯森林組合を選定した。

2 計画と実績

(1) 平成18年3月策定の計画と実績

2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における現状(平成16年)と計画(平成22年度)は下表のとおりであった。

NO	項目	現状	H22年度 計画	H22年度 実績
1	低コスト林業団地の整備	0ha	30,000ha 270 団地	51,800ha 292 団地
2	森林組合合併の推進	17 組合	7 組合	17 組合
3	森林施業計画	80 件	160 件	319 件
4	森林組合長期施業 受託面積	0ha	50 千 ha	42 千 ha
5	間伐実施面積	19,427ha (H12～H16)	41,000ha (H12～H22)	57,882ha (H12～H22)
6	木材安定供給協定による 木材の流通量	6 件 1,300 m ³	12 件 2,500 m ³	17 件 13,970 m ³

計画を達成した項目は、6項目のうち4項目であり、2項目については未達成であった。

- ① 森林組合の合併推進については、平成24年4月に1件実施していることから現在(平成25年1月)16組合である。しかし、「(10)森林組合 ⑥森林組合の合併」(75ページ)で指摘しているように財務体質の悪化している森林組合があり、合併の推進は今後も引き続いて必要である。
- ② 森林組合長期施業受託面積の拡大は進行中であり、森林組合の経営安定化のため森林所有者への受託活動が一層必要である。

その他の計画の数値目標は達成しているが、重要なのは政策目的の達成であり、効率的で安定的な林業経営に改革されているかどうかである。

(2) 平成22年12月策定の計画

引き続き、2020 広島県農林水産業チャレンジプランが作成されている。ここでの数値目標は下記のとおりである。

項 目	現 状		目 標	
			平成27年	平成32年
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量(万m ³ /年)	平成21年	6.9	30	40
うち低コスト林業団地分	平成21年	3.2	15	20
低コスト林業団地面積(ha・累計)	平成21年	48,630	55,000	60,000
森林施業プランナー(人・累計)	平成21年	9	60	63
高性能林業機械保有数(セット・累計)	平成21年	17	57	65
低コスト林業団地の 林内路網密度(m・ha)	平成21年	24.8	施 業 地 車両系 100 架線系 40	
県産材の製材品出荷量(万m ³ /年)	平成21年	3.8	16	22
公共建築物等への木材利用拡大 (千m ³ /年)	平成21年	3	10	20
県内での県産材製材品販売量のシ ェア(%)	平成21年	8	27	46
再植林経費(万円/ha)	平成21年	95	-	1/2 以下

新プランは平成21年12月の農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」に基づいて、新たな取り組みを実施している。

今後の課題は下記のとおりである。

- ① 効率的な県産材生産体制の確立
- ② 消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築
- ③ 県産材の利用拡大に対する取り組み
- ④ 森林資源の循環利用に関する取り組み

前回プランとの継続性の有無については、下記のとおりである。

分類	項目	摘要
継続	低コスト林業団地面積 公共建築物等への木材利用拡大	
新規	素材生産量(スギ・ヒノキ) うち低コスト林業団地分 製材品出荷額 森林施業プランナー 高性能林業機械 低コスト林業団地・林内路網密度 県産材の製材品出荷量 県内での県産材製材品販売量のシェア 再植林経費	
非継続	森林組合の合併促進 林業施業計画 低コスト林業団地数 森林組合長期施業受託面積 木材流通量 間伐実施面積 森林ボランティア 企業による森林整備実施件数	

新プランにおいて、数値目標の項目が大きく変更されている。

非継続となっている項目で、数値目標が達成されていない、森林組合の合併促進及び森林組合長期施業受託面積の2項目については、引き続き取り組む必要がある。林業の統計値として数値は、継続して把握し、政策立案に利用されたい。

3 監査の結果

3 事業について監査を実施したが、共通する事項もあり、内容別・形態別に分類して報告する。

(1) 補助金・交付金の申請

① 請求内容が均一ではないこと及び広島県の周知不足

<森林整備地域活動支援事業>

支援事業交付金において、事業者から実行経費について申請に基づいて交付金決定されているが、事業者からの請求内容が均一ではない。11項目の費用のうち、7項目の経費を請求した森林組合がある一方、人件費のみしか請求しなかった森林組合が7組合中2組合あった。このことは、広島県による制度内容の周知が十分でないことを示している。

② 設計変更に伴う変更申請

<佐伯森林組合森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

当補助金の交付申請については、森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表1「森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準」3林内路網整備(4)補助金交付申請等、②交付の申請、④変更交付の申請、に規定している。

交付の申請は、一定様式の補助金交付申請書に事業計画書の写し、位置図及び平面図を添付して行うこととなっている。

そして、路線箇所の廃止及び変更がある場合、市町申請額の変更がある場合、その他やむを得ない理由で変更が必要な場合は、事前に農林水産事務所又は農林水産事務所の担当課と協議した上で、それぞれ補助金変更承認申請書を提出して変更受付の申請をすることと規定している。

平成23年度施工のうち、夏夜鳥支線は、実事業費が補助金額の20%以上回ったにもかかわらず、減額の変更申請がされないまま、余った補助金を次年度実施予定の施工費に充てているのは不適正である。

(2) 交付金決定の内容

① 二重の補助金

<神石郡森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)>

神石郡森林組合では、実行経費として機械器具費を計上し、GPS利用料1日3,000円、パソコン賃借料1日1,000円として補助金を受け取っている。

GPSは3台保有しているが、内2台については一部補助金を受けて取得したものがあ。この減価償却費相当額を計算の基礎に算入するのは過大な補助金の交付である。

補助金で取得した機械を利用し、再度補助金を受け取ることは、二重の補助金受け取りであり、不適正である。

② 特定の者への利益供与

A 同一事業に2年連続の交付金

<佐伯森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)>

21年度内訳

交付対象者	対象面積 (ha)	交付額 (円)	備考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査 ・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター 中本造林(株)	829	4,145,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装 ・草刈
合計	1,970	9,850,000	

22年度内訳

交付対象者	対象面積 (ha)	交付額 (円)	備考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査 ・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター 中本造林(株)	829	4,145,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装 ・草刈
合計	1,970	9,850,000	

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

森林整備地域活動支援交付金実施要領には、その趣旨として「近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、こ

のままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じていることから「森林情報の収集活動」、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備」その他の地域活動の確保を図ることとすると記載されている。

林野庁ホームページのデータによると廿日市市の林野面積は41,907ha、現況森林面積は41,442haであり、そのうち民有林は3,4791haであることから考えると、2年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

B 自己所有の山林への補助

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し補助を行ったものが、平成23年度と平成22年で各1件確認された。

平成22年度	佐伯森林組合	570,840円
平成23年度	YT(個人)	298,200円

C 自己所有山林への工事業務

<佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)>

佐伯森林組合における支援事業において、不公平と考える事例がある。

発注者	佐伯森林組合
請負者	細田林業株式会社 代表取締役 細田 元樹
作業場所	廿日市市虫所山字中山 511-34 (※監査人注：森林所有者 細田元樹)
請負金額	1,105,650円(内消費税額 52,650円)
契約方式	随意契約

当事例は、青笹団地の施業集約化の後、作業路網の改良を行ったものである。

この時点で、青笹団地の施業集約化に同意した者は、細田元樹氏と細田林業株のみで、他者はなく、これを以って集約化ができたとは言いがたい。このような状況で、代表取締役個人所有の山林の工事を、その

同族会社が、補助金を受け取って行うのは、著しく不公平である。なお、同代表取締役は、佐伯森林組合の監事である。

参考として、会計検査院による指摘事項を掲げておく。

会計検査院による指摘

会計検査院は、平成19年度決算検査報告において、林野庁の補助事業である「森林環境保全整備、森林居住環境整備」事業について指摘している。

(3) 受託造林に関する取り扱い

森林組合に事業を委託した森林所有者が、森林組合に臨時作業員として雇用されて、自ら所有する森林で作業を実施している。

作業の実施状況をみると、森林組合等に事業を委託した森林所有者が所有する森林に係る作業のみを自ら実施している。

事業メニューが異なるとはいえ、基本的考え方として、会計検査院の指摘は尊重されるべきである。

③ 事実に基づかない補助金・交付金決定

< 森林整備地域活動支援事業 >

< 森林整備加速化・林業再生基金事業 >

< ひろしまの森づくり事業 >

これらの事業は、ともに実際の人件費コストを基礎として交付決定されるが、次のとおり従事事実が確認できないものがあり、交付金の決定は不適正である。

A 現場作業員作成の作業日報・作業報告書

< 神石郡森林組合、佐伯森林組合 >

神石郡森林組合では、現場作業員作成の作業日報・作業報告書は存在したが、管理職分は作成されていなかった。

佐伯森林組合では、事業従事の基礎資料である作業日報・作業報告書の提示を求めたところ、作成していないとの回答を得た。管理職を含め作業日報・作業報告書がないことにより交付金決定の基である作業の事実が確認できないので、同組合に対する交付金決定は不適正である。

B 管理職・事務職員の事務日誌作成

< 神石郡森林組合、佐伯森林組合 >

神石郡森林組合・佐伯森林組合の両組合ともに事務職員の事務日誌を作成していない。

事務日誌がないことにより交付金決定の基である事務従事の実事が確認できないので、両組合に対する交付金決定は不適正である。

C 佐伯森林組合に対する実地監査の請求

包括外部監査人は、広島県に対し、佐伯森林組合に対し監査を実施し、事実確認するよう求めている。

他の森林組合についても、同様な事実がないか確認されたい。

D 管理職の人件費積算

<神石郡森林組合、佐伯森林組合>

神石郡森林組合・佐伯森林組合の両組合ともに管理職は、1日の内100%交付金業務に従事したとしているが、管理職は、管理業務があり、他業務への従事も時として必要であるので、100%交付金対象とするのは不適切である。

また、管理職の人件費は、管理業務がある故に一般職員より人件費が高額なので、交付金申請をすとしても、その単価は、一般職員と同等でなければならないと考える。

E (有)安田林業に交付された支援交付金

<森林整備地域活動支援事業>

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積、交付金額は全く同じである。

平成22年度書類によると、対象地域には、交付対象者である(有)安田林業所有の山林48.46haが含まれている。廿日市市役所農林水産課より提示を受けた「平成21年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」及び「平成22年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると、草刈払い箇所はほぼ同一の場所であると認められる。

F 実行経費の確認

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている職員の従事

状況を示す資料は、確認できなかった。

b 作業経費

平成23年度の特定の1件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかわる業務日報において従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から1件のみの確認となった。

(3) 契約事務

① 随意契約ではなく競争入札を

広島県森林整備地域活動支援事業基金は、林業採算性の悪化などにより、適切な施業の実施が十分に行われず、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される中、木材生産の低コスト化、安定化を図るため、効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業体による集約的な施業地確保、及び施業に必要な路網の改良を支援することに制度の目的・趣旨がある。

したがって、森林における当事業は強い「公益性」を有し、また当事業は税金を使って行われるものであること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどから、森林組合が「公共的団体」に留まるものであるとしても、地方公共団体が実施する公共事業に準じて、一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式の導入を図るなどして事業を実施すべきである。

<佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)>

同族会社が、代表取締役個人の山林を、補助金を受け取って整備するのは不適正であり、その同族会社を排除しないとしても、指名競争入札とすべきであった。

<神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

事業主体が、請負で施業する場合に、請負契約は、神石郡森林組合、佐伯森林ともに競争入札によらないで随意契約によってなされている。

<神石郡森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

平成23年度実施の5路線のうち4路線(向組1号線他, 実施延長3713.4m, 請負金額の合計2,745,000円)について, 同一業者に対して開設工事を外注しており, 契約関係書類を確認したところ, 見積書の徴取が一切なく, すべて随意契約を行っていた。

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

各路線ごとの施工業者名及び請負金額は, 次のとおりであり, その契約方法を確認したところ, 各路線について, いずれも3業者への見積り依頼を行い, 見積り合わせにより, 最低価格の業者と請負契約を締結している。

見積書は, 当組合が定めた様式に見積り合計金額を記載するのみで, 内訳明細書の提出までは求めている。

また, 請負業者が有限会社中尾木材に集中していることについて, 担当者は, 「同法人は他の森林組合からも路網整備工事の施工実績があり, 当組合としても路網の中長期的な維持管理の面で, 過去から実績があり施工技術面で信頼出来る業者による施工が効果的であると思っている」との説明があった。

実施年度	路線名	請負先名	請負金額(税抜)	補助金額
平成22年度	大谷大峯支線	(有)中尾木材	1,570,000	1,600,000
	長石原線	(有)中尾木材	900,000	900,000
	青笹支線	(有)中尾木材	2,056,000	2,000,000
	馬山支線	(有)亀井建設	1,560,000	5,600,000
平成23年度	熊ヶ杉支線	(有)中尾木材	2,843,000	3,000,000
	大込支線	(有)中尾木材	2,035,000	2,000,000
	青笹支線	(有)中尾木材	1,954,000	1,976,000
	夏夜鳥支線	(有)中尾木材	5,837,000	7,260,000
		(株)栗栖材木店	1,396,000	
黒野田山支線	(有)中尾木材	6,480,000	6,824,000	

(4) 検査・確認

① 事業者である佐伯森林組合の実態

地域活動支援事業, 整備加速化・林業再生事業においては, 人件費の実績を根拠として補助金・交付金が交付されるものがある。

包括外部監査人が同組合に実地監査を行い事業従事の実態を示す作業日報・作業報告書の提示を求めたところ, 作成していないとの回答を得た。事務職員の作成する事務日誌についても作成していないとの回答であった。

た。

なお、神石郡森林組合においては、作業日報、作業報告書が作成されているが、事務日誌は作成されていなかった。このような状況で森林に対する補助金・交付金の交付決定が行われているのが実態である。

② 市・町における確認事務

廿日市市においては、事業実績報告書を受け取るのみで、人件費請求の内訳書の提示を求めている。

神石高原町においては、神石郡森林組合が人件費請求の内訳書を添付しているが、その作業事実を作業日報等により確認していない。

③ 広島県における確認事務

広島県においては、農林水産事務所が確認事務を行うことになっているが、事業実績報告書を受け取るのみであり、確認事務は行われていない。

④ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

廿日市市から県へ提出された平成23年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第9により実績報告に添付が義務づけられている、施工前後の状態を示す写真(全37地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの6件、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの3件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの1件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは、県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内2件は、最終的に施行前の写真の添付がなく、市による現地確認もされていない状態で補助金が交付されていた。

(5) 作業員の勤務実態

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。検証の結果、事業箇所別に労務費は作業員の平均単価、諸経費は所定の諸掛率により算定されている。

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

作業員	延日数	計(円)	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり,岩本造林で 当組合の作業をしている。単価 は6ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の 単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員三名(A, B, C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

また、岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する書類の様式を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず明確性を欠くものである

(6) 実行経費の算定

① 請負施工について

箇所別整理票(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>請負)では、実行経費は請負契約額に間接費を加えて算定することになっている。

箇所別整理票には間接費内訳(現場管理費、測量費、通信消費税及び社会保険料等)を記載する欄があるが、全く記載がなく(中にはいずれも「0」と記載しているものがある)、間接費欄に請負契約金額の10%に相当する金額を記載し、請負契約金額との合計額を実行経費額としている。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙1 森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請

負(契約)額に森林組合等は10%を乗じた額を上限とし、一施行地毎に実費(現場管理費、通信消費費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

したがって、一施行地ごとに積み上げ計上した実費が請負(契約)額に10%を乗じた額を超える場合に、間接経費の欄に請負(契約)額に10%を乗じた額を記載することになるはずである。

一施行地ごとに実費を積み上げ計上することを行わないで、一律請負契約額に10%を乗じた金額を記載するという処理は、実施要領の運営についての規定に適合しない不適正な処理である。

② 労務費の計算

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

(7) 報告事務

① 実績報告書

<神石郡森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

実績報告書(検査調書)に添付されている箇所別整理票について、神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合が外注(請負)施行した場合、補助の対象となる間接経費について、施工地ごとに実費を積み上げ計算することなく一律請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

<神石郡森林組合, 佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当交付金事業の実績報告書では、標準経費と実行経費は、神石郡森林組合、佐伯森林組合とも全て同額で記載されていた。

標準経費と実行経費が同額で記載されている点について、佐伯森林組合で確認したところ、交付金の申請段階で添付した書類をそのまま使用してしまったとのことであった。なお、廿日市市への事前監査の段階では、個々の実行経費を確認し、すべて標準経費を上回っていることを確認したとの説明を受けていたが、実際は37件中5件は、実行経費が標準経費を

下回っていた。

② 達成状況報告

<神石郡森林組合, 佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業
(林内路網整備, 間伐)>

事業主体である森林組合は, 広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第 11 の規定に基づいて, 各年度の事業計画の達成状況について報告することとなっているが, 神石郡森林組合, 佐伯森林組合ともに, 監査を行った全ての年度において達成状況報告書が提出されていなかった。

③ 事業評価

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

費用対効果の事前評価について, 路線ごとに「集材路の費用対効果分析集計表」の作成があり, その分析内容について担当者に説明を求めところ, 広島県が作成した様式(エクセル様式の表)に人工林又は天然林, 針葉樹又は広葉樹の各区分及び令級別の面積の入力することにより効果額が自動計算され, 事業費に対して事業実施効果額が上回る(事業実施比率が 1.0 以上の)路線について路網整備を行っているとのことで, 施工全路線について同分析集計表の確認を行った結果, すべて比率が 1.0 以上の数値であった。

なお, 上記効果額の算定数値は, 林野庁が作成した「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成 22 年 3 月)及び計算システムを広島県が森林組合に提供し, それに基づき入力・計算されたものである。

(8) 補助金に係る消費税等の取り扱い

① <佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

補助金額の決定に際して, 補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ, 佐伯森林組合では税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は, 標準単価と実行経費を比較し, いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また, 事業の実施を外部に委託しているものについては, 実行経費の集計段階で, 外部からの税込みの請求額の総額に対し, 森林組合で更に消費税等を計上しているため, 消費税等も二重計上となっていた。

上記の2点の誤った処理によって, 平成 23 年度において補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため, 県に対して実態確認を依

頼した。

② <神石郡森林組合, 佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

実績報告書に添付されている箇所別報告書について, 神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で, 同組合外注(請負)施行した場合, 記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており, 間接費の欄には, 消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されおり, これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして, 補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合, 補助の対象となる費用には消費税を除外した金額でなければならない。

広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2 間伐(3) 補助金交付申請等についてにおいて, 県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については, 補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり, 補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について, 次のように規定されている(抜粋)。

第5条

3 第1項の申請書を提出するに当たって, 各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には, これを減額して申請しなければならない。ただし, 申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は, この限りでない。

(消費税等の報告)

第10条 第3条第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は, 前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて, 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には, その金額(前条第3項の規定により減額した場合には, その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに, 知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

い。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておいても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

例えば、平成21年度、神石郡神石高原町(木津和団地)において西城町森林組合への外注を行った事業においては、上記の取り扱いにより、補助額9,620,000円のうち、307,840円が過大交付となっていた。

- ③ <神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網の改良活動)>

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっている。神石郡森林組合及び佐伯森林組合において、この点について確認を行ったところ、請負施工に係る工事費(税込)から消費税等を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

- (9) 市・町に対する指導(広島県(農林水産事務所)の確認・指導)

広島県は、市・町からの報告書を受け取っているが、人件費の根拠資料の確認をしていない。また市・町に対する指導を行った形跡もない。このことは、職務怠慢と言われても仕方のないことである。

- (10) 森林組合

今回の監査では、神石郡森林組合と佐伯森林組合に対し実地監査を行った

ので、森林組合についての報告を行うこととする。

① 森林組合数

平成 18 年 3 月策定の行動計画によれば、現状 17 組合を 7 組合にしていると
しているが、現状(平成 23 年度末)17 組合であり、計画とおりに進んでいな
い。

② 森林組合の財務状況

広島県の森林組合の財務状況は、下記のとおりである。

A 赤字決算組合の状況

(単位:組合数)

損益項目	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
事業総損益	0	0	0
事業損益	1	5	8
経常損益	2	4	7
税引前当期利益	2	4	7
当期利益(当期剰余金)	2	4	7
当期未処分剰余金	2	5	5
赤字損益決算の組合名	(2 組合) 高田郡 世羅郡	(5 組合) 広島市 高田郡 芸南 世羅郡 山県	(8 組合) 山県 高田郡 太田川 黒瀬町 芸南 広島県東部 甲奴郡 東城町

なお、山県森林組合と高田郡森林組合は、平成 24 年 4 月 1 日付で
合併している。

赤字決算の組合が増加傾向にある。高田郡森林組合は、3 期連続の
赤字決算で、世羅郡森林組合・山県森林組合・芸南森林組合は、いず
れも 2 期連続の赤字決算である。事業損益の段階での赤字は、組合の
存続にかかわる問題である。

B 森林組合全体の損益動向

(単位:千円)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	増減 (平成23年-平成21年)
事業収益	6,153,798	5,596,598	5,365,236	▲788,562
事業費用	4,474,834	4,191,592	4,110,733	▲364,101
事業総損益	1,678,964	1,405,006	1,254,503	▲424,461
事業管理費	1,432,878	1,386,477	1,321,277	▲111,601
事業損益	246,086	18,529	▲66,774	▲312,860
営業外損益	35,637	72,532	53,037	17,400
経常損益	281,723	91,061	▲13,737	▲295,460
特別損益	▲202,911	7,977	26,331	229,242
税引前 当期利益	78,812	99,038	12,594	▲66,218

平成21年の特別損失は、世羅郡で発生している。森林組合の経営環境が、厳しい状況にあると推察できる。特に事業収益の大幅減少(12.8%)により、事業損益や経常損益で赤字が発生している。

C 森林整備事業への依存状況

(単位:千円)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	増減 (平成23年-平成21年)
事業収益	6,153,798	5,596,598	5,365,236	▲788,562
森林整備 収益	3,557,713	2,955,381	2,929,237	▲628,476
依存度(%)	57.8	52.8	54.6	▲3.3

事業収益の減少は、森林整備収益の減少がその主たる要因である。他の事業での収益確保が必要になっている。

なお,%は小数点第2位を四捨五入して記載している(以下同じ)。

依存度70%以上の組合

組合名	平成21年	平成22年	平成23年
佐伯森林組合	74.0	78.4	74.9
高田郡森林組合	80.7	(67.6)	(62.1)
広島県東部森林組合	91.6	90.2	95.0
甲奴郡森林組合	77.7	77.5	74.0

西城町森林組合	77.4	(69.4)	72.6
---------	------	--------	------

いずれの組合も高い依存率である。今後の経営環境では厳しい財務状況が予想される。

D 当期末処分剰余金が赤字である森林組合の準備金積立状況

(単位:千円)

平成21年	平成22年	平成23年	当期末処分剰余金 (平成23年末) A	準備金積立額 (平成23年末) B	差引 B-A
高田郡	広島市	山県	▲34,094	171,555	137,461
世羅郡	山県	高田郡	▲33,623	507,038	473,415
	高田郡	芸南	▲4,503	47,114	42,611
	芸南	世羅郡	▲118,441	120,385	1,944
	世羅郡	広島県 東部	▲3,927	263,340	259,413

平成23年末の状況では、純資産の部の準備金積立額で未処理損失が十分カバー可能な森林組合と厳しい森林組合があることがわかる。このことは、組合員への配当の有無に影響する。

世羅郡及び芸南の各森林組合は、準備金を全額取り崩しても少額(5千万円以下)の剰余金となること(差引額参照)及び損益状況も悪く特に厳しい状況である。

E 純資産比率の状況

(単位:%)

組 合 名	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年の 組合合計の 平均値との比較
広島市森林組合	62.8	56.1	60.9	平均値以下
佐伯森林組合	57.6	57.4	59.7	平均値以下
山県森林組合	61.0	61.9	78.3	
高田郡森林組合	79.9	74.6	80.6	
太田川森林組合	53.4	49.9	55.9	平均値以下
賀茂地方森林組合	70.9	73.3	70.8	平均値以下
黒瀬町森林組合	58.2	70.9	73.5	
芸南森林組合	65.0	58.5	63.9	平均値以下
尾三地方森林組合	60.6	70.4	71.7	
世羅郡森林組合	62.0	68.3	72.6	
神石郡森林組合	78.7	80.0	78.5	

第5 監査対象補助金の監査結果

広島県東部森林組合	73.4	65.3	71.7	
甲奴郡森林組合	67.2	73.3	78.0	
三次地方森林組合	70.2	69.1	73.4	
備北森林組合	62.4	62.0	67.7	平均値以下
西城町森林組合	63.0	63.0	74.7	
東城町森林組合	75.2	74.6	75.8	
平均値	66.8	66.9	71.2	

純資産比率は一般企業より比較的高いが、経営環境が悪化しており、平均値以下の組合では経営改善努力が必要となる。

F 純資産額の動向

(単位:千円)

組 合 名	平成21年	平成22年	平成23年	増 減 (平成23年-平成21年)
広島市森林組合	262,703	243,389	249,650	▲13,053
佐伯森林組合	448,087	460,801	487,361	39,274
山県森林組合	259,812	250,348	216,243	▲43,569
高田郡森林組合	620,430	599,489	565,850	▲54,580
太田川森林組合	223,206	228,742	229,866	6,660
賀茂地方森林組合	306,077	311,189	317,275	11,198
黒瀬町森林組合	200,934	202,579	199,096	▲1,838
芸南森林組合	101,704	84,633	80,129	▲21,575
尾三地方森林組合	492,600	507,418	524,489	31,889
世羅郡森林組合	136,641	138,258	140,267	3,626
神石郡森林組合	580,606	585,256	598,847	18,241
広島県東部森林組合	392,881	392,658	376,896	▲15,985
甲奴郡森林組合	221,895	224,520	222,669	774
三次地方森林組合	621,200	628,548	629,451	8,251
備北森林組合	340,509	367,207	370,172	29,663
西城町森林組合	370,110	397,489	413,025	42,195
東城町森林組合	337,329	338,584	320,412	▲16,917
合 計	5,916,724	5,961,108	5,941,698	24,974

純資産額が大きく減少している組合がある。山県森林組合及び高田郡森林組合である。

純資産額の少ない(2億円以下)組合として芸南森林組合と世羅郡森林組合がある。

純資産額の増加は全体として微増である。

G 分析結果

以上を平成23年度末の状況で整理すると下記のとおりとなる。

組 合 名	赤字決算	森林整備事業依存状況	未処分剰余金	純資産比率	純資産額の状況
広島市森林組合				平均値以下	
佐伯森林組合		高い		平均値以下	
山県森林組合	該当				減少している
高田郡森林組合	該当	高い			減少している
太田川森林組合	該当			平均値以下	
賀茂地方森林組合				平均値以下	
黒瀬町森林組合	該当				
芸南森林組合	該当		余裕なし	平均値以下	残高が少ない
尾三地方森林組合					
世羅郡森林組合			余裕なし		残高が少ない
神石郡森林組合					
広島県東部森林組合	該当	高い			
甲奴郡森林組合	該当	高い			
三次地方森林組合					
備北森林組合				平均値以下	
西城町森林組合		高い			
東城町森林組合	該当				

③ 神石郡森林組合にみる斎場業務経営と地域貢献

平成23年度業務報告書によれば、当組合は、斎場業務を営んでおり、その運営は、組合運営に多くの効果をもたらしている。

A 収益効果

斎場業務収入は、110,000,000円を超え、収益もしっかり確保されているので当組合の経営に大きく寄与している。

B 地域への貢献と森林整備事業の円滑化

神石高原町内で、当組合が斎場業務を行うことにより、結果として地域の森林所有者の相続情報をいち早く把握している。そのことにより相

続人に森林情報を伝え、円滑な承継に役立ち喜ばれている。相続人が遠隔地に存在する場合などには、相続人自身が山林自体の存在を知らないことが多く、相続による承継を円滑に行うことにより、森林整備が一步前進する手助けになっていると思われる。

神石郡森林組合のケースは希ともいえるが、当組合は、地域と密着し、組合業務の円滑な運営を図り、併せて財政基盤の強化にもつながるので、他組合の参考として評価できる。

④ 補助金・交付金の申請と指導・監査

A 基礎資料の作成・保存

補助金・交付金は、対象事業を行うことにより交付されるものであるが、森林組合では、その基礎資料の作成・保存が十分ではない。

特に、佐伯森林組合では、人件費請求の基礎となる現場作業員の作業日報・作業報告書の提出を求めたところ、作成していないとの回答であった。

また、事務職員が申請事業に従事したことを示す事務日誌も作成されていなかった。

このことは、補助金・交付金制度をないがしろにする行為であり、著しく不適切である。

B 申請の内容が均一でないこと

各森林組合間で申請内容が均一でなく、結果として不適切な補助金・交付金となっている。例えば、支援事業の実行経費請求では、11項目の費用のうち、人件費のみの請求を行った組合が7組合中2組合ある。他方、7項目の請求を行った組合もあり、請求内容が均一でなく、不公平な結果となっている。

C 広島県による森林組合に対する指導・検査

森林組合の監督については団体検査課の業務内容とされているが、各事業の検査は担当課が行うものであると考える。

各森林組合は事務処理体制・能力に差があり、結果として不適切な補助金・交付金となっている。

広島県が補助金・交付金の各制度内容の周知を徹底していない結果であると考えられる。

⑤ 実地監査

補助金・交付金を受けた事業者としての森林組合に対し、実地監査を行っ

た事例は見当たらなかった。

⑥ 森林組合の合併

森林組合の財務内容分析の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により、財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合及び損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

特に、芸南森林組合と世羅郡森林組合については、財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

参考資料

広島県森林組合決算書(3期分)

(平成21年度) 貸借対照表 森林組合総計

科目		年度																	
		広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計
資産	現金・預金	122,935	547,689	162,148	299,894	39,492	156,569	145,427	82,337	261,148	86,663	414,482	204,912	175,463	368,995	333,883	380,249	183,254	3,965,540
	売掛金	1,357	1,234	2,127	1,774	16,022	368	0	357	1,071	1,112	1,650	67	63	5,228	2,502	1,197	1,274	37,403
	未収金	132,598	1,943	112,332	210,395	105,264	111,306	149,651	39,534	386,365	73,622	235,220	190,160	94,570	201,084	83,798	79,059	21,053	2,227,954
	棚卸資産	3,378	6,608	6,544	9,770	53,746	14,692	0	1,547	4,472	407	5,440	818	602	2,049	9,583	15,180	49,109	183,945
	その他流動資産	93,223	1,631	32,460	112,034	21,529	40,646	13,616	193	20,645	13,691	4,766	14,879	0	40,037	32,078	33,329	35,460	510,217
	計	353,491	559,105	315,611	633,867	236,053	323,581	308,694	123,968	673,701	175,495	661,558	410,836	270,698	617,393	461,844	509,014	290,150	6,925,059
	有形固定資産	46,175	198,370	70,063	105,564	132,416	93,150	28,432	28,718	112,088	34,512	61,775	103,987	43,457	216,002	37,307	64,270	123,297	1,499,583
	無形固定資産	1,144	1,872	6,914	1,015	452	748	1,427	148	831	199	3,578	80	2,662	3,220	2,612	2,356	5,153	34,411
	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,059	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,389
	系統外出資	2,621	321	5,370	8,031	3,063	244	118	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,443	51,950
	農林漁業資金貸付金	0	0	0	1,265	9,184	0	0	0	0	0	0	0	1,127	1,944	17,129	1,252	247	32,148
その他	0	0	17,140	9,745	0	196	1,775	300	1,800	0	3,352	0	4,966	16,355	1,816	131	21,585	79,161	
計	65,070	219,353	110,012	142,345	182,115	107,858	36,467	32,417	139,194	45,053	76,642	124,582	59,442	267,754	83,454	78,429	158,455	1,928,642	
当期末処理欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	418,561	778,458	425,623	776,212	418,168	431,439	345,161	156,385	812,895	220,548	738,200	535,418	330,140	885,147	545,298	587,443	448,605	8,853,701	
負債・純資産	買掛金	3,748	1,071	7,988	1,905	3,675	1,487	0	687	29,577	7,431	7,690	2,399	984	1,836	8,605	1,400	3,563	84,046
	未払金	59,925	5,011	45,599	33,725	85,363	22,177	88,079	11,521	155,990	53,963	57,686	95,182	28,696	60,081	107,335	14,814	26,139	951,286
	短期借入金	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000
	その他流動負債	8,521	57,583	5,375	31,651	21,171	36,328	15,180	4,701	52,445	7,067	38,202	15,282	39,457	67,867	30,508	119,690	27,103	578,131
	計	82,194	63,665	58,962	67,281	110,209	59,992	103,259	16,909	238,012	68,461	103,578	112,863	69,137	129,784	146,448	135,904	56,805	1,623,463
	長期借入金	6,159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,159
	農林業資金借入	0	0	0	1,274	9,248	0	0	0	0	0	0	0	1,135	1,958	17,249	1,261	248	32,373
	退職給付引当金	64,505	13,829	94,856	87,227	75,102	64,190	39,012	31,340	72,216	14,730	44,596	26,522	35,215	125,626	33,672	57,093	47,536	927,267
	その他固定負債	3,000	252,877	11,993	0	403	1,180	1,956	6,432	10,067	716	9,420	3,152	2,758	6,579	7,420	23,075	6,687	347,715
	計	73,664	266,706	106,849	88,501	84,753	65,370	40,968	37,772	82,283	15,446	54,016	29,674	39,108	134,163	58,341	81,429	54,471	1,313,514
	計	155,858	330,371	165,811	155,782	194,962	125,362	144,227	54,681	320,295	83,907	157,594	142,537	108,245	263,947	204,789	217,333	111,276	2,936,977
出資金	72,114	101,456	78,818	92,451	139,097	100,545	10,095	37,561	119,564	258,338	28,557	117,196	53,316	176,636	84,410	17,121	19,998	1,507,273	
準備金積立金	188,587	338,110	174,600	540,900	61,508	193,650	163,102	57,953	348,848	78,189	504,328	253,440	158,227	420,163	219,366	291,604	301,913	4,294,488	
当期末処分剰余金	2,002	8,521	6,394	▲12,921	22,601	11,882	27,737	6,190	24,188	▲199,886	47,721	22,245	10,352	24,401	36,733	61,385	15,418	114,963	
計	262,703	448,087	259,812	620,430	223,206	306,077	200,934	101,704	492,600	136,641	580,606	392,881	221,895	621,200	340,509	370,110	337,329	5,916,724	
計	418,561	778,458	425,623	776,212	418,168	431,439	345,161	156,385	812,895	220,548	738,200	535,418	330,140	885,147	545,298	587,443	448,605	8,853,701	

(平成21年度) 損益計算書 森林組合総計

科目		年度																		
		広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計	
経常損益	事業損益	事業総利益	0	0	0	257	19	1,320	107	10	36	115	323	382	1,142	5,858	0	42	0	9,611
		事業収益	7,822	8,715	3,987	5,396	21,151	169	0	482	0	3,709	40,977	260	788	29,491	27,360	12,385	66,930	229,622
		事業費用	10,303	9,399	14,457	18,364	68,633	7,725	0	11,462	43,423	10,832	4,189	15,093	3,337	20,058	26,387	15,878	19,289	298,829
		指導	147,429	186,780	201,167	330,976	255,049	98,164	136,667	85,649	293,384	63,475	342,731	333,286	119,110	303,207	280,881	290,662	149,096	3,557,713
		販売	210,997	32,996	80,194	52,344	149,738	169,851	113,973	46,808	319,569	77,206	170,010	14,831	28,846	182,138	197,451	56,484	65,991	1,969,427
		購買	17	0	0	67	478	0	0	0	0	0	0	8	71	192	797	72	35	1,737
		森林整備	0	14,557	0	2,538	69,061	0	0	0	0	0	0	0	0	0	467	0	236	86,859
		金融	376,568	252,447	299,805	409,942	564,129	277,229	250,747	144,411	596,412	155,337	558,230	363,860	153,294	540,944	533,343	375,523	301,577	6,153,798
		加工	748	1,886	2,467	1,179	1,711	3,121	85	270	2,439	200	3,683	360	1,747	7,938	3,420	528	381	32,163
		計	258,923	172,980	195,573	328,133	422,374	187,912	176,419	92,280	467,268	120,590	445,983	295,451	98,205	371,863	380,394	252,512	207,974	4,474,834
	事業管理費	117,524	78,173	100,480	104,445	115,857	85,886	50,993	50,466	109,384	32,941	58,321	53,786	49,926	147,254	110,474	81,372	85,596	1,432,878	
	うち人件費	88,123	54,794	67,223	83,525	87,388	64,858	39,055	36,865	90,935	27,062	46,077	41,133	37,476	126,822	76,128	57,887	62,830	1,088,181	
	計	121	1,294	3,752	▲22,636	25,898	3,431	23,335	1,665	19,760	1,806	53,926	14,623	5,163	21,827	42,475	41,639	8,007	246,086	
	事業外収益	1,767	10,159	9,060	8,910	4,738	7,848	529	556	37,495	2,170	2,303	5,872	25,211	2,596	1,228	5,131	3,454	129,027	
	事業外費用	175	5,047	6,984	0	831	7,036	365	0	28,585	12,293	1,685	2,355	21,455	20	795	5,118	646	93,390	
	計	1,592	5,112	2,076	8,910	3,907	812	164	556	8,910	▲10,123	618	3,517	3,756	2,576	433	13	2,808	35,637	
	特別利益	4,102	1,975	6,495	7,449	12,374	619	0	0	0	0	3,333	400	535	0	294	4,262	1,419	43,257	
	特別損失	2,743	2,060	6,000	7,500	12,751	290	76	7	1,232	196,684	3,359	245	552	470	338	4,058	7,803	246,168	
	計	1,359	▲85	495	▲51	▲377	329	▲76	▲7	▲1,232	▲196,684	▲26	155	▲17	▲470	▲44	204	▲6,384	▲202,911	
	税引前当期利益	3,072	6,321	6,323	▲13,777	29,428	4,572	23,423	2,214	27,438	▲205,001	54,518	18,295	8,902	23,933	42,864	41,856	4,431	78,812	
法人税及び住民税額	3,000	457	2,000	202	8,597	1,605	8,980	183	16,553	297	18,580	6,500	2,366	10,465	14,803	16,800	183	111,571		
当期剰余金	72	5,864	4,323	▲13,979	20,831	2,967	14,443	2,031	10,885	▲205,298	35,938	11,795	6,536	13,468	28,061	25,056	4,248	▲32,759		
前期繰越剰余金	1,930	2,657	2,071	1,058	1,770	5,916	8,103	4,159	11,303	5,413	11,783	10,451	3,816	10,934	8,672	10,329	7,510	107,875		
積立金取崩額	0	0	0	0	0	3,000	5,191	0	2,000	0	0	0	0	0	0	26,000	3,659	39,850		
当期末処分剰余金	2,002	8,521	6,394	▲12,921	22,601	11,883	27,737	6,190	24,188	▲199,885	47,721	22,246	10,352	24,402	36,733	61,385	15,417	114,966		

(平成22年度) 貸借対照表 森林組合総計

科目	年度																		
	広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	基南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計	
資産	現金・預金	166,298	556,999	170,268	344,476	91,611	216,917	163,810	79,034	343,316	92,012	488,137	198,378	189,800	469,962	258,207	463,430	189,956	4,482,611
	売掛金	1,085	2,722	603	2,901	23,965	4,528	0	10	680	1,022	962	89	186	9,154	2,567	28,720	1,021	80,215
	未収金	105,142	13,423	92,960	209,689	71,047	83,770	83,217	32,333	228,309	53,918	157,212	158,041	62,730	143,820	187,825	57,980	31,247	1,772,663
	棚卸資産	1,542	6,519	4,244	9,461	35,430	7,378	0	1,519	7,105	380	4,297	950	3,491	2,403	36,293	10,661	18,106	149,779
	その他流動資産	89,756	2,427	30,720	104,027	57,185	349	5,093	88	8,526	10,494	2,683	8,201		29,233	30,523	77	49,679	429,061
	計	363,823	582,090	298,795	670,554	279,238	312,942	252,120	112,984	587,936	157,826	653,291	365,659	256,207	654,572	515,415	560,868	290,009	6,914,329
	有形固定資産	51,375	200,435	64,334	96,414	131,510	97,287	26,029	27,108	105,798	34,078	64,538	214,935	35,286	203,621	31,806	56,690	129,557	1,570,801
	無形固定資産	824	1,053	5,674	639	1,104	214	1,125	148	576	198	2,981	550	1,980	2,462	2,612	1,578	4,228	27,946
	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,058	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,388
	系統外出資	2,621	321	5,371	8,031	3,063	244	61	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,943	52,394
	農林漁業資金貸付	0	0	0	955	6,712	0	0	0	0	0	0	0	888	933	16,194	1,131	192	27,005
	その他	0	0	19,510	9,749	0	191	1,651	1,253	2,187	0	2,825	0	4,549	17,503	1,728	120	20,917	82,183
	計	69,950	220,599	105,414	132,513	179,389	111,456	33,581	31,759	133,036	44,618	78,281	236,000	49,933	254,752	76,930	69,939	163,567	1,991,717
当期末処理欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	433,773	802,689	404,209	803,067	458,627	424,398	285,701	144,743	720,972	202,444	731,572	601,659	306,140	909,324	592,345	630,807	453,576	8,906,046	
負債・純資産	買掛金	6,078	1,228	1,306	2,151	3,190	3,015	0	5,514	10,872	6,058	2,210	3,192	1,064	2,276	4,523	1,668	3,337	57,682
	未払金	107,082	21,746	25,988	25,097	130,998	45,527	32,935	10,755	89,728	37,604	56,740	53,335	24,449	82,393	130,696	21,094	18,196	914,363
	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他流動負債	11,827	53,564	13,477	82,043	17,377	23,930	5,122	3,229	26,441	4,043	28,094	9,627	13,378	54,514	52,948	127,127	35,502	562,243
	計	124,987	76,538	40,771	109,291	151,565	72,472	38,057	19,498	127,041	47,705	87,044	66,154	38,891	139,183	188,167	149,889	57,035	1,534,288
	長期借入金	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,155
	農林業資金借入	0	0	0	962	6,759	0	0	0	0	0	0	0	894	939	16,307	1,139	193	27,193
	退職給付引当金	60,242	15,350	101,129	91,803	71,561	38,930	45,065	38,879	86,513	16,481	48,292	28,026	38,305	134,644	12,353	66,220	56,671	950,464
	その他固定負債	1,000	250,000	11,961	1,522	0	1,807	0	1,733	0	0	10,980	114,821	3,530	6,010	8,311	16,070	1,093	428,838
	計	65,397	265,350	113,090	94,287	78,320	40,737	45,065	40,612	86,513	16,481	59,272	142,847	42,729	141,593	36,971	83,429	57,957	1,410,650
	計	190,384	341,888	153,861	203,578	229,885	113,209	83,122	60,110	213,554	64,186	146,316	209,001	81,620	280,776	225,138	233,318	114,992	2,944,938
	出資金	72,085	101,365	78,793	92,451	138,700	100,328	10,863	37,518	119,364	258,338	28,154	118,727	53,195	174,784	84,619	17,157	19,858	1,506,299
	準備金積立金	189,087	343,410	175,600	527,980	81,108	184,250	182,492	59,253	356,848	18,081	511,307	261,940	163,389	434,780	242,959	317,104	281,634	4,331,222
当期末処分剰余金	▲ 17,783	16,026	▲ 4,045	▲ 20,942	8,934	26,611	9,224	▲ 12,138	31,206	▲ 138,161	45,795	11,991	7,936	18,984	39,629	63,228	37,092	123,587	
計	243,389	460,801	250,348	599,489	228,742	311,189	202,579	84,633	507,418	138,258	585,256	392,658	224,520	628,548	367,207	397,489	338,584	5,961,108	
計	433,773	802,689	404,209	803,067	458,627	424,398	285,701	144,743	720,972	202,444	731,572	601,659	306,140	909,324	592,345	630,807	453,576	8,906,046	

(平成22年度) 損益計算書 森林組合総計

科目	年度																				
	広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計			
経常損益	事業利益	指導	0	0	0	765	13	1,188	17	10	480	195	220	163	899	5,449	0	228	0	9,627	
		販売	4,832	3,840	1,817	7,595	13,015	7,354	0	410	0	7,537	48,118	473	917	25,374	28,934	47,036	16,779	214,031	
		購買	12,757	5,237	11,574	16,378	57,299	12,682	0	13,134	22,126	10,984	4,206	7,356	3,130	15,883	30,735	28,203	25,712	277,396	
		森林整備	168,603	219,516	180,628	220,316	215,666	83,844	65,851	56,298	154,097	59,193	204,488	209,522	101,714	335,872	221,511	330,868	127,394	2,955,381	
		利用	192,183	37,032	81,653	79,394	153,749	189,744	121,339	51,921	277,707	73,792	166,392	14,821	24,559	200,227	217,900	70,285	115,431	2,068,129	
		金融	0	0	0	53	449	0	0	0	0	0	0	1	46	106	707	58	14	1,434	
		加工	0	14,286	0	1,541	52,666	0	0	0	0	106	0	0	0	1,678	0	0	147	70,424	
		信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176	0	0	0	176	
		計	378,375	279,911	275,672	326,042	492,857	294,812	187,207	121,773	454,410	151,807	423,424	232,336	131,265	583,087	501,465	476,678	285,477	5,596,598	
		事業費用	指導	721	1,889	3,227	969	1,631	2,603	85	262	3,780	287	3,284	313	1,238	6,320	3,338	349	373	30,669
			販売	3,043	1	662	8,845	10,775	6,813	0	277	0	6,127	31,064	298	38	19,778	20,860	38,095	9,348	156,024
			購買	10,247	4,420	9,754	14,067	48,381	10,653	0	10,897	19,314	9,799	3,543	6,486	2,537	13,778	27,946	23,282	20,928	236,032
	森林整備		124,352	161,855	130,517	164,487	151,242	51,586	52,771	40,820	101,884	42,121	189,838	157,535	75,075	241,612	167,956	240,940	97,499	2,192,090	
	利用		142,083	24,669	47,441	63,459	114,451	132,448	83,501	36,518	239,933	59,100	130,480	11,480	19,505	146,397	138,016	52,813	68,977	1,511,271	
	金融		0	0	0	46	363	0	0	0	0	0	0	0	40	90	604	49	9	1,201	
	加工		0	7,510	0	962	54,963	0	0	0	0	86	0	0	0	668	0	116	0	64,305	
	信託		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		280,446	200,344	191,601	252,835	381,806	204,103	136,357	88,774	364,911	117,520	358,209	176,112	98,433	427,975	359,388	355,528	197,250	4,191,592	
	事業管理費		97,929	79,567	84,071	73,207	111,051	90,709	50,850	32,999	89,499	34,287	65,215	56,224	32,832	155,112	142,077	121,150	88,227	1,405,006	
	うち人件費		88,264	50,480	65,751	70,294	81,633	63,385	37,378	37,845	67,742	27,967	44,093	41,403	39,575	123,552	75,514	62,334	63,325	1,040,535	
	計		▲20,530	5,504	▲15,265	▲22,332	632	2,779	1,428	▲17,203	6,497	432	9,879	1,041	▲17,720	12,049	33,858	35,081	2,399	18,529	
	* 事業外収益	事業外収益	711	10,227	5,849	2,552	5,314	2,228	6,043	462	27,435	2,256	1,043	3,701	22,148	2,665	1,368	26,689	1,870	122,561	
		事業外費用	188	2,320	1,660	305	1,781	0	4,361	111	16,969	775	331	1,604	1,490	50	1,450	16,634	0	50,029	
	計	523	7,907	4,189	2,247	3,533	2,228	1,682	351	10,466	1,481	712	2,097	20,658	2,615	▲82	10,055	1,870	72,532		
	計	▲20,007	13,411	▲11,076	▲20,085	4,165	5,007	3,110	▲16,852	16,963	1,913	10,591	3,138	2,938	14,664	33,776	45,136	4,269	91,061		
特別損益	特別利益	7,041	0	1,637	52	3,624	783	460	53	0	0	10,593	6	0	3,119	1,245	3,000	8,586	40,199		
	特別損失	6,320	150	0	706	1,400	6	9	47	54	0	10,074	19	9	423	1,245	3,095	8,665	32,222		
計	721	▲150	1,637	▲654	2,224	777	451	6	▲54	0	519	▲13	▲9	2,696	0	▲95	▲79	7,977			
税引前当期利益	▲19,286	13,261	▲9,439	▲20,739	6,389	5,784	3,561	▲16,846	16,909	1,913	11,110	3,125	2,929	17,360	33,776	45,041	4,190	99,038			
法人税及び住民税額	0	456	0	203	456	456	2,182	182	1,891	296	5,200	1,364	183	8,160	3,086	16,500	1,795	42,410			
当期剰余金	▲19,286	12,805	▲9,439	▲20,942	5,933	5,328	1,379	▲17,028	15,018	1,617	5,910	1,761	2,746	9,200	30,690	28,541	2,395	56,628			
前期繰越剰余金	1,502	3,221	5,394	0	3,001	5,283	7,845	4,890	13,188	▲139,778	16,079	10,229	4,947	9,784	8,939	11,186	14,418	▲19,872			
積立金取崩額	0	0	0	0	0	16,000	0	0	3,000	0	23,806	0	243	0	0	23,500	20,279	86,828			
当期末処分剰余金	▲17,784	16,026	▲4,045	▲20,942	8,934	26,611	9,224	▲12,138	31,206	▲138,161	45,795	11,990	7,936	18,984	39,629	63,227	37,092	123,584			

(平成22年度) 貸借対照表 森林組合総計

(単位:千円)

科目	年度																			
	広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計		
資産	現金・預金	123,934	438,379	28,145	234,571	36,634	202,876	154,081	72,757	394,764	92,217	537,023	213,107	160,542	394,567	287,784	355,615	159,913	3,886,909	
	流動資産																			
	売掛金	3,361	1,646	1,028	7,215	29,057	10,969	0	4	2,088	1,537	722	227	220	4,536	7,341	6,349	411	76,711	
	未収金	124,986	14,964	123,455	211,177	57,710	94,170	81,229	22,171	194,003	45,116	149,733	175,946	69,814	195,622	110,394	85,763	33,936	1,790,189	
	棚卸資産	1,328	7,733	5,171	6,415	31,315	17,809	0	876	4,005	476	5,271	809	10,499	2,166	25,999	15,350	32,389	167,611	
	その他流動資産	84,028	5,002	37,573	116,538	79,715	3,066	5,923	158	4,698	9,671	994	12,962	0	18,062	37,989	22,625	43,114	482,118	
	計	337,637	467,724	195,372	575,916	234,431	328,890	241,233	95,966	599,558	149,017	693,743	403,051	241,075	614,953	469,507	485,702	269,763	6,403,538	
	固定資産																			
	有形固定資産	53,579	328,671	61,203	89,927	130,802	96,369	22,460	26,115	104,416	33,653	57,139	101,731	31,012	193,129	32,978	54,747	121,230	1,539,161	
	無形固定資産	1,232	1,162	3,737	998	826	9,158	823	148	358	200	2,174	0	2,008	1,771	2,612	830	1,868	29,845	
	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,058	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,388	
	系統外出資	2,621	321	5,373	8,131	3,063	244	61	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,943	52,496	
	農林漁業資金貸付金	0	0	0	634	4,971	0	0	0	0	0	0	0	0	296	15,300	1,049	135	22,385	
その他	0	0	0	9,758		191	1,518	0	2,636	0	0	0	0	17,419	0	120	20,918	52,560		
計	72,562	348,944	80,838	126,113	176,662	119,482	29,577	29,513	131,885	44,195	67,250	122,246	40,250	242,848	75,480	67,166	152,824	1,927,835		
繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,298	0	4,132	0	1,663	0	0	8,093		
計	410,199	816,668	276,210	702,029	411,093	448,372	270,810	125,479	731,443	193,212	763,291	525,297	285,457	857,801	546,650	552,868	422,587	8,339,466		
負債・純資産	負債																			
	流動負債																			
	買掛金	2,449	1,183	4,421	4,068	5,303	6,940	0	1,406	6,555	6,681	1,987	5,537	2,295	3,756	7,753	3,434	2,210	65,978	
	未払金	78,218	23,613	34,179	47,404	85,283	48,526	30,810	10,916	86,978	30,650	77,970	102,597	26,343	62,054	91,446	16,784	12,882	866,653	
	短期借入金	20,000	0	6,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,922	
	その他流動負債	7,919	58,385	14,445	81,786	13,422	30,274	3,171	3,972	28,035	2,756	19,629	9,442	5,911	32,280	38,893	53,605	27,686	431,611	
	計	108,586	83,181	59,967	133,258	104,008	85,740	33,981	16,294	121,568	40,087	99,586	117,576	34,549	98,090	138,092	73,823	42,778	1,391,164	
	固定負債																			
	長期借入金	2,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,151	
	農林業資金借入	0	0	0	638	5,006	0	0	0	0	0	0	0	0	299	15,393	1,057	136	22,529	
	退職給付引当金	47,812	16,826	0	2,283	70,440	42,923	22,631	23,702	71,961	12,393	52,821	30,323	28,052	122,577	13,493	50,326	55,969	664,532	
	その他固定負債	2,000	229,300	0	0	1,773	2,434	15,102	5,354	13,425	465	12,037	502	187	7,384	9,500	14,637	3,292	317,392	
	計	51,963	246,126	0	2,921	77,219	45,357	37,733	29,056	85,386	12,858	64,858	30,825	28,239	130,260	38,386	66,020	59,397	1,006,604	
計	160,549	329,307	59,967	136,179	181,227	131,097	71,714	45,350	206,954	52,945	164,444	148,401	62,788	228,350	176,478	139,843	102,175	2,397,768		
純資産																				
出資金	72,021	100,612	78,782	92,435	138,569	100,002	10,961	37,518	118,894	138,323	28,196	117,483	53,021	173,970	84,467	17,058	19,570	1,381,882		
準備金積立金	171,304	356,410	171,555	507,038	86,908	189,351	183,888	47,114	370,848	120,385	541,479	263,340	165,042	443,780	269,959	344,978	281,058	4,514,437		
当期末処分剰余金	6,325	30,339	▲ 34,094	▲ 33,623	4,389	27,922	4,247	▲ 4,503	34,747	▲ 118,441	29,172	▲ 3,927	4,606	11,701	15,746	50,989	19,784	45,379		
計	249,650	487,361	216,243	565,850	229,866	317,275	199,096	80,129	524,489	140,267	598,847	376,896	222,669	629,451	370,172	413,025	320,412	5,941,698		
計	410,199	816,668	276,210	702,029	411,093	448,372	270,810	125,479	731,443	193,212	763,291	525,297	285,457	857,801	546,650	552,868	422,587	8,339,466		

(平成23年度) 損益計算書 森林組合総計

科 目		年 度																			
		広島市	佐伯	山 県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸 南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計		
経営損益	事業損益	事業総利益																			
		指導	0	0	0	293	45	795	17	10	59	43	970	92	686	3,549	0	236	0	6,795	
		販売	15,238	7,136	3,981	19,684	10,745	20,855	0	185	0	5,285	44,107	484	7,654	24,619	81,099	22,086	18,225	281,383	
		購買	8,551	7,690	9,777	17,961	64,607	13,953	0	10,740	18,426	10,659	3,665	8,210	3,533	3,700	24,663	18,408	16,723	241,266	
		森林整備	136,413	225,279	160,198	212,489	265,095	87,784	72,988	61,471	141,211	53,698	189,755	265,247	92,025	344,393	243,212	273,127	104,852		
		利用	193,016	44,718	103,276	85,275	119,248	167,615	102,554	56,149	257,183	36,543	186,621	5,213	20,358	165,242	147,466	62,343	73,970	1,826,790	
		金融	0	0	0	39	293	0	0	0	0	0	0	0	47	71	665	49	9	1,173	
		加工	0	15,955	0	6,661	54,600	0	0	0	0	227	0	0	0	0	977	0	97	78,517	
		信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	0	75	
		計	353,218	300,778	277,232	342,402	514,633	291,002	175,559	128,555	416,879	106,455	425,118	279,246	124,303	541,649	498,082	376,249	213,876	2,435,999	
		事業費用																			
		指導	766	2,094	2,386	530	1,313	2,105	85	262	2,396	207	3,789	190	853	5,190	3,823	457	168	26,614	
		販売	2,736	11	380	18,389	8,620	17,939	0	138	0	4,588	36,330	368	4,514	19,118	71,687	17,227	10,958	213,003	
	購買	6,866	6,656	7,436	15,003	53,815	11,186	0	8,650	15,526	9,534	3,052	7,701	2,981	3,288	21,018	15,453	13,514	201,679		
	森林整備	101,202	162,352	124,659	176,449	220,873	54,637	62,482	44,838	101,746	37,555	167,453	228,451	59,393	255,390	185,913	203,674	85,691			
	利用	129,184	28,714	71,464	73,260	73,050	121,218	68,672	38,772	207,864	25,957	141,083	2,655	18,222	122,994	108,106	44,239	47,512	1,322,966		
	金融	0	0	0	34	269	0	0	0	0	0	0	0	41	41	571	43	7	1,006		
	加工	0	12,103	0	5,145	55,076	0	0	0	0	181	0	0	0	0	142	0	60	72,707		
	信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	240,754	211,930	206,325	288,810	413,016	207,085	131,239	92,660	327,532	78,022	351,707	239,365	86,004	406,021	391,260	281,093	157,910	1,837,975		
	計	112,464	88,848	70,907	53,592	101,617	83,917	44,320	35,895	89,347	28,433	73,411	39,881	38,299	135,628	106,822	95,156	55,966	598,024		
	事業管理費	110,508	86,386	106,778	90,566	104,270	83,394	47,447	42,692	80,514	27,485	53,903	55,006	43,982	135,492	95,569	83,682	73,603	1,321,277		
	うち人件費	80,616	56,140	66,950	63,222	74,505	58,125	35,909	30,909	66,030	22,075	41,698	41,696	33,015	116,060	65,142	60,748	55,283	968,123		
計	1,956	2,462	▲ 35,871	▲ 36,974	▲ 2,653	523	▲ 3,127	▲ 6,797	8,833	948	19,508	▲ 15,125	▲ 5,683	136	11,253	11,474	▲ 17,637	▲ 66,774			
事業外損益																					
事業外収益	5,132	7,404	3,370	3,630	5,857	8,438	376	2,403	24,163	2,133	2,009	1,789	4,215	1,880	952	19,506	937	94,194			
事業外費用	3,052	4,220	2,409	0	1,269	2,000	263	0	12,500	1,145	0	631	27	30	0	13,611	0	41,157			
計	2,080	3,184	961	3,630	4,588	6,438	113	2,403	11,663	988	2,009	1,158	4,188	1,850	952	5,895	937	53,037			
計	4,036	5,646	▲ 34,910	▲ 33,344	1,935	6,961	▲ 3,014	▲ 4,394	20,496	1,936	21,517	▲ 13,967	▲ 1,495	1,986	12,205	17,369	▲ 16,700	▲ 13,737			
特別損益																					
特別利益	2,289	23,425	868	189	0	0	20	73	3,000	0	107	0	4,250	45	6,750	5,700	702	47,418			
特別損失	0	1,301	0	266	224	92	0	1,463	0	54	95	4,250	18	6,760	5,853	711	21,087				
計	2,289	22,124	868	▲ 77	▲ 224	▲ 92	20	73	1,537	0	53	▲ 95	0	27	▲ 10	▲ 153	▲ 9	26,331			
税引前当期利益	6,325	27,770	▲ 34,042	▲ 33,421	1,711	6,869	▲ 2,994	▲ 4,321	22,033	1,936	21,570	▲ 14,062	▲ 1,495	2,013	12,195	17,216	▲ 16,709	12,594			
法人税及び住民税額	0	456	52	202	456	457	183	182	4,492	297	7,350	456	182	296	6,542	183	183	21,969			
当期剰余金	6,325	27,314	▲ 34,094	▲ 33,623	1,255	6,412	▲ 3,177	▲ 4,503	17,541	1,639	14,220	▲ 14,518	▲ 1,677	1,717	5,653	17,033	▲ 16,892	▲ 9,375			
前期繰越剰余金	0	3,025	0	0	3,134	5,511	7,425	0	15,206	▲ 120,080	14,951	10,591	5,936	9,984	10,094	13,956	16,100	▲ 4,167			
積立金取崩額	0	0	0	0	0	16,000	0	0	2,000	0	0	0	347	0	0	20,000	20,576	58,923			
当期末処分剰余金	6,325	30,339	▲ 34,094	▲ 33,623	4,389	27,923	4,248	▲ 4,503	34,747	▲ 118,441	29,171	▲ 3,927	4,606	11,701	15,747	50,989	19,784	45,381			

第6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

包括外部監査人は、農林水産局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施した。

- ・ 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- ・ 広島県森林整備加速化・林業再生基金
- ・ ひろしまの森づくり基金

監査を通じて感じる点を述べ、広島県の業務が改善されることを期待する。

1 計画の反省と策定

2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画は、効率的な木材の生産・流通体制の確立を目標に下記の重点施策を実施してきた。

- 1 林業生産の低コスト化(低コスト林業団地の拡大)
- 2 林業事業体の育成強化(林業組合の経営基盤強化)
- 3 木材流通の効率化と木材利用の拡大(県産材の流通・使用の促進)

2010年(平成22年)の実績では計画を達成した項目は、6項目のうち4項目であり2項目(森林組合の合併推進及び森林組合の長期施業受託面積の拡大)は未達成であった。

合併は、平成24年4月に一件実現していることから現在(平成25年1月)森林組合は16組合である。しかし、「第5 監査対象補助金の監査結果(10)森林組合 ⑥ 森林組合の合併」で指摘しているように財務体質の悪化している森林組合があり、合併の推進は今後も引き続いて実施する必要がある。

また、森林組合の長期施業受託面積の拡大は、森林組合の経営安定化のため森林所有者への受託活動が一層必要である。

その他の計画の数値目標は達成しているが、重要なのは政策目的の達成であり、効率的で安定的な林業経営に改革されているかどうかを引き続いてチェックする必要がある。

引き続き、2020 広島県農林水産業チャレンジプランが作成されている。

新プランは、平成21年12月の農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」に基づいて新たな取り組みを実施している。

今後の課題は、下記のとおりである。

- ① 効率的な県産材生産体制の確立
- ② 消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築
- ③ 県産材の利用拡大に対する取り組み
- ④ 森林資源の循環利用に関する取り組み

- ①については前プランの①及び②により推進した政策の継続である。
- ②及び③については前プランの③の継続・発展を目指している。
- ④については環境問題への対応からの新しい課題である。

新プランは、農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」を基に作成しているが、広島県の独自性や事情を考慮し、前回プランの取り組み成果が一部記載されているが不十分である。旧プランと新プランの対比による新プランの課題・重要施策の展開が読者の理解に役立つと考える。

2 補助金・交付金のあり方

(1) 公平な補助金・交付金を

森林関係の補助金・交付金は、事業者により申請内容が均一ではなく、結果として不公平をもたらしている。

例として、森林整備地域活動支援事業における実行経費の請求内容が挙げられる。施業集約化の実行経費内訳報告において、11項目の費用のうち、7項目の請求をした森林組合がある一方、人件費しか請求しなかった森林組合が7組合中2組合ある。

広島県が事前に制度の周知徹底をしていれば、このような不公平な事態は防げたと考えられるので、今後は、補助金・交付金制度について事前の周知を十分にされたい。

(2) 事業箇所の精査を(2年連続同一箇所への交付金)

森林整備地域活動支援事業において、平成21年度及び平成22年度ともに交付金額が同額あるいは近似し、交付対象者も同一であり、対象面積が同じ、事業内容が同じものがある。

例えば、廿日市市においては、平成21年度及び平成22年度ともに交付額9,850,000円、交付対象者4者、対象面積1,970haで、同一である。

このことは、事業がただ単に前年を踏襲し行われているだけで、事業の効果は甚だ少ないと言わざるを得ない。

同額の資金を他に交付すれば、政策効果が発揮できるので、事業箇所の精査を要望する。

(3) 二重の補助金の排除

森林整備地域活動支援事業において、事業者が、過去に補助金を受け取り、取得した機械の減価償却費相当額の交付金を受け取っている。結果として、二重の補助金・交付金となっている。

広島県における事前の指導が十分であれば、このような事態は防げたので、事前の指導を徹底されたい。

なお、同様の事例は他にもあると考えられるので、一斉点検をお願いしたい。

(4) 自己所有山林への請負

- ① 森林整備地域活動支援事業において、佐伯森林組合では、代表取締役個人が所有する山林の路網改良工事について、同族会社が、随意契約により請負施工している(1件 1,053,000円)。

団地林の施業集約化の路網改良工事を行うものであるが、当団地林の施業集約化の同意は、同族法人与代表取締役個人のみであり、およそ集約化が出来たとは言い難い。

- ② ひろしまの森づくり事業において、佐伯森林組合では、自己所有の山林に対して、自らが間伐事業の施業を行い、補助金を受け取った者がある(2件 874,780円)。

自己所有山林の整備を自らが行うことは、事業経営上当然の事である。自己所有山林の整備を行ったことにより、補助金を受け取るのは、国民感情、県民感情として納得できない。

制度の仕組みを改め、透明・公平な補助金制度にして欲しい。

(5) 消費税の取り扱い

今回監査を行った補助金等のうち、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業にかかわるものについて、消費税等の取り扱いの不備による補助金の過大交付があった。また、ひろしまの森づくり事業にかかわるものについても、消費税等の取り扱いについて同様の不備があり、県に対して実態確認を依頼中である。

消費税等の取り扱いの不備の内容を事例で示すと次のとおりである。

<消費税等の取り扱いの不備の内容>

補助金は補助金の交付要綱により定められた標準経費と実際に支出した実行経費のいずれか低い金額(以下「補助基準額」という)から所有者の自己負担額を控除した金額となる。

<前提条件>

a 標準経費 250,000円

b 実行経費 税抜き金額 240,000円, 税込み金額 252,000円

A 本来の取り扱い

標準経費と税抜きの実行経費を比較する。

250,000 円 > 240,000 円 ∴補助基準額 240,000 円

B 過大交付となった際の取り扱い

標準経費と税込みの実行経費を比較している。

250,000 円 < 252,000 円 ∴補助基準額 250,000 円

C 過大交付額の計算

CとBの差額が補助金の過大交付額となる。

250,000 円 - 240,000 円 = 10,000 円 … 過大交付額

上記Aの本来の取り扱いでは、森林所有者の自己負担額がない場合、補助金額は 240,000 円になる。この場合、外注への支払額は税込金額である 252,000 円となるが、この支払額のうち消費税等相当額である 12,000 円は消費税等の申告を行うことにより、税額の還付又は他の課税売上に係る消費税等から控除することができる。この結果、当事業を実施するための支出は、当初の支出額 252,000 円から還付等を受ける 12,000 円を除いた 240,000 円になり、交付を受ける補助金と同額になるため、事業者の手元に補助金は残らない。

しかし、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業に係る補助金について神石郡森林組合で、ひろしまの森づくり事業に係る補助金について佐伯森林組合では上記Bの取り扱いが行われていた。神石郡森林組合では補助金が過大に交付されていた。

ひろしまの森づくり事業に係る補助金については、林野庁長官より示された取り扱いに則っている限り、原則として補助金に係る消費税上の問題は生じないとのことであったが、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市も同組合に対する上記取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。

また、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業に係る補助金については、担当課に同補助金に係る消費税の取り扱いの再確認をもとめたところ、明確な回答は得られなかった。

今年度監査を行った、健康福祉局関係の補助金においても、事業者からの消費税等に関する報告書が漏れていたが、県の担当者も消費税等に関する報告の必要性を認識していなかった。

これらのことを考え合わせると、広島県全体の補助金・交付金の業務執行において、消費税等に関係した補助金の減額及び返還事務が適正に行われているかについて大きな疑問を持たざるを得ない。

まずは、過大交付となっている補助金については返還を求めるべきであるし、

消費税等について報告を受けるべきである。

今後は、各規定の趣旨を十分に理解し、必要に応じて、各補助金に共通する問題については横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め適正な執行に努めるべきである。

(6) 間伐収益からの実費負担を

森林整備地域活動支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化・作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人の(法人)の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが、正しい税金の使い方であると考えられる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は改めるべきである。

(7) 規定に基づく適正な補助金

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」を定め、別表1の3 林内路網整備(4)④により、路線箇所廃止及び変更がある場合・市町申請額の変更がある場合など、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定している。そこで、夏夜鳥支線をみると、実際の事業費が補助金額を20%以上下回っているにもかかわらず、上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなされていない。

そもそも、補助金の交付は、路線ごとに事業費が算出され、それに基づいて申請・交付されているものであるから、路線ごとに実事業費と補助金額の対比を行い、実事業費が補助金額を下回るような場合、その額を明らかにすべきであるが、それが明らかにされないまま、余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されたことは、著しく不透明であり「渡切り」と言わざるを得ない。

今後、より適正な申請手続きの改善を行うべきである。

3 随意契約から競争入札へ

事業主体が、請負で施業する場合に締結される請負契約について、ひろしまの森づくり事業の間伐について競争入札によってなされた事実は確認できなかったし、森林整備加速化・林業再生基金事業のうち間伐及び林内路網整備事業について、競争入札によらないで随意契約によって請負契約が締結されている。

以下に述べるように、森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第 234 条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適さない場合等には随意契約によることができるとされている(同施行令第 167 条, 同第 167 条の 2)。

「ひろしま森づくり事業」は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進するという点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨からして、ひろしま森づくり事業及び広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に強い「公益性」を有している。

ところで、間伐については、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要であると言われる。

しかし、現在、森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3 者～4 者あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきた業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される間伐事業の内容が「その性質又は目的」が一般競

争入札には適さないとしても、指名競争入札に適さない理由はない。

また、林内路網整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではなく、工事の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札及び指名競争入札に適さない理由はない。

森林組合が間伐や林内路網整備を請負の方式によって施工する場合に、森林組合が「公共的団体」に留まるものであるとしても、一律に随意契約方式によらなければならない理由はなく、むしろ地方公共団体が実施する公共事業に準じて、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

4 検査・確認事務の適正な実施

(1) 提出書類

森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生基金事業において、人件費の実績を根拠として交付される補助金・交付金について、組合において事業従事の実績を示す作業日報・作業報告書、事務職員の作業日誌が作成されておらず、事業従事の実績が確認できる資料が存在せず、または、存在しても不十分であるので、事業従事の実績を示す作業日誌・作業報告書・事務日誌を適切に作成するよう指導されるべきである。

そして、検査にあたっては、当該書類を事業実績報告に添付して提出を求めらるべきである。

(2) 現地検査による確認

環境貢献林整備事業の実施状況の確認の為に、施工の前後の状態を示す写真が添付されることになっている(環境貢献林整備事業実施要領第9)。前後のいずれの写真も添付されていないもの、前後の写真的撮影場所が異なると思われるもの、前後の写真に変化がなく施工実施の実績が確認できないものが認められ、県の担当者がその不備を発見し、必要な写真を追加で提出することを求めても、事業体による写真的追加提出がなされず、施工前後のいずれの写真も添付されていない場合でも、市による現地確認もなされていない状態で、補助金が交付されている場合があった。

広島県造林事業竣工検査要領の第3 検査の区分及び現地検査の省略の2で現地検査を省略することができる場合について規定している。

すなわち、事業主体、又は事業主体の委任を受けて造林補助金事務を取り扱う森林組合等が、現地を確認し、施行地の状況を示す写真的等が整備されている場合には、当該施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができることとされている。

しかし、この場合は、施行地の状況を示す写真等が整備されていないので、現地調査を省略することができる条件の全てに該当する場合といえないのであるから、県はこのような場合には、現地検査を行うべきである。

(3) 市町に対する指導

市町の行う検査・確認事務については、その実施が十分ではなかった。これは、報告書等を提出しさえすれば補助金等を受け取れるという実態があり、広島県の指導が十分なものではなかったことを示している。

今後は、事前の準備・指導を十分行われたい。

(4) 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

ひろしまの森づくり事業について、廿日市市から県へ提出された平成23年度の事業報告書に基づいて事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書の範囲内に添付された資料から確認可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものがあつた。また、再確認においても書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。

このことは、場合によっては未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

5 報告事務の徹底

(1) 事業実績報告書の記載

今年度現地監査を行った神石郡森林組合と佐伯森林組合の両組合ともに、ひろしまの森づくり事業に関する事業実績報告書において、実行経費と標準経費を同額で記載していた。実行経費は、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得るものであり、実績報告書の趣旨から考えても、実行経費欄にはは実額を記載すべきである。県としても実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

(2) 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消耗費等)について

一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

(3) 達成状況報告及び事業評価

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についてを定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

6 補助金・交付金を受け取る事業者に対する指導

広島県は、外部監査により判明した次に掲げる事項について、事業者を指導しなければならないと考える。

以下、チェックリストの作成を念頭におき、述べることとする。

- ・ 過去に補助金を受け取った機械・器具等の減価償却費相当額は、交付金の請求ができないこと
- ・ 補助金・交付金請求の基礎資料の作成と保存
 - ・ 現場作業員が作成すべき作業日報・作業日誌を作成し、保存すること
 - ・ 事務職員が作成すべき事務日誌を作成し、保存すること
 - ・ 管理職については管理職業務があるので、100%請求はできないことまた請求金額は一般職員の金額と同額にすべきこと
- ・ 事業は公共事業としての性格を有するので、一定金額以上の契約については、随意契約ではなく、競争入札によること
- ・ 申請内容が、申請者により不均一であり、結果として不公平を生じているので、制度の内容を周知徹底すること
- ・ 消費税については、補助金等の請求額に含めないこと
- ・ 自己所有山林、同族会社関係者の所有する山林については、所有者以外の者が施業を行うこと

7 事前のチェックリスト作成を

今回の包括外部監査ではいくつかの指摘をしたが、その多くは、事前のチェックがあれば防ぐことが出来たものが多い。

事業の開始に当たり、誤りやすいと考えられる所のチェックリストを作成し、適正な事業を実施していただきたい。

チェックリストの内容については、「6 補助金・交付金を受け取る事業者に対する指導」を参考にされたい。

8 森林組合

(1) 健全な組合経営体制の確立を

広島県の森林組合は、17組合(平成23年度末)あるが、損益動向を見ると、平成23年の事業損益は合計で△66,774千円であり、経常損益は△13,737千円と赤字である。

平成21年の事業損益246,086千円、経常損益281,723千円に比し、大幅な落ち込みである。

関連する事業に進出し、経営の多角化を行うとともに、効率的経営体制を確立しなければ、必要な事業利益は確保できない。

賦課金等を徴収することを含め、健全な組合運営体制の確立が望まれる。

(2) 合併による森林組合の存続

森林組合の財務状況は「第5 監査対象補助金の監査結果 (10) 森林組合② 森林組合の財務状況」で検討している。

検討の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に、事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合、損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

例えば芸南森林組合と世羅郡森林組合については財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

その他にも将来経営悪化が予想される森林組合もあると思われるので、前回のプラン「2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」に記載のある「組合合併の推進」により、広島県の林業の存続を検討すべきである。

(3) 森林組合に対する指導(団体検査課との連携)

今回の外部監査においては、補助金・交付金を受け取った森林組合に対する

実地監査を行うことにより、事態解明に努めた。

その結果、補助金・交付金の申請から報告に至るまで多くの是正すべき事項があり、事務の杜撰な実態が明らかになった。

森林組合の監督については、団体検査課の所掌事務とされているが、各事業の監査は担当課が行わなければならない。

各森林組合は、その事業処理体制・能力に差があり、結果として不公平な補助金・交付金となっている。

また、広島県の事前指導・周知が十分でないため、誤りが散見される。

今後は、森林組合に対し、制度の事前周知、チェックリストの作成による注意喚起、結果報告の精査を通じ、十分な指導を行われることを望むものである。

第7 広島県森林整備地域活動支援事業基金
(広島県森林整備地域活動支援事業)

1 沿革及び概要

支援基金の沿革と概要については既に述べたが、あらためてまとめてみる。

(1) 沿革

効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業者による集約的な施業地確保及び施業に必要な路網の改良を支援することを目的とする。

当支援基金は平成 14 年度に創設された。県に基金を創設し、予め必要な国費を積み立て、弾力的に活用する仕組みとなった。

平成 19 年度以降は、施業・経営の集約化の支援に重点を置くことになった。

平成 21 年 12 月策定の森林・林業再生プランの円滑な推進のため、集約化への支援に重点化されることとされ平成 23 年度の見直しが行われた。

(2) 制度の概要

① 事業の内容

- 施業集約化の促進
- 作業路網の改良活動
- 森林経営計画作成促進

② 補助金交付の流れ

事業主体	森林の所在する市町と協定を締結→ 市町は県に交付申請 協定締結後、協定に沿って地域活動を実施 報告書等を市町へ報告
市町	報告書等の確認 → 県の農林水産事務所へ実績報告書を提出
県	実績報告書の審査結果が適正であれば交付金の交付 県 → 市町 → 協定締結者

2 監査の対象

広島県森林整備地域活動支援事業交付金

3 受取交付金

年 度	内 容	全体事業費(円)	県負担分(円)
平成 23 年度	施業集約化の促進	23,281,920	5,820,480
	作業路網の改良活動	114,358,080	28,589,520
平成 22 年度	施業実施区域の明確化作業等	195,860,650	48,965,162
平成 21 年度	施業実施区域の明確化作業等	195,662,750	48,915,687

交付金の負担割合は、施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町 4 分の 1 である。

事業を推進するための事業費交付金は、次のとおりである。

年 度	内 容	全体事業費(円)	国(円)	市町(円)
平成 23 年度	推進事務費	460,813	460,000	-
平成 22 年度	市町村推進事務費	1,611,150	1,592,000	-
平成 21 年度	推進交付金	1,644,000	822,000	822,000

4 事業の執行状況

(1) 条例・要領等

当基金は、以下の条例・要領等により運営されている。

森林整備地域活動支援交付金実施要領(要領)	林野庁
森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用(運用)	林野庁
広島県森林整備地域活動支援事業基金条例	広島県
広島県森林整備地域活動支援交付金実施要領(要領)	広島県

(2) 実施要領の運用

事務は、「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用(林野庁・長官通達、最終改正平成 23 年 3 月)」に基づいて行われており、その内容は、次のとおりである。

① 支援交付金の要件

地 域 活 動	具 体 的 内 容
A 施業の実施に係る森林情報の収集	不明瞭な境界の確認等 樹木・路網の調査等
B 施業の実施に係る合意形成	施業提案書の作成 合意・取り付け活動

② 経費の範囲と内容

A 経費の範囲

人件費・旅費・会議費・資材費・機械器具費・燃料費・通信運搬費・備品費・消耗品費・委託費・その他, となっている。

報告様式として「実行経費内訳報告書」がある。

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費		
② 旅費		
③ 会議費		
④ 資材費		
⑤ 機械器具費		
⑥ 燃料費		
⑦ 通信運搬費		
⑧ 備品費		
⑨ 消耗品費		
⑩ 委託費		
⑪ その他		
合 計		

B 経費の内容

経費の内容については、林野庁が一問一答の形で「森林整備地域活動支援交付金制度の解説」で示している。

地域活動にかかる経費にはどのようなものが含まれるのか、という問に対し、次のように示している。

(答)

次の経費が考えられる。

ただし、(略)地域活動に対する支援と同等の支援等が行われている場合は、それらにかかる経費を含めないものとする。

なお、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成23年度はこれまでの定額交付から交付方法を見直しているところである。

交付金の透明性を確保するためには、地域活動に要した経費について帳簿や出役簿等に明確に整理をするとともに、他事業との共通経費についても地域活動に実際に要した経費を積み上げるなどの方法により算出し、対外的に問われても説明できる根拠のある経費の整理を行うよう、交付対象者へ指導願いたい。

1. 経費の範囲

人件費、旅費、会議費、資材費、機械器具費、燃料費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、その他

2. 経費の内容

(1) 人件費

対象行為の実施に必要な人件費・労務賃金

(2) 旅費

対象行為の実施に必要な旅費

(3) 会議費

説明会等の実施に必要な会場借上料、主催関係者以外の者への茶菓等購入費

(4) 資材費

対象行為の実施に必要な資材の購入費及びこれらの運賃等

(5) 機械器具費

対象行為を自ら行う場合においては、その行為の内容及び規模に適合した機械の購入費及び借料並びに修理及び製作に要する費用とし、請負に付して実施する場合においては、機械器具等を請負業者に貸与して実施させることが特に必要と認められるときに、これに要する費用とする。

また、対象行為の実施に必要な機械器具等の損料

(6) 燃料費

地域活動の実施に必要な車両の燃料代金及び機械器具の燃料代金

(7) 通信運搬費

対象行為の実施に必要な機械器具等の運搬及び現場内における移動に要する費用
通信費、郵送料

(8) 備品費

地域活動の実施に必要な測定工具、器具

(9) 消耗品費

対象行為の実施現場に労務者を輸送するために要する費用

(10) 委託費

対象行為を委託により行う場合の費用（委託費には、これら経費からなるものを必要経費として考えられる）

(11) その他

対象行為の実施に必要な安全衛生管理に要する費用

※ 協定締結後に行う地域活動前の事前準備又は結果の取りまとめに要する経費も含めることができる。

※ 地域活動を行うために車両を利用した場合の燃料代金のように、他事業との共通経費として整理され、地域活動に要した経費を明確に積み上げることができない経費については、地域活動に要した割合に応じて按分するなどの方法により算出することになるが、その場合においても、交付金の透明性の確保を図る観点から、出役簿等に照らし合わせて妥当と判断できる金額を考慮（車の燃料代であれば、出役日数や作業地までの距離、燃料の価格等を想定して一般的に妥当と判断できる金額）して計上すること。

※ 対象行為の経費として購入したものは、交付金事業以外には使用できないことから、購入した物品については、使用簿などを備え付け適正に管理すること。

(3) 「作業路網の改良活動」に対する支援

地域活動	具体的内容
作業路網の改良活動	既設の作業道の点検を行い、崩壊箇所について路盤補強・簡易な側溝の併設・土留などにより改良する。

(4) 基金の取り崩し状況

森林整備地域活動支援事業基金の取り崩し(使用)状況は、次のとおりである。

年 度	取崩額(単位:千円)	
平成14年度	139,792	
平成15年度	146,399	
平成16年度	146,710	
平成17年度	146,612	
平成18年度	145,283	
平成19年度	96,898	
平成20年度	98,535	
平成21年度	97,831	} 小計 266,723 千円
平成22年度	99,546	
平成23年度	69,346	
計	1,186,952	残高 135,588 千円

平成14年度から平成23年度までの総額は約1,187,000,000円であり、平成21年度から平成23年度までの総額は約266,700,000円である。

平成19年度以降減少傾向にあり、平成18年度の145,000,000円に比し、平成23年度は約69,000,000円と大幅に減少している。

5 監査の実施状況

(1) 監査日時

神石高原町役場	平成24年 11月 20日
神石郡森林組合	平成24年 11月 21日
廿日市市役所佐伯支所	平成24年 11月 22日
佐伯森林組合	平成24年 12月 4日

(2) 監査に際し確認した主な書類

- ① 西部農林水産事務所・東部農林水産事務所
報告資料の提出を求め、根拠法令を確認した。
- ② 神石高原町・廿日市市
 - ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
 - ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
 - ・ 事業費の内訳
 - ・ 森林整備地域活動支援交付金請求書
 - ・ 確認調書
 - ・ 支出負担行為書
- ③ 神石郡森林組合・佐伯森林組合
 - ・ 平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
 - ・ 年末調整一覧表
 - ・ 機構図
 - ・ 配布図
 - ・ 職員住所録・役員名簿
 - ・ 社会保険加入状況にかかわる資料
 - ・ 支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
 - ・ 林業団地図
 - ・ 施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
 - ・ 造林事業委託契約書
 - ・ 実行経費内訳報告書
 - ・ 施業集約化交付申請計算根拠資料
 - ・ 各人別作業従事日数表
 - ・ 作業報告書
 - ・ 支援事業対象行為日誌

6 監査の結果

(1) 神石高原町・廿日市市

① 実行経費内訳報告書(神石高原町)

平成23年度に実施された施業集約化の促進及び作業路網の改良活動について、実行経費内訳報告書に費用の内訳書が添付されている。その両者の添付書類に記載されている費用の金額は、異なっているが、計算根拠資料

として添付されている人件費及び機械利用料の内訳は全く同一のものである。役場の担当者に費用の確認状況について質問したところ、事業主体が提出した書類に基づいて検査したとの回答を得たが、計算根拠については確認されていないことになり、不適切である。

② (有)安田林業に交付された支援交付金(廿日市)

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

2年間にわたり同一の対象地域、面積及び交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

平成22年度の書類によると、対象地域には、交付対象者である事業主体(有限会社)所有の山林48.46haが含まれている。また、廿日市市役所農林水産課より提示を受けた当該会社所有の地域に係る「平成21年度 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」と「平成22年度 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると草刈払い箇所はほぼ同一の場所であると認められる。交付対象者の所有森林に対する作業が交付金の対象とされていること及び草刈払いは通常の維持行為であると考えられること、支援交付金の対象とされたのは不適切である。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 施業実施区域の明確化作業等と施業集約化の促進

事業の実行経費は内訳報告書に記載されている。

監査では特に人件費と機械器具費に着目した。

A 人件費について

<神石郡森林組合・佐伯森林組合>

当事業の交付金は、実際の人件費コストを基礎として交付されるので、従事事実の確認が肝要である。

農林水産事務所では、市・町からの報告書の提出を受け取るのみで、確認事務が行われたとは言い難い。

また、市・町も、従事事実の基礎となった作業日報等の確認も行っておらず、神石高原町の場合は、交付申請の計算根拠資料(集計表)の提示を受けているが、廿日市市の場合は、それすら添付されていない。森林組合での従事事実についての確認を行った。

<神石郡森林組合>

集計表に基づいて、作業員、事務職員(嘱託職員・臨時職員・管理職)の作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作業員の日報の提示を受けたが事務日誌は作成していないとのことであった。

作業報告書及び支援事業対象行為日誌により作業の事実が確認できた。従事した者しか知り得ない情報が記載されており適正と認められた。

事務職員の内、嘱託職員・臨時職員の従事日数について聞き取りしたところ、計算日数の内、交付金対象事務は、30%~70%であり、その余は他事務に従事していることが確認できた。

管理職は 100%交付金業務に従事したとしているが、他業務に従事したり、管理業務にあたっているため 100%交付金対象とはならない。

<佐伯森林組合>

人件費請求の内訳書の提出を求めたところ、集計表の提示を受けたので、その根拠となる作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとの回答であった。交付金申請の基礎事実を確認できないので、交付金を返還させるのが正しい処理である。そこで広島県にその旨を伝え、広島県において、事実確認しているところである。

作業員・事務職員の従事割合及び程度については、神石郡森林組合におけるものと同様のことが確認できる。

B 機械器具費について

機械損料については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領によれば、次のように定義されている。

機械損料	{	償却費	(機械の使用又は経年による価値の減価額)
		維持修理費	(機械の効用を持続するために必要な整備及び修理の費用で、運転経費以外のもの)
		管理費	(機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管等の経費)

佐伯森林組合は、人件費のみの請求としているので、以下は、神石郡森林組合の監査結果について述べる。

<神石郡森林組合>

- ・ 支援事業では、過去に補助金の交付を受け、取得した GPS を使用している。

- ・ 交付金申請では、その減価償却費相当額を対象としている。一度補助金を受け、再度税金を投入した交付金を受け取ることは二重の税金投入となり不適切である。

C 実行経費内訳報告書

神石郡森林組合・佐伯森林組合の監査の結果、経費請求の内容が均一ではないので、その他の森林組合分の報告書の提出を求め、5 組合分の提出を受けた。

提出を受けた計 7 組合を請求内容は、次のとおりである。

区 分	組合数
① 人件費	7
② 旅費	2
③ 会議費	2
④ 資材費	0
⑤ 機械器具費	5
⑥ 燃料費	1
⑦ 通信運搬費	3
⑧ 備品費	0
⑨ 消耗品費	2
⑩ 委託費	1
⑪ その他	2

人件費は全ての森林組合が請求している。

機械器具費は、5 組合と多数であるが、その他の経費については請求の内容が均一ではない。特に人件費のみを請求している組合が 2 組合ある。請求内容を見ると、各森林組合に制度の内容が十分理解されていない結果、請求の内容が均一ではないと考えられる。このことは、広島県による制度内容の周知が十分でないことを示している。

② 作業路網の改良活動

A 契約方式(佐伯森林組合)

佐伯森林組合では、請負金額 1,053,000 円の工事において、随意契約の方式で実施している。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公

共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切であり、不適正である。

B 同族会社の入札参加(佐伯森林組合)

この工事は、個人とその個人が代表者である同族会社のみが集約化に同意している団地林内での工事である。しかも、同工事は随意契約により同族会社が受注している。なお、その個人は森林組合の監事である。

この様な組合役員への独占的利益供与となる交付金は、事業の趣旨・目的から考えると大いに疑問である。

C 自前で作業を行うか、外注により行うか。

森林組合により事業実施の形態が違っている。

神石郡森林組合は測量等を外注することなく、自前で事業を実施している。

佐伯森林組合は外注により事業を実施している。

③ 広島県の当事業における監査指導

当事業において、市・町がまず確認事務を行い、広島県が確認することとされている。市・町の確認は、形式に流れ、交付金申請の基礎事実の確認をしていない。このことは、広島県の事業開始時における統一的指導の欠如、監督の不行届きに基因するものであり、広島県の指導・監督は不十分である。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 人件費

人件費については、給与・社会保険料等に基づく個々の積み上げ方式を取り交付金が決定されている。事業効果が同一であれば最も効率的な人件費を算出して、申請者に示すことが効率的行政運営には必要であると思う。

また、管理職が従事した日数については、例えば最大 50%計上するなど歯止めを設けるべきであるし、計算の基礎となる給与単価についても、一般職員の平均額とするなど節度を持って事業を実施すべきである。

(2) 既に補助金交付により取得した機械等

既に補助金交付により取得している機械については、その減価償却費相当額を請求できない旨、請求できない事例として、マニュアルを作成するなどの指導を行うべきである。

(3) 申請の不均一・不公平

佐伯森林組合は、実行経費のうち人件費のみを請求し、神石郡森林組合は燃料費・会議費等細部にわたり請求して交付金を受け取っている。

広島県が申請段階で指導力を発揮すれば、このような事態は防げた。

(4) 特定の者への利益供与のチェック

監査では、一個人と同族会社の同意のみで集約化できたとし、またその路網改良を随意契約により同法人に発注している。

森林組合における監事という職にある同人に対し、森林組合が公共事業を通じ特別の利益供与を行ったと疑われかねない。

今後は、森林組合・市・町に対し、禁止事項として十分な指導を行われたい。

(5) 指摘事項の未然防止

以上述べたことについては、交付金事業の開始当初において、広島県が、十分な検討とマニュアルを作成するにより、事業者・市・町を指導監督すれば、多くの部分は未然に防止できたと考えられる。

今後は、各事業の開始に当たり、十分な検討を行い、その結果に基づいて指導を徹底されたい。

(6) 間伐による収益からの実費負担を

支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化及び作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人の(法人)の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが、正しい税金の使い方であると考えられる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は、改めるべきである。

第8 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

1 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐、林内路網整備及び高性能林業機械等の導入に対する補助金

同補助金の執行状況を確認するため、神石郡森林組合及び佐伯森林組合を中心に監査を行った。

2 受取補助金

(単位:百万円)

メニュー	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
間伐等	158	297	376	831
林内路網整備	59	272	372	703
高性能林業機械等の導入	50	51	17	118
小 計	267	620	765	1,652
基金合計	536	809	1,186	2,531

3 事業の執行状況

(1) 間伐

平成 21 年度に始まる国の「森林整備加速化・林業再生事業」を受け、広島県では、同基金を設置し、間伐や林内路網整備等により森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等地域産業の再生を目的に、各種施策に必要な資金を交付している。

(2) 林内路網整備

低コスト林業団地内において、間伐にかかわる林内路網を整備することにより、搬出間伐を推進するとともに、森林の有する公益的機能の維持増進を図る目的から、必要な資金を交付している。

(3) 高性能林業機械等の導入

伐倒搬出業務の効率性の向上及び費用の低コスト化を図る目的から、必要な資金を交付している。

4 監査の実施状況

間伐、林内路網整備及び高性能林業機械等の導入等により、森林整備を実施する事業主体について、森林組合のうち神石郡森林組合及び佐伯森林組合をサンプル対象として監査を実施した。

なお、上記監査に際し、事業実施する箇所を所管する神石高原町役場及び廿日市市役所佐伯支所に対しても監査を実施した。

(1) 監査の日時

神石高原町役場	平成 24 年 11 月 20 日
神石郡森林組合	平成 24 年 11 月 21 日
廿日市市役所佐伯支所	平成 24 年 11 月 22 日
佐伯森林組合	平成 24 年 12 月 4 日

(2) 監査に際し確認した主な書類

① 神石高原町役場, 廿日市市役所佐伯支所

- ・ 補助金の交付に関する書類
- ・ 事業実績に関する書類
- ・ 検査に関する書類

② 神石郡森林組合, 佐伯森林組合

- ・ 請負契約等に関する書類
- ・ 作業日誌等の現場管理資料
- ・ 総勘定元帳
- ・ 消費税確定申告書など税務関係書類

5 監査の結果

(1) 間伐

① 事業実績について

事業の施工方式には、森林組合が直接施工する直営と外注する請負がある。

A 直営施工について(佐伯森林組合)

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。サンプルで検証すると、事業箇所別に事業実績内訳書、箇所別整理票が作成されている。

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

作業員	延日数	計(円)	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり,岩本造林で当組合の作業をしている。単価は 6 ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員 3 名(A,B,C)を出向させる方法ではなく、他者(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させているが、このように処遇することに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する様式の書類を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により書類を作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず、明確性を欠くものである

B 請負施工について

箇所別整理票(森林整備加速化・林業再生<間伐>請負)において、実行経費は、請負契約額に間接費を加えて算定することになっている。

箇所別整理票には、間接費内訳(現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等)を記載する欄があるが、この欄には全く記載がなく、間接費欄に請負契約金額の 10%に相当する金額を記載し、請負契約金額との合計額を実行経費額としている。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙1 森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は 10%を乗じた額を上限とし、

一施行地毎に実費(現場管理費, 通信消費費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

したがって, 一施行地毎に積み上げ計上した実費が請負(契約)額に10%を乗じた額を超える場合に, 間接経費の欄に請負(契約)額に10%を乗じた額を記載しなければならないはずである。

実績報告書(検査調書)に添付されている「箇別整理票(森林整備加速化・林業再生事業[間伐]《請負》)には, 「諸経費」を記載する欄があり, 内訳として現場管理費, 測量費, 通信消費費及び社会保険料等が費目として記載されている。しかし, この欄には全く記載がされていない。中にはいずれも「0」として記載してあるものもある。

一施行地毎に実費を積み上げ計上し, 請負契約額に10%を乗じた額を超過するから, 請負契約額に10%を乗じた金額を記入しているのではなく, 実費を積み上げ計上することを行わないで, 一律請負契約額に10%を乗じた金額を記載しているのである。

このような処理は, 「実施要領の運営について」の規定に適合しない不適正な処理である。

② 補助金に係る消費税の取り扱い—実行経費と補助金額

実績報告書に添付されている箇所別報告書について, 森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で, 同組合外注(請負)施行した場合, 記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており, 間接費の欄には, 消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されており, これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして, 補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合, 補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2 間伐(3) 補助金交付申請等についてにおいて, 県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については, 補助金等交付要綱によるほか次のとおりとすることと定めてあり, 補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について, 次のように規定されている(抜粋)。

第5条

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
(消費税等の報告)

第10条 第3第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は、前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第3項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

③ 労務費算定計算について(佐伯森林組合)

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

④ 施業申込書について(佐伯森林組合)

間伐は、組合員の施業申込みから始まり、施業の完了確認(検査)及び組合員の一部自己負担で完結するが、これに準拠していない事例があった。

施業申込書なし	2 件
施業の完了確認なし	1 件
施業の完了確認の日付ミス	2 件

⑤ 請負契約の方式について

神石郡森林組合及び佐伯森林組合が、請負によって施業を実施する場合に、一律随意契約の方式によってなされていた。

(2) 林内路網整備

① 変更に伴う変更申請(佐伯森林組合)

平成 23 年度施工のうち、夏夜鳥支線は、実事業費が補助金額の 20%以上回ったにもかかわらず、減額の変更申請がされないまま、余った補助金を次年度実施予定の施工費に充てているのは不適正である。

② 特定業者との請負契約(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

佐伯森林組合においては、請負施工の契約締結に当たり、3 者の見積り合わせにより契約を締結しているが、その契約業者は、平成 22 年度及び平成 23 年度実施の 9 路線のうち、8 路線の請負にかかわるなど、契約方式の実態は随意契約と同様と認められる。

また、神石郡森林組合においては、平成 23 年度実施の 5 路線のうち、4 路線について全体工事のうち開設工事を同一業者に対し外注しており、その契約関係書類を確認したところ、見積書の徴取が一切なく、すべて随意契約を行っていた。

森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

これらの契約方式は、当該事業が補助金事業であることから不適切である。

③ 作業日報等の不備(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

直営施工について、作業従事者の現場従事の状況を作業日報で確認を行ったところ、一部の作業員しか作業記録がなく、その他の作業者については従事事実の確認ができなかった。

④ 不適正な検査(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

事業実施要領に基づいて、現地検査及び書類検査を行っているが、書類検査においては、工事日誌などの関係書類が検査対象とされているにもかかわらず、上記③のとおり記録及び保存が不備で、適正な検査が実施されたとは言い難い。

⑤ 達成状況報告(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

森林組合は、事業計画の達成状況について、達成状況報告を提出することになっているが、提出がなされておらず不適正である。

⑥ 事業評価(佐伯森林組合)

費用対効果の事前評価について、集材路の費用対効果分析集計表の作成があり、事業費に対して事業実施効果額が上回る路線について路網整備を行っている。

⑦ 消費税の取り扱い(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

補助金交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっているが、いずれの組合も請負施工に係る工事費から消費税を減額し、適正に申請を行っている。

(3) 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等の取得年度及び取得後の稼働状況は、表1のとおりであり、年々その稼働率が上昇している。その結果、間伐の総生産材積が表2のとおり増加しており、機械導入による効果が認められる。

表1

名 称		スイングヤーダ	フォワーダー	ハーベスター
取得年月日		H19.11.29	H22.2.1	H23.2.22
使用開始年月日		H19.11.29	H22.2.23	H23.2.23
取得金額		12,650,000 円	10,476,190 円	20,500,000 円
補助金		4,940,000 円	3,333,000 円	10,000,000 円
補助金名			H21 年度 林業・木材産業等 振興施設整備事業	H22 年度 森林整備加速化・ 林業機械再生事業
稼動 状況	H24 年度	116 日 771.3 時間	89 日 499.2 時間	82 日 550.2 時間
	H23 年度	236 日 1588.3 時間	184 日 870.6 時間	204 日 1324.0 時間
	H22 年度	237 日 1517.2 時間	164 日 929.4 時間	28 日 175.6 時間
	H21 年度	222 日 1413.0 時間	48 日 320.4 日	
	H20 年度	202 日 1122.9 時間		
	H19 年度	63 日 354.0 時間		

表2 平成21年度を100とした平成22年度及び平成23年度の増加率

年 度	生産材積(m ³)	増加率(%)
平成21年度	4,723.013	100.0
平成22年度	6,812.557	144.2
平成23年度	7,667.215	162.3

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 間伐

① 事業実績について(佐伯森林組合)

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。しかし、出役簿の記載、受託事業精算書の労務費計算、箇所別整理票での実行経費算定、給与計算等より何らかの個人別の勤務状況資料が存在すると考える。

当組合の職員三名(A, B, C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する様式の書類を利用し、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式を作成して管理する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされていない。算定根拠と各人との合意を明確に文書化すべきである。

② 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

③ 補助金に係る消費税の取り扱いについて－実行経費と補助金

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されており、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額を比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

④ 労務費算定計算について(佐伯森林組合)

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この差異の理由について説明を担当者にもとめたが、明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

⑤ 施業申込書について(佐伯森林組合)

所定の手続きが実施されていない事例が、散見される。

本来実施すべき手続きが組合内部で確実に実施される内部統制の確立が、必要である。

⑥ 請負契約の方式について

森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

(2) 林内路網整備

① 請負契約について(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

佐伯森林組合においては、請負契約について、見積り合わせという方法で契約を締結しているが、見積り依頼業者が主に特定の3業者に集中していること、また、見積りした業者のうち特定の1業者が5路線中4路線について契約を締結していることに鑑みると、競争原理が働いた結果とは言い難いものと考えられる。

また、神石郡森林組合においては、見積書を一切徴することなく久保田建設株式会社1者と随意契約方式で契約を締結している。

地方自治法施行令第167条の2に、「その性質又は目的が競争入札に適しない場合には随意契約によることができる」旨規定しているが、集材路の整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではない。

いずれの組合も、森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、請負契約については、当事業が公益性を有すること及び補助金事業であることを十分に認識し、また、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどから、競争入札の導入など、今後、契約方式の見直しを検討すべきである。

② 関係書類の記録・保存について(神石郡森林組合・佐伯森林組合)

検査における関係書類について、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準によると、事業主体に対する検査のうち、直営施工の場合の書類検査の規定は、「工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式」としているが、両組合においては、工事日誌の作成が不十分で、現場作業の事実を十分に確認することが出来なかった。

補助金事業であることを十分に認識して、適正性の確保を念頭に置き、関係資料の作成・整理及び保管を適正に行うべきである。

③ 設計変更に伴う補助金交付変更申請について(佐伯森林組合)

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表 1 の 3 林内路網整備(4)④により、路線箇所の廃止及び変更がある場合並びに市町申請額の変更がある場合、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定しているが、夏夜鳥支線をみると、実事業費が補助金額の20%以上下回っているにもかかわらず上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなく、余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されていることは著しく不透明である。

今後、より適正な申請手続きの改善を行うべきである。

第9 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

1 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金
同補助金の執行状況を確認するため、神石郡森林組合及び佐伯森林組合を中心
に監査を行った。

2 受取補助金

(1) 神石郡森林組合

平成 23 年度	なし(神石高原町からの受託業務として実施)
平成 22 年度	24,453,740 円
平成 21 年度	なし(神石高原町からの受託業務として実施)

(2) 佐伯森林組合

平成 23 年度	17,996,230 円
平成 22 年度	16,418,380 円
平成 21 年度	7,465,980 円

3 事業の執行状況

各森林組合は、各市町を通じて受ける補助金により、各組合の現業部門及び外部委託により、対象森林の間伐作業を行っている。

4 監査の実施状況

市町及び森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までのひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(1) 監査日時

神石高原町役場	平成 24 年 11 月 20 日
神石郡森林組合	平成 24 年 11 月 21 日
廿日市市役所佐伯支所	平成 24 年 11 月 22 日
佐伯森林組合	平成 24 年 12 月 4 日

(2) 監査に際し確認した主な書類

① 神石高原町・廿日市市

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書, 報告書, 検査調書及び通知書等
- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の設置に関する規程

② 神石郡森林組合・佐伯森林組合

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書, 通知書及び報告書等
- ・ 受託事業に係る契約書, 通知書等請求までの一連の書類(神石郡森林組合)
- ・ 補助事業に係る実行経費の内訳に関する書類
- ・ 外部委託に係る注文請書, 委託業務着手通知書及び委託業務完了通知書等
- ・ 消費税申告書(控)
- ・ 消費税の課税対象取引の明細
- ・ 総勘定元帳

5 監査の結果

(1) 神石高原町・廿日市市

① 全体計画と進捗状況の管理について

県に対する申請書に記載された, 整備が必要とされている森林の全体面積の根拠を確認したところ, 神石高原町及び廿日市市の両市町ともにエリアを特定した明確なものは示されなかった。

② 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(神石高原町)

「環境貢献林整備事業実施要領」第5により, 当事業を実施する場合には, あらかじめ市町の長と森林所有者との間で環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(以下「協定書」という。)を締結することとされている。この協定書について確認を行ったところ, 協定書作成の日付は, すべての協定書において事業実施後の日付であった。

また, 平成24年11月20日の監査日において, 一部の協定書が該当のファイルに綴られておらず, この点について確認を行ったところ, 別のファイルに綴っていたとのことであった。

③ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付(廿日市市)

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第 9 により実績報告に添付が義務づけられている施工前後の状態を示す写真(全 37 地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの 6 件、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの 3 件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの 1 件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは、県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内 2 件は最終的に施工前の写真の添付がなく、市による現地確認もされていない状況で補助金が交付されていた。

④ 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)について、平成 21 年度から平成 23 年度までの活動状況の確認を行った。その結果、廿日市市では会議資料及び議事録等は適正に保存されていたが、神石高原町では会議資料及び議事録が保存されていない年度があった。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 補助金に係る消費税の取り扱い(佐伯森林組合)

補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ、佐伯森林組合では、税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は、標準単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また、事業の実施を外部に委託しているものについては、実行経費の集計段階で、外部からの税込みの請求額の総額に対し、森林組合で更に消費税等を計上しているため、消費税も二重計上となっていた。

上記の 2 点の誤った処理によって、平成 23 年度において、補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため、県に対して実態確認を依頼した。

② 事業実績報告書の記載

森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当交付金事業の実績報告書では、標準経費と実行経費は、全て同額で記載されていた。

③ 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

A 神石郡森林組合

a 直接費金額について

組合の作成した「事業実績内訳書」に記載された現場毎の直接費の内訳について確認を行ったところ、個々の現場単位での経費の把握は行われておらず、全体の経費を按分したものを掲載しているとのことであった。

B 佐伯森林組合

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている職員の従事状況を示す資料は、確認できなかった。

b 作業経費

平成 23 年度の特定の1件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかわる業務日報での従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から1件のみの確認となった。

c 外部委託の際の請負金額の基準

実際の間伐作業において、外部へ委託する場合の請負金額の基準が、明確になっていなかった。また、委託業者と組合の現業部門の作業員が共同して作業を行う場合についても、請負金額の基準が、設けられていなかった。

④ 自己所有の山林への補助について(佐伯森林組合)

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し補助を行ったものが、平成 23 年度と平成 22 年で各1件確認された。

平成 22 年度	佐伯森林組合	576,580 円
平成 23 年度	YT(個人)	298,200 円

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見**(1) 神石高原町・廿日市市****① 全体計画と進捗状況の管理について(神石高原町, 廿日市市)**

両市町で管理している情報を確認する限り、両市町ともに場所を特定した上での全体計画及び進捗状況の管理は行われていなかった。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真に施業の必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ時宜にかなった捗状況の管理が実施されるべきである。

② 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書(神石高原町)

当事業を実施する場合に、市町の長と森林所有者との間で締結する協定書について、環境貢献林整備事業実施要領では事業を実施する前に締結すべきとされているところ、同町では事業実施後の日付で協定の締結を行っていた。担当課に確認すると、事業の対象面積が事業実施後でなければ確定しないからという理由であったが、他の市町では実施要領のとおり、事前に協定を締結している。

同町においても、独自の判断で実施要領と異なる処理を行うのではなく、県の関係部署とも協議を行い、県で定めた実施要領に従った処理を行うべきである。

また、協定書の保存も適切とは言えない状態であった。この協定の期間は、締結後 20 年間に亘るもので、森林所有者の相続等によるトラブルも想定されるので、より確実な管理が行われるべきである。

③ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付(廿日市市)

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書に基づいて事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書に添付された資料から確認が可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものがあつた。また、再確認においても、書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。

このことは、場合によっては、未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

④ 協議会の活動状況(神石高原町, 廿日市市)

A 神石高原町

同町担当課に保存されている会議資料等からは、事業の透明性の確保や事業効果の検証に資するような検討の過程は、確認できなかった。また、協議会の議事録や会議資料も保存されていない年度があり、協議会の運営等についても、改善の必要性を感じた。

B 廿日市市

同市の協議会での検討内容について、会議資料及び議事録から確認を行ったところ、協議会の運営は、その目的に合致した適正なものであると認められる。会議資料も詳細にまとめられており、議事録の記載も詳細で適正に保存されていた。

また、平成23年度の協議会では「ひろしまの森づくり廿日市市事業の成果について(案)ー平成19～平成22年度4カ年の成果ー」と題したパンフレットの作成に関する議論も行われており、市民に対する広報の姿勢もうかがえる。

(2) 神石郡森林組合・佐伯森林組合

① 補助金に係る消費税の取り扱い(佐伯森林組合)

県森林保全課の説明によると、補助金に係る消費税の取り扱いについては、平成9年11月27日に林野庁長官名で出された文書「森林組合等が森林所有者から委託を受けて行う事業に係る消費税の取り扱いについて」(9 林野組第199号)による取り扱いによっているとのことであった(この取り扱いに則している限り、原則として「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」の第4条第3項による消費税相当額の補助金の減額は必要ない)。

しかし、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市町も同取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。消費税の減額の必要性を確認することなく、漫然と補助金の交付を行っており、補助金事業の執行として問題があるといわざるを得ない。

今後は、各規程の趣旨を十分に理解し、必要に応じて各補助金に共通する問題については、横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め、適正に執行されるよう努めるべきである。

② 事業実績報告書の記載

実績報告書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較するこ

とにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても、実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

③ 実行経費の確認

A 神石郡森林組合

当組合では、実行経費を算定する際、現場ごとの経費の集計は行わず、全体の経費を按分して現場ごとの経費としていた。このような処理を行っている理由について、当組合から以下の説明があった。

「事業箇所により、作業条件(簡易な場所・作業実施難所・不整備地等含箇所)や作業員・作業員賃金単価が異なり、また作業能力に差がある為、事業金額に格差が生じ森林所有者に負担、不公正が生じるためトータルで整理する必要がある。」

種々の理由から現場ごとの直接経費に不均一が生じることはあり得るが、実行経費の妥当性や事業の効率性の検証を行う場合、現場ごとの直接経費の把握は不可欠である。また、森林所有者に対する負担、不公正の是正については、事後においても、現場ごとにこれらの検証が可能なように、現場ごとの直接経費の把握について徹底を図るべきである。

B 佐伯森林組合

当組合では、補助金の実行経費算定の基礎資料(作業者の従事状況の確認資料等)が整備されておらず、予算面からの執行の適正性を十分に確認することができなかった。

補助金事業であることを十分に認識して、事後的であっても予算面からの執行の適正性の検証が十分行えるよう、資料の整備を行うべきである。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。むやみに課税を行う期間が延長されることはあってはならず、限られた予算でより効率的な事業効果を得るため、より厳正な予算の執行管理がなされるべきである。

④ 自己所有の山林への補助について

補助対象としての要件を満たした山林であっても、自ら施業能力をもつ所有者については、まずは自助努力を求めるべきである。更に、当補助事業に

携わることで利益を得ている事業者の場合は、事業者によるなおのこと自助努力を求めるべきである。自らの山林は自助努力で整備を行い、そこに投入される予定であった補助金は、当事業の目的に鑑み、真に補助事業として整備が必要な山林へ振り向けられるべきである。

第10 神石高原町・神石郡森林組合の個別監査

1 神石郡森林組合の概要・沿革

組 合 名	神石郡森林組合
所 在 地	広島県神石郡神石高原町安田 175-1
組 合 員 数	4,060 人
出 資 金	払込済出資金 28,195,500 円
役 員 数	理事 8 名 監事 4 名
設 立	昭和 47 年 3 月 22 日 神石郡内にあった 3 町 1 村(旧油木町・旧神石町・旧豊松村・旧三和町)森林組合が, 第 1 期広島県森林組合広域合併計画に沿って合併設立 町村合併は平成 16 年 11 月 5 日合併, 神石高原町となる。
管内森林面積	30,631ha うち, 国有 3,691ha (12%), 民有林 26,940ha (88%)
林 野 率	81%

2 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

(1) 監査の対象

森林整備地域活動支援交付金の執行状況について

(2) 受取補助金・交付金

神石高原町の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	施業集約化 の促進	県交付額			6,000,000	6,000,000	森林組合
		補助額			8,000,000	8,000,000	
2	作業路網の 改良活動	県交付額			4,837,500	4,837,500	森林組合
		補助額			6,450,000	6,450,000	
		県交付額			785,362	785,362	農林振興 センター
		補助額			1,047,150	1,047,150	
3	施業実施区 域の明確化 作業等	県交付額	10,930,500	10,864,500		21,795,000	各地域団 地
		補助額	14,574,000	14,486,000	-	29,060,000	
		県交付額	3,048,750	3,114,750		6,163,500	森林組合
		補助額	4,065,000	4,153,000	-	8,218,000	
		県交付額	1,020,750	1,020,750		2,041,500	農林振興 センター
		補助額	1,361,000	1,361,000	-	2,722,000	
合 計	県交付額	15,000,000	15,000,000	11,622,862	41,622,862		
	補助額	20,000,000	20,000,000	15,497,150	55,497,150		

※負担割合…施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに国2分の1, 県4分の1, 市町4分の1である。

上記のうち, 神石高原町から神石郡森林組合への交付金内訳は, 次のとおりである。

年 度	内 容	事 業 費(円)
平成 21 年度	施業実施区域の明確化作業等	4,065,000
平成 22 年度	施業実施区域の明確化作業等	4,153,000
平成 23 年度	施業集約化の促進	8,000,000
	作業路網の改良活動	6,450,000

(3) 事業の執行状況

① 施業実施区域の明確化作業

神石高原町役場は、協定地区に対して明確化作業に対する交付金を交付している。

② 施業集約化の促進

当森林組合は、森林所有者から間伐を行うことの同意書を取り付けている。森林所有者と当森林組合の間で造林事業等(搬出間伐※)を行うため、作業実施確認書を作成している。

当森林組合は、測量等を外注することなく、当組合の現業部門により事業を実施している。

※ 搬出間伐とは・・・育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業を間伐という。この作業により伐採された丸太を利用するために、林内から搬出するものを、搬出間伐という。

③ 施業路網の改良活動

当森林組合は、現地調査は自ら行うものの、路網整備の施工は建設会社に外注している。

(4) 監査の実施状況

① 神石高原町役場

平成24年11月20日、神石高原町役場に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
- ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
- ・ 事業費の内訳
- ・ 神石高原町森林整備地域活動支援交付金請求書
- ・ 確認調書
- ・ 支出負担行為書

② 神石郡森林組合

平成24年11月20日、旧豊松村字近田において下蒞りの実地確認を行った。平成24年11月21日、神石郡森林組合に臨場の上、関係書類の提示を求め、関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度から平成23年度までの森林整備地域活動支援事業に係る交付金の執行状況について監査を行った。

＜監査に際し確認した主な書類＞

- ・ 平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・ 年末調整一覧表
- ・ 機構図
- ・ 配布図
- ・ 職員住所録・役員名簿
- ・ 社会保険加入状況の分かるもの
- ・ 作業日報・作業報告書
- ・ 支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
- ・ 林業団地図
- ・ 「施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
- ・ 造林事業委託契約書
- ・ 実行経費内訳報告書
- ・ 施業集約化交付申請計算根拠資料
- ・ 各人別作業従事日数表
- ・ 支援事業対象行為日誌

(5) 監査の結果

① 施業実施区域の明確化作業

A 補助金の執行状況

施業実施区域の明確化作業等の交付金(平成21年及び22年度)内訳は、次のとおりである。

平成21年度

協定地区名	協定締結者数(人)	積算基礎 森林面積(ha)	交付金 総額(千円)
油木団地	761	935.29	4,676
神石団地	625	1358.29	6,791
豊松団地	413	717.35	3,587
三和団地	470	716.95	3,585

農林振興C油木	1	132.55	663
農林振興C神石	1	67.58	338
農林振興C豊松	1	71.99	360
合計	2,272	4,000.00	20,000

平成 22 年度

協定地区名	協定締結者数(人)	積算基礎 森林面積(ha)	交付金 総額(千円)
油木団地	761	935.29	4,676
神石団地	625	1358.29	6,791
豊松団地	413	717.35	3,587
三和団地	470	716.95	3,585
農林振興C油木	1	132.55	663
農林振興C神石	1	67.58	338
農林振興C豊松	1	71.99	360
合計	2,272	4,000.00	20,000

平成 21 年度及び平成 22 年度の交付金の交付対象面積及び交付金総額は、全く同じである。

B 森林所有者と交付金受取者

森林整備神石団地に対する交付金について、森林整備地域活動支援事業作業一覧表により内容を確認したところ、作業道の草刈が大半を占めている。

さらに、交付対象となった森林整備神石団地の作業道の草刈のうち、約半数を抽出し、路線ごとに作業者所有林の有無につき提示を求めた。その結果、抽出したすべての路線について、平成 21 年度及び 22 年度ともに作業者所有林が含まれていることを確認した。

抽出対象の 290 路線のうち、平成 21 年度及び 22 年度ともに交付金の交付対象となった路線は、142 路線であり約半数を占めている。

② 施業集約化の促進(平成 23 年度)

A 補助金の執行状況

施業集約化の促進の交付金内訳は、次のとおりである。

補助金の交付確定額 8,000,000 円

実行経費内訳報告書

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費	6,972,685	人夫賃, 社保等保険料
② 旅費	0	
③ 会議費	13,767	飲物代
④ 資材費	0	
⑤ 機械器具費	815,780	パソコン, GPS, 車両利用料
⑥ 燃料費	123,666	
⑦ 通信運搬費	89,103	切手代
⑧ 備品費	0	
⑨ 消耗品費	46,541	用紙コピー代金
⑩ 委託費	0	
⑪ その他	105,800	目印テープ, 図面作成
合 計	8,167,342	

B 人件費について

人件費について、計算根拠資料の提示を求め、人夫賃・諸保険料を把握し、個人別1日当たり単価を確認した。

現場作業員の従事事実を確認するため、抜き取りの方法により作業報告書(日報)の提出を求めた。

その結果、現場で従事した者でなければわからない作業のポイント、安全確認及び作業確認が記入されており適正と認められた。さらに、具体的内容を記入した「支援事業対象行為日誌」も作成されていた。

他方、事務職員のうち、嘱託職員(男性)及び臨時職員(女性)に業務の従事内容を聞き取りにより確認したところ、女性の臨時職員は、そのうち30%が、男性の嘱託職員については、その70%が補助金対象業務であり、その余は、他の事務に従事していることを確認した。

また、管理職である専門員・業務課長についても100%補助金業務としているが、他業務をも管理監督する立場であるので、管理職の人件費を100%補助金請求するのは合理的ではない(平成23年10月の例、専門員稼働日数17.6日請求、業務課長18.0日請求)。

以上、述べたとおり、事務職員の人件費については100%補助金対象にはできず、従事の実態・従事割合に基づいて補助金を返還させるべきである。

C 機械器具費について

GPS 利用料 1 日 3,000 円, パソコン賃借料 1 日 1,000 円, 車両利用料 1 日 400 円として補助金を受け取っている。

GPS は 3 台保有しているが, 内 2 台については一部補助金を受けて取得したものがあある。この減価償却費相当額を計算の基礎に算入するのは, 過大な補助金の交付である。

補助金で取得した機械を利用し, 再度, 補助金を受け取ることは, 二重の補助金受け取りであり, 不適正である。

D 支援交付金の検査

a 支援事業については, 基金条例, 実施要領及び実施要領の運用が定められている。

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」では, 対象行為の実施結果の確認として, 市町村長が報告書の書類審査により行うこととされている。その方法は別記 1 のとおりとするとされ, 別記 1 では, 施業集約化の促進～(書類審査) 報告書で確認, とされている。

さらに報告書の様式では, 対象行為の実施箇所, 具体的内容, 実施者の報告を求めている。

b どのような書類で確認できるか

支援交付金は, その対象を人件費としているので, 少なくとも次のような書類の提示を求め, 確認しなければならないと考える。

- ・ 人件費の積算根拠の集計表(各人ごとの単価計算と集計)
- ・ 作業日誌(いつ・誰が・どのような作業を・何時間したか)
- ・ 事務日誌(いつ・誰が・どのような作業を・何時間したか)

c 神石高原町の確認

神石高原町は, 神石郡森林組合からの報告書と計算明細を受け取っている。しかし, 作業日誌や事務日誌の提出を求めている。

したがって, 神石高原町における確認行為は十分でないと言える。

d 広島県(東部農水産事務所)の確認・指導

広島県は, 神石高原町からの報告書と計算明細を受け取っているが, 人件費の根拠資料の確認をしていない。また, 神石高原町に対する指導を行った形跡もない。

③ 作業路網の改良活動(平成23年度)

A 補助金の執行状況

作業路網の改良活動の交付金内訳は、次のとおりである。

当初 4,837,500 円であったが、後に 6,450,000 円に増額され、補助金の確定額は 6,450,000 円である。

実行経費内訳報告書

区 分	金 額(円)	備 考
① 人件費	3,869,587	人夫賃, 社保等保険料
② 旅費		
③ 会議費		
④ 資材費	271,700	シスイエース, 砕石
⑤ 機械器具費	102,120	車両, 刈払機利用料
⑥ 燃料費	67,911	
⑦ 通信運搬費		
⑧ 備品費		
⑨ 消耗品費		
⑩ 委託費	2,497,000	簡易横断溝設置
⑪ その他		
合 計	6,808,318	

B 人件費について

人件費については、「施業集約化の促進」と同じ方法により補助金を申請している。当活動においても、管理職である専門員・業務課長について、100%補助金業務としているが、他業務も管理監督する立場であるので、補助金業務への従事事実を明確にし、従事事実に従って請求すべきである。

以上、述べたとおり、事務職員の人件費については 100%補助金対象にはできず、一定額の補助金を返還させるべきである。

C 機械器具費について

機械器具費についても、減価償却費等を補助金の対象としている。

D 委託費について

委託費については、見積書を一切徴することなく随意契約の方式で委託契約を締結しているが、本事業が補助金事業であることからすると不適切である。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 施業実施区域の明確化作業等

A 対象地域の重複

森林整備地域活動支援交付金は、平成21年度及び22年度ともに対象地域及び交付金額が同一である。監査の結果に記載しているとおりに、抽出の対象とした神石団地の290路線のうち、平成21年度及び22年度ともに交付の対象となった路線が約半数であることから、2年度目について、これらの路線で行われた作業が、交付の対象となり得るか疑問である。

B 森林所有者と補助金受取人

作業の大半は、作業道の草刈であり、抽出したすべての路線について平成21年度及び22年度ともに草刈作業を受託した者の所有林が含まれていた。一般常識から考えれば、草刈作業は維持管理行為であることから、交付の対象とすべきではないと思われる。

② 施業集約化の促進・作業路網の改良活動 共通

A 人件費について

神石高原町は、施業集約化の促進・作業路網の改良活動の補助金交付の確認に際し、森林組合から「実行経費内訳書」「交付申請計算根拠資料」の提出を受けているが、人件費の基礎となる作業日報・事務日誌の提示を求めて確認していない。

広島県東部農林水産事務所は、神石高原町から書類の提出を受け付けるのみで、確認といえる行為は行っていない。

広島県は、補助金交付の確認事務に当たり、具体的に作業・勤務事実確認のため、作業日報・作業日誌その他の基本書類を提示させ、チェックするよう指示すべきであった。

B 現場確認について

広島県は、交付した補助金の確認に当たり、神石高原町から提出された報告書をそのまま受け取り、根拠となる事実の確認を行っていない。

今後は必要に応じ現場に赴き、現地確認をしなければならないと考える。

③ 作業路網の改良活動

随意契約から競争入札へ

委託費については、請負契約により外注施工したものであるが、その契約の締結にあたっては、見積書を徴することなく随意契約の方式で委託契約を締結しているが、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の導入など、今後契約方式の見直しを検討すべきである。

④ その他

A 斎場経営による収益効果

平成23年度業務報告書によれば、当組合は斎場業務を営んでおり、その運営は、組合運営に多くの効果をもたらしている。斎場業務収入は110,000,000円を超え、収益もしっかり確保されているので当組合の経営に大きく寄与している。

B 地域への貢献と森林整備事業の円滑化

神石高原町内で当組合が斎場業務を行うことにより、結果として地域の森林所有者の相続情報をいち早く把握することにつながっている。そのことにより、相続人に森林情報を伝えることができ、円滑な承継に役立ち喜ばれている。相続人が遠隔地に存在する場合などは、相続人自身が相続財産としての山林の存在を知らないことが多く、相続による承継を円滑に行うことにより、森林整備が一步前進することになっている。

神石郡森林組合の例は希ともいえるが、当組合は、地域と密着し、組合業務の円滑な運営を図るとともに、財政基盤の強化にも繋げているので、他組合の参考として評価できる。

3 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

(1) 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業、高性能林業機械等の導入事業の執行状況について

(2) 受取補助金

神石高原町の受取補助金等

(単位:円)

メニュー	平成21年度	平成22年度	平成23年度
間伐	—	61,750,000	36,912,000
林内路網整備	—	10,540,000	9,800,000
高性能林業機械の導入	—	—	—
森林境界の明確化	—	4,140,000	0
里山再生対策	—	794,500	1,585,500
合計	—	77,224,500	48,297,500

神石郡森林組合の補助金等

(単位:円)

メニュー	平成21年度	平成22年度	平成23年度
間伐	52,500,000	61,750,000	36,912,000
林内路網整備	13,540,000	10,540,000	9,800,000
高性能林業機械の導入	0	10,000,000	0
合計	66,040,000	86,430,000	42,712,000

(3) 事業の執行状況

① 間伐

平成21年度は211.50haについて、平成22年度は247.11haについて、平成23年度は131.67haについて、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を実施している。

② 林内路網整備

平成21年度は5,542.3mについて、平成22年度は5,539mについて、平成23年度は4,959.8mについて、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により路網整備を行っている。

③ 高性能林業機械等の導入

平成22年度は、ハーベスタを取得している。

(4) 監査の実施状況

平成24年11月20日は、神石高原町役場に臨場の上、同年同月21日は神石郡森林組合に臨場の上、提出を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度から平成23年度までの広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業及び高性能林業機械等の導入事業に対する補助金の執行状況について監査を実施した。

<監査に際し確認した主な書類>

① 間伐

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 検査調書,検査内訳書,実績報告書,事業実績書,事業実績内訳書及び箇所別整理票
- ・ 森林施業長期受託契約書
- ・ 作業実施確認書
- ・ 同意書及び協定締結承諾書

② 林内路網整備

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び決定書
- ・ 事業計画書
- ・ 事業費内訳書及び設計関係資料
- ・ 検査調書,検査内訳書,実事業内訳書,土量計算書
- ・ 事業成績内訳書及び実績報告書
- ・ 請負契約関係資料
- ・ 賃金台帳,出夫表(出面表),作業報告書及び作業員別単価計算表
- ・ 低コスト林業団地実績一覧表

③ 高性能林業機械等の導入

- ・ 平成23年度決算書及び事業報告書(団体検査課で把握)
- ・ 法人税申告書,減価償却明細表及び固定資産元帳

(5) 監査の結果

① 間伐

A 実績報告書

実績報告書(検査調書)に添付されている箇所別整理票について、当森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、当組合が外注(請負)施工した場合、補助の対象となる間接経費について、一律請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

また、「諸経費」を記載する欄があり、内訳として現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等が費目として記載されているが、この欄には記載が全くされていない。

広島県森林加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての「森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接比率の適用について」では、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は10%、市町は12%を乗じた額を上限とし、一施行地毎に実費(現場管理費、通信消耗費等)の積み上げにより計上するものとする規定されている。

この点について、当森林組合は、平成23年度の決算の結果―費用全体の森林整備にかかわる金額を抽出し、森林整備にかかわる費用としては「森林整備」「利用」および「福利厚生購買金融」に区別し、「森林整備」費用が167,452,868円であり、基金事業費は36,348,805円であるので「森林整備」費用に基金事業費が占める割合は約22%であるから、上記実施主体の間接費は請負金額の10%より多いので問題はないと説明されたし、神石高原町も当組合の説明を是として検査を行っている。

しかし、当森林組合が算定した「基金事業費」には、直営の場合の費用と請負の場合の費用とが区別されていないし、間接費は、請負金額の10%に相当する金額と施工地ごとに実費の積み上げによって計上した金額とを比較すべきであるのになされていない。

したがって、当森林組合による処理の方法は不適である。

B 補助金に係る消費税の取り扱い

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合外注(請負)施行した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)

を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合、補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領(平成21年5月29日林整計第89号林野庁長官通知)の別紙2「基金事業実施にあたっての条件」6カとして次のように規定されている。

カ 市町村長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 市町村長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 市町村長等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を都道府県知事に報告するとともに都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

そして、広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2間伐(3)補助金交付申請等についてにおいて、県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については、補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり、補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について、次のように規定されている(抜粋)。

第5条

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(消費税等の報告)

第10条 第3第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は、前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第3項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

平成21年度、神石郡神石高原町(木津和団地)において西城町森林組合への外注を行った事業においては、上記の取り扱いにより、補助額9,620,000円のうち、307,840円が過大交付となっていた。

C 達成状況報告書

いずれの年度について、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第11において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

D 請負契約の方式

事業主体が請負で施業する場合に、請負契約は、競争入札によらないで随意契約によってなされている。

以下に述べるように、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が、森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適用しない場合等には、随意契約によることができるとされている(同施行令第167条,同第167条の2)。

「ひろしま森づくり事業」は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進するという点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域

の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨から、ひろしま森づくり事業及び広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に「公益性」を強く有している。

ところで、特に、間伐は、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要とされると言われる。

しかし、現在、森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3社ないし4社あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきた業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される事業の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札には適さなくても、指名競争入札に適さない理由はない。

したがって、当森林組合による契約の方式は不当である。

② 林内路網整備

A 事業実施状況

平成23年度の事業実施状況は、次のとおりである。

実施市町	路線名	区分	実施延長 (m)	実事業費 (円)	土工率 (%)	補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)
神石高原町	横山線	集材路	1235.8	2,788,974	47.2	2,377,041	2,377,000
	権現山2号線	集材路	333.9	776,776	65.2	696,393	667,800
	相渡1号線	集材路	1246.4	2,730,183	76.6	2,605,029	2,492,800
	相渡2号線	集材路	272.2	628,051	93.3	615,640	519,400
	向組1号線	集材路	1871.5	4,403,418	62.0	3,779,007	3,743,000
	合計		4959.8	11,327,402		10,073,110	9,800,000

B 補助対象事業費の計算

補助対象事業費の計算に当っては、直営施工費(人件費)及び外注施工費の実事業費合計から一定の計算により減額している。

a 人件費

上記事業の直営施工にかかわる人件費について、計算根拠資料の提示を求め、人夫賃・諸保険料を把握し、個人別 1 日当たり単価を把握した。

また、施工状況について出夫表及び作業報告書を基に監査を行ったところ、管理職員にかかわる出夫表及び作業報告書の記録がなく、従事事実を確認することが出来なかった。

一方、その他の職員については、出夫表及び作業報告書の記録があり、当該事業への従事事実が認められた。

管理職員の人件費については、従事日数に 1 日当たりの個人別単価を乗じて、その人件費を補助金対象事業費としているが、従事事実を示す作業報告書の記録がないことに加え、当該管理職員は他業務も管理監督する立場にあるので、人件費の全額を補助対象事業費とすることは問題であり、従事の実態・従事割合に基づいて当該事業費から減算すべきである。

なお、上記施工路線のうち、向組 1 号線の事業実施台帳(工事台帳)には、次のとおり作業日数を記載しているが、管理職員の従事日数 47.0 日については、作業報告書がなく、その従事事実を確認できていない。

作業区分	出夫表集計(人)						事業費配賦額 (円)
	H24.8	9	10	11	12	合計	
調査設計	6.0	2.0	13.0	11.0	0	32.0	693,920
伐倒	0	0	23.0	17.4	0	40.4	542,826
管理	0	0	0	13.0	29.0	42.0	830,407
合計	6.0	2.0	36.0	41.4	29.0	114.4	2,067,153
うち管理職員 従事分	6.0	2.0	13.0	8.0	18.0	47.0	

b 土量計算による補助対象事業費の減算

補助対象事業費の計算に当っては、全体工事の土量に対する集材路の幅員 3.0m 以内の整備にかかわる土量の割合(土工率)を基に、幅員 3.0m を超える部分の施工費を補助対象事業費から除外して計算を行っている。集材路は、全幅員 3m で補助金算定しているため、実事業費のうち、開設、外注費及び燃料費について、土工率を基に事業費から減算している。

上記「実事業費」の内訳

(単位:円)

路線名	調査設計	伐開	開設	出来高管理	外注費	資材費	燃料費	合計
横山線	859,839	780,295	0	264,439	765,000	104,225	15,176	2,788,974
権現山2号線	225,894	160,131	0	159,767	225,000	0	5,984	776,776
相渡1号線	749,321	694,981	380,540	394,874	14,600	356,161	139,706	2,730,183
相渡2号線	114,690	77,427	0	250,698	180,000	0	5,236	628,051
向組1号線	876,855	751,645	0	1,053,885	1,575,000	77,848	68,185	4,403,418
合計	2,826,599	2,464,479	380,540	2,123,663	2,759,600	538,234	234,287	11,327,402

補助対象事業費の計算例(向組1号線)は次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{土 工 率} &= \text{補助対象工事の土量} \div \text{全体工事の土量} \\ &= 4034.8 \text{ m}^3 \div 6510.0 \text{ m}^3 \\ &= 62.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{補助対象事業費} &= \text{調査設計} + \text{伐開} + \text{出来高管理} + \text{資材費} \\ &\quad + (\text{開設} + \text{外注費} + \text{燃料費}) \times 62.0\% \\ &= 876,855 + 751,645 + 1,053,885 + 77,848 \\ &\quad + (1,575,000 + 68,185) \times 0.62 \\ &= 3,779,007 \end{aligned}$$

C 請負施工状況

平成23年度実施の上記事業について、施工状況の監査を行ったところ、路網整備工事のうち、開設工事(道路工事)を主に請負とし、調査設計、伐開作業及び出来高管理などを直営で施工していた。

平成23年度実施の5路線のうち4路線について、次のとおり同一業者に対して開設工事を外注しており、契約関係書類を確認したところ、見積書の徴取が一切なく、すべて随意契約の方式によって行っていた。

都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第234条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しない場合等には随意契約によることができる(同施行令第167条、同第167条の2)。

林内路網整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではない。

①Cにおいて述べている理由から、当森林組合によって本事業を実施する場合でも競争入札の方式によることが適切である。

したがって、当組合による契約の方式は不当である。

なお、施工単価を比較したところ、横山線、権現山2号線及び相渡2号線については、1メートル当たり619円～673円であるのに対し、向組1号線が同841円と高くなっているが、このことについて担当者に聞き取りを行ったところ、同路線の土質が黒土でぬかるむため作業効率が悪いことから単価が高くなった旨の説明があった。

路線名	請負先名	請負金額 (円)	実施延長 (m)	単価/m (円)
横山線	久保田建設(株)	765,000	1235.8	619
権現山2号線	久保田建設(株)	225,000	333.9	673
相渡2号線	久保田建設(株)	180,000	272.2	661
向組1号線	久保田建設(株)	1,575,000	1,871.5	841

D 検査

「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準3(5)の検査規定に基づく検査の実施状況を確認したところ、全路線とも事業実績報告書が提出された後、速やかに、「1路線以上かつその年度に開設した総延長の2割以上の延長」について、現地検査が実施されている。

また、書類検査について同規定は、直営施工の場合、a直営施工出来形設計書、b工事写真、c関係書類(工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式)、d出来形図と精算設計書との整合を確認すること、と記載されているのみで具体的な検査方法までは明示されていない。

平成23年度実施の各路線の書類検査について、出来形設計書、工事写真、出来形図と精算設計書との整合確認などの検査実績は認められたが、工事日誌については、上記Ba記載のとおり、管理職員の作業報告書の作成がなく、従事事実を確認した事実は認められない。

E 達成状況報告

いずれの年度についても、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第11において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加

速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

F 補助金に係る消費税の取り扱い

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっており、当組合は、請負施工に係る工事費(税込)から消費税を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

③ 高性能林業機械等の導入

A 高性能林業機械等の保有の状況

補助金対象の機械について、当森林組合による取得及び所有の有無を減価償却明細表、固定資産元帳及び決算書から監査したところ、所有等の事実を確認した。

神石郡森林組合 平成23年業務報告より

機種名	スイングヤーダ	フォワーダ	ハーベスタ	グラップルザウルスロボ
規格・形式	PC120-6E0(0.45)	AK-33 100.047	314DCR-GME-T5B	MSE-45GEX(0.45)
取得年	20	21	22	20
耐用年数	5	5	5	5
稼働日数(時間)	232(1,516h)	192(962h)	205(1,322h)	170(891h)

補助金対象の機械について、他に賃借していないか監査したところ、賃借の事実がないことを確認した。

B 機械の稼働状況

補助金対象の機械の稼働状況について、稼働日数・稼働時間の記録の提示を求めたところ、稼働状況は次のとおりであった。

- a スイングヤーダはフル稼働を始めた平成20年度以降200日超の稼働である。
- b フォワーダについては、フル稼働を始めた平成22年度以降150日超の稼働である。
- c ハーベスタについては、フル稼働を始めた平成23年度は200日超の稼働である。

神石郡森林組合所有の高性能機械(補助金あり)

名 称		スイングヤーダ	フォワーダ	ハーベスタ
取 得 年 月 日		H19.11.29	H22.2.1	H23.2.22
使用開始年月日		H19.11.29	H22.2.23	H23.2.23
取 得 金 額		12,650,000 円	10,476,190 円	20,500,000 円
補 助 金		4,940,000 円	3,333,000 円	10,000,000 円
補 助 金 名			H21 年度 林業・木材産業 等振興施設整備事業	H22 年度森林整備加速 化・林業機械再生事業
稼 動 状 況	H24 年度	116 日 771.3 時間	89 日 499.2 時間	82 日 550.2 時間
	H23 年度	236 日 1588.3 時間	184 日 870.6 時間	204 日 1324.0 時間
	H22 年度	237 日 1517.2 時間	164 日 929.4 時間	28 日 175.6 時間
	H21 年度	222 日 1413.0 時間	48 日 320.4 日	
	H20 年度	202 日 1122.9 時間		
	H19 年度	63 日 354.0 時間		

※ H24 年度の稼働状況は、10 月 31 日現在のもの

C 機械導入による効果

機械の導入により、生産量は増加したか確認したところ、間伐の総生産材積が次のとおり増加しており、機械導入による効果が認められる。

平成 21 年度を 100 とした平成 22 年度及び平成 23 年度の増加率

年 度	生産材積(m ³)	増加率(%)
平成 21 年度	4,723.013	100.0
平成 22 年度	6,812.557	144.2
平成 23 年度	7,667.215	162.3

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 間伐

A 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業<間伐>請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

B 補助金に係る消費税の取り扱いについて

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されおり、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額とを比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

C 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等にかかわる予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続きが行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

D 請負契約について

森林組合が請負の方式で施工する場合に一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留ま

るものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

② 林内路網整備

A 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続きが行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

B 請負契約について

広島県森林整備加速化・林業再生事業補助金(林内路網整備関係)に係る事業実施において、当組合が発注する開設工事の施工請負契約の締結に当たっては、見積書を一切徴することなく久保田建設株式会社1社と随意契約を行っている。

森林組合が請負の方式で施工する場合に、一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

③ 高性能林業機械等の導入

関係諸法令に基づいて、概ね適正に執行されていると認められる。

4 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(1) 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金

(2) 受取補助金

神石高原町の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(単位:円)

No				H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計	備考
1	里山整備事業	松くい虫被害跡地整備	補助額	4,323,900	5,248,950	8,450,400	18,023,250	森林組合
			事業費	(4,323,900)	(5,248,950)	(8,450,400)	(18,023,250)	
2		竹林繁茂防止	補助額	7,545,600	8,367,000	2,971,350	18,883,950	個人等
			事業費	(7,545,600)	(8,367,000)	(2,971,350)	(18,883,950)	
3		鳥獣被害バッファゾーン	補助額	864,210	472,410	63,600	1,400,220	個人等
			事業費	(864,210)	(472,410)	(63,600)	(1,400,220)	
4		事務費	補助額	495,730	569,720	466,850	1,532,300	市
			事業費	(495,730)	(569,720)	(466,850)	(1,532,300)	
5	里山保全活用支援事業	里山保全活用支援事業	補助額	1,000,000			1,000,000	個人等
			事業費	(1,264,882)			(1,264,882)	
6	森林林業体験活動支援事業	森林林業体験活動支援事業	補助額	386,660	289,220		675,880	個人等
			事業費	(386,660)	(289,220)		(675,880)	
7	事業推進費	施業地調査(松くい虫),協議会経費	補助額	1,683,900	1,952,700	3,247,800	6,884,400	森林組合
			事業費	(1,683,900)	(1,952,700)	(3,247,800)	(6,884,400)	
合計			補助額	16,300,000	16,900,000	15,200,000	48,400,000	
			事業費	(16,564,882)	(16,900,000)	(15,200,000)	(48,664,882)	

神石高原町の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	事業推進 調査	補助額	3,003,000	1,472,100	1,911,000	6,386,100	森林組合
		事業費	(3,003,000)	(1,472,100)	(1,911,000)	(6,386,100)	業務委託
2	環境貢献 林整備	補助額	56,997,000	25,527,900	34,489,000	117,013,900	森林組合
		事業費	(58,566,800)	(26,359,100)	(35,550,700)	(120,476,600)	H21 業務委託 H23 業務委託 H22 補助
合 計		補助額	60,000,000	27,000,000	36,400,000	123,400,000	
		事業費	(61,569,800)	(27,831,200)	(37,461,700)	(126,862,700)	

神石郡森林組合へ交付された当事業の補助金は次のとおりである。

- 平成 21 年度 なし(神石高原町からの受託業務として実施)
 平成 22 年度 24,453,740 円(補助金)
 平成 23 年度 なし(神石高原町からの受託業務として実施)

(3) 事業の執行状況

当森林組合は、神石高原町を通じて受ける補助金により、当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を行っている。

(4) 監査の実施状況

① 神石高原町役場

平成 24 年 11 月 20 日、神石高原町役場に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

< 監査に際し確認した主な書類 >

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書、報告書、検査調書及び通知書等
- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ 歳入予算差引簿(平成 23 年度)
- ・ ひろしまの森づくり事業推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ 神石高原町ひろしまの森づくり事業推進協議会設置要綱(案)

② 神石郡森林組合

平成24年11月21日、神石郡森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成22年度のひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況並びに平成21年度及び平成23年度と同補助事業にかかる神石高原町からの受託事業の実施状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書、通知書及び報告書等
- ・ 神石高原町からの受託事業に係る契約書及び通知書等請求までの一連の書類
- ・ 事業実績内訳書
- ・ 外部委託に係る注文請書、委託業務着手通知書及び委託業務完了通知書等
- ・ 平成23年3月期及び平成24年3月期の消費税申告書(控)
- ・ 消費税科目別集計表
- ・ 税区分明細表
- ・ 総勘定元帳

(5) 監査の結果

① 神石高原町

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第5の4により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)の活動状況は、以下のとおりであった。

■ 平成21年度

開催日時 平成21年8月24日14:00～

議 題 未確認

議事録の保存 あり

■ 平成22年度

開催日時 平成22年9月3日 10:00～

議 題 1. 平成21年度事業報告について
2. 平成22年度事業実施計画について

(1)補助金事業, (2)交付金事業, (3)特認事業

議事録の保存 なし

■ 平成23年度

開催日時 平成23年7月25日 18:00～

議 題 1. 役員選出について
2. 平成22年度事業報告について
3. 平成23年度事業実施計画について

(1)補助金事業, (2)交付金事業, (3)特認事業

議事録の保存 なし

B 全体計画と進捗状況の管理について

県に対する申請書に記載された、整備が必要とされている森林の全
体面積の根拠を確認したところ、明確なものは示されなかった。

C 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書

「環境貢献林整備事業実施要領」第5により、当事業を実施する場
合には、あらかじめ市町の長と森林所有者との間で環境貢献林整備事
業の実施に関する協定書(以下「協定書」という。)を締結することとされ
ている。この協定書について確認を行ったところ、協定書作成の日付は、
すべての協定書において事業実施後となっていた。

この点について、町の担当課で確認を行ったところ、協定自体は事前
に締結しており、協定書も作成日付を除いて全て記入していたとの説
明を受けたが、他の資料等から協定を事前に締結したことは確認でき
なかった。

また、平成24年11月20日の監査日において、該当のファイルに綴
り込まれた協定書の保存状況を確認したところ、確認を行った10名中2
名の協定書がファイルに綴られていなかった。この点について確認を行
ったところ、別のファイルに綴っていたとのことであった。

② 神石郡森林組合

A 事業実績内訳書の記載

事業実績報告書に添付される事業実績内訳書によれば、当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当事業の実績報告書には、標準経費及び実行経費は全て同じ金額で記載されていた。

様式3号付表(その1)

1/6

事業実績内訳書 <事業名:環境貢献林整備事業>

市町名:神石高原町

【森林整備分】

作業区分 人工林健全化

年 次	申 請 番 号	林 種	森林 組合 名称	実施主体	大字・地番	森林所有者	申請 面積	延長	伐 採 種	林 齢	平均 傾斜	適用単価	(単位: ha, %, m, 度, 円)				
													(標準経費)	(実行経費)	事業費	補助額	所有者負担額
100									30	36	25	310,000	170,500	170,500	170,500	165,000	5,500
100									30	36	33	341,000	235,290	235,290	235,290	228,390	6,900
100									30	36	33	341,000	98,890	98,890	98,890	95,990	2,900
100									30	39	23	310,000	170,500	170,500	170,500	165,000	5,500
100									30	36	11	279,000	50,220	50,220	50,220	48,420	1,800
100									30	37	21	310,000	71,300	71,300	71,300	69,000	2,300
100									30	27	25	256,000	64,000	64,000	64,000	61,500	2,500
100									30	27	31	281,000	14,050	14,050	14,050	13,550	500
100									30	27	31	281,000	33,720	33,720	33,720	32,520	1,200
100									30	23	13	230,000	11,500	11,500	11,500	11,000	500
100									30	16	21	256,000	28,160	28,160	28,160	27,060	1,100
100									30	45	31	341,000	194,370	194,370	194,370	188,670	5,700
100									30	33	13	230,000	193,200	193,200	193,200	184,800	8,400
100									30	36	31	341,000	51,150	51,150	51,150	49,650	1,500
100									30	37	31	341,000	136,400	136,400	136,400	132,400	4,000
100									30	37	7	279,000	47,430	47,430	47,430	45,730	1,700
100									30	25	13	230,000	20,700	20,700	20,700	19,800	900
100									30	37	21	310,000	83,700	83,700	83,700	81,000	2,700

B 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

組合の作成した「事業実績内訳書」に記載された、現場毎の直接費の内訳について確認を行ったところ、個々の現場単位での経費の把握は行われておらず、全体の経費を按分したものを掲載しているとのことであった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 神石高原町

A 協議会の活動状況

同町の設置する、ひろしまの森づくり推進協議会の役割について、神石高原町ひろしまの森づくり事業推進協議会設置要綱(案)の第2条(所掌事務)において「協議会は、事業の透明性の確保及び事業効果について検証するとともに、必要な事項について協議し、町長に助言する。」と定められている。

同町担当課に保存されている会議資料等からは、事業の透明性の確保や事業効果の検証に資するような検討の過程は、確認できなかった。

また、協議会の議事録や会議資料も保存されていない年度があり、協議会の運営等についても、改善の必要性を感じた。

B 全体計画と進捗状況の管理について

町で管理している情報を確認する限り、場所を特定した上での全体計画及び進捗状況の管理は行われていなかった。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真の施業の必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ時宜にかなった進捗状況の管理が実施されるべきである。

C 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書

当事業を実施する場合に、市町の長と森林所有者との間で締結する協定書について、環境貢献林整備事業実施要領では事業を実施する前に締結すべきとされているが、同町では事業実施後の日付で協定書が作成されていた。担当課に確認すると、事業の対象面積が事業実施後でなければ確定しないからという理由であったが、他の市町では実施要領とおりに事前に協定を締結し、協定書も作成されていた。

同町においても、独自の判断で実施要領と異なる処理を行うのではなく、県の関係部署とも協議を行い、県で定めた実施要領に従った処理を行うべきである。

また、協定書の保存も適切とは言えない状態であった。この協定の期間は協定締結後20年間に亘るもので、森林所有者の相続等によるトラブルも想定されるので、より確実な管理が行われるべきである。

② 神石郡森林組合

A 事業実績報告書の記載

実績報告書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである。補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても、実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

B 実行経費の確認

当組合では、実行経費を算定する際、現場毎の経費の集計は行わず、全体の経費を按分して現場毎の経費としていた。このような処理を

行っている理由について、当組合から以下の説明があった。

「事業箇所により、作業条件(簡易な場所・作業実施難所・不整備地等含箇所)や作業員・作業員賃金単価が異なり、また作業能力に差がある為、事業金額に格差が生じ森林所有者に負担、不公正が生じるためトータルで整理する必要がある。」

種々の理由から現場ごとの直接経費に不均一が生じることはあり得るが、実行経費の妥当性や事業の効率性の検証を行う場合、現場毎の直接経費の把握は不可欠である。森林所有者に対する負担、不公正の是正については、現場毎の実行経費を把握した後に改めて調整を行えば十分に対応が可能である。このことを理由に、現場ごとの実行経費の把握を放棄していることは、県民の税金を原資として行われる補助金事業に携わる事業者としての自覚に大きな疑問を感じる。

現場毎の経費の集計を行うためには相応の作業が必要にはなるが、補助金事業の適正な実施に資するため、現場ごとの経費の集計を確実に行うべきである。

第 1 1 廿日市市・佐伯森林組合の個別監査

1 佐伯森林組合の概要・沿革

組 合 名	佐伯森林組合
所 在 地	広島県廿日市市津田 4266 番地の 1
組 合 員 数	2,169 人
出 資 金	100,612,000 円
役 員 数	理事 12 名 監事 3 名
設 立	昭和46年3月27日 大竹市小方町, 佐伯郡五日市町, 湯来町, 佐伯町の 4 森林組合 が合併し, 県内 3 番目の広域森林組合として発足
管内森林面積	64,534ha

2 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

(1) 監査の対象

施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について

(2) 受取補助金・交付金

廿日市市の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計	備考
1	施業集約化の促進	県交付額	—	—	2,560,000 (2,560,000)	2,560,000 (2,560,000)	
		補助額	—	—	2,560,000 (2,560,000)	2,560,000 (2,560,000)	
2	作業路網の改良活動	県交付額	—	—	10,254,650 (1,320,000)	10,254,650 (1,320,000)	
		補助額	—	—	10,254,650 (1,320,000)	10,254,650 (1,320,000)	
3	施業実施区域の明確化作業等	県交付額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	—	19,700,000 (2,160,000)	
		補助額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	—	19,700,000 (2,160,000)	
合計		補助額	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	12,814,650 (3,880,000)	32,514,650 (2,160,000)	
		事業費	9,850,000 (1,080,000)	9,850,000 (1,080,000)	12,814,650 (13,880,000)	32,514,650 (6,040,000)	

()は佐伯森林組合分

※負担割合…施業集約化の促進・作業路網の改良活動ともに国 2 分の 1, 県 4 分の 1, 市町 4 分の 1 である。

※5,000×4 分の 3…3,750 円

上記交付金のうち, 廿日市市への交付金 (平成 21 年, 22 年度)内訳は次のとおりである。

年度	対象面積(ha)	単価(円)	事業費(円)	交付確定金額(円)	備考
平成 21 年度	1,970.00	3,750	9,850,000	7,387,500	
平成 22 年度	1,970.00	3,750	9,850,000	7,387,500	

(3) 事業の執行状況

① 施業実施区域の明確化作業

廿日市市は、民間事業者 2 者、佐伯森林組合及び(財)広島県農林振興センターに交付している。

② 施業集約化の促進

当森林組合は、森林所有者から間伐を行うことの同意書を取り付けている。森林所有者と当森林組合の間で造林事業等(搬出間伐※)を行うため、作業実施確認書を作成している。

当森林組合は、測量等は外注により事業を実施している。

※ 搬出間伐とは・・・育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業を間伐という。この作業により伐採された丸太を利用するために、林内から搬出するものを搬出間伐という。

③ 作業路網の改良活動

当森林組合は、路網整備の施工は業者に外注している。

(4) 監査の実施状況

① 廿日市市役所佐伯支所

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、施業実施区域の明確化作業等に対する交付金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 森林整備地域活動支援交付金内訳
- ・ 交付金の積算基礎となる森林の所在及び現況
- ・ 事業費の内訳
- ・ 廿日市市森林整備地域活動支援交付金請求書
- ・ 確認調書
- ・ 支出負担行為書

② 佐伯森林組合

平成 24 年 11 月 22 日、青笹団地の細田元樹及び細田林業(株)の施業山林の実地確認を行った。

平成 24 年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、関係者からの聞き取りに

基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの森林整備地域活動支援事業に係る補助金の執行状況について監査を行った。

< 監査に際し確認した主な書類 >

- ・平成 23 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ・年末調整一覧表
- ・機構図
- ・配布図
- ・職員住所録・役員名簿
- ・社会保険加入状況の分かるもの
- ・作業日報
- ・支援交付金請求に際し計算根拠となる資料
- ・林業団地図
- ・「施業集約化の促進」実施結果報告と団地図への施行記入図
- ・造林事業委託契約書

(5) 監査の結果

① 施業実施区域の明確化作業等

A 補助金の執行状況

廿日市市役所佐伯支所の交付対象者、対象面積及び交付額の内訳は次のとおりである。

平成 21 年度内訳

交付対象者	対象面積(ha)	交付額(円)	備 考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター	829	4,145,000	
中本造林(株)	200	1,000,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装・草刈
合 計	1,970	9,850,000	

平成 22 年度内訳

交付対象者	対象面積(ha)	交付額(円)	備 考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査・測量・草刈払
(財)広島県農林	829	4,145,000	

振興センター			
中本造林(株)	200	1,000,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装・草刈
合 計	1970	9,850,000	

平成 21 年度及び 22 年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

森林整備地域活動支援交付金実施要領には、その趣旨として「近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている」ことから「森林情報の収集活動」、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備」その他の地域活動の確保を図ることとすると記載されている。

林野庁ホームページのデータによると廿日市市の林野面積は 41,907ha、現況森林面積は 41,442ha であり、そのうち民有林は 34,791ha である。交付金の対象地域は 1,970ha であり民有林の総面積の約 6%に相当する。2 年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

B (有)安田林業に交付された支援交付金

平成 21 年度及び 22 年度ともに対象地域、面積及び交付金額は同じである。また、対象行為の具体的内容は次のとおりである。

平成 21 年度

- ・ 年間施業予定地計画・調査
- ・ 植栽作業予定地調査・測量
- ・ 雪起こし作業予定地調査・測量
- ・ 下刈作業予定地調査・測量
- ・ 除伐予定地調査・測量
- ・ 作業道開設予定地調査・測量
- ・ 保育間伐予定地調査・測量
- ・ 搬出間伐作業予定地調査・測量
- ・ 作業道の草刈払い
- ・ 路面・側溝補修
- ・ 対象行為のとりまとめ事務

平成 22 年度

- ・ 年間施業予定地計画・調査
- ・ 植栽作業予定地調査・測量
- ・ 雪起こし作業予定地調査・測量
- ・ 下刈作業予定地調査・測量
- ・ 作業道開設予定地調査・測量
- ・ 保育間伐予定地調査・測量
- ・ 作業道の草刈払い
- ・ 横断溝設置
- ・ 崩土取除き
- ・ 対象行為のとりまとめ事務

2 年間にわたり、ほぼ同じ内容である。

平成 22 年度の書類によると、対象地域には、交付対象者である(有)安田林業所有の山林 48.46ha が含まれている。廿日市市役所農林水産課より提示を受けた「平成 21 年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」と「平成 22 年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると草刈払い実施箇所はほぼ同一の場所であると認められる。

② 施業集約化の促進

A 補助金の執行状況

施業集約化の促進の交付金内訳は次のとおりである。

平成 23 年度事業費 2,560,000 円

実行経費の内訳(人件費)

輸送費	68,000 円
労務費(6 名, 207 日)	2,110,567 円
法定福利費(労災保険を含む)	431,297 円
事業費計	2,609,864 円 (請求額)

B 積算基礎森林面積と実施対象

実施結果報告書によれば 25 件 85.72ha である。これは集約化施業の実施への合意が得られた森林であり、間伐の基礎資料となるものである。

集約化は団地林ごとに行われ、佐伯森林組合では青笹団地・黒野田団地・夏夜鳥団地・馬山団地について実施されている。

C 造林事業等委託契約の締結

森林所有者は、森林組合との間で、搬出間伐を委託する契約を締結しなければならない。

委託する事業内容は、事業名・事業地・面積・事業期間・仕様である。佐伯森林組合では、施業の集約化事業に当たり造林事業委託契約を締結しており、処理は適正であった。

D 実行経費

a 人件費については、従事者個人の給与及び社会保険料等を根拠に補助金が請求され、交付されている。

廿日市市の監査において人件費請求の内訳書の提出を求めたところ、報告書に添付されておらず、作業従事の実態を確認した事実が認められなかった。

そこで、佐伯森林組合において内訳書の提出を求めたところ、従業員別の従事日誌、労務費及び社会保険料等を記入した集計表の提示を受けた。日数の基礎となる日々の作業日報及び事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとの回答であった。

b 人件費以外の項目については請求されていないので、その他については検討の余地がない。

c 補助金の交付は正しいか。

人件費を基礎とした補助金の請求内容の実態を確認せず、請求されるがまま補助金を交付したことは不適切であり、従事事実が確認できないものについては補助金を返還させるのが正しい処理である。

E 支援交付金の確認

a 支援事業については、基金条例、実施要領及び実施要領の運用が定められている。

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」では、第 12(3)において、対象行為の実態の確認について、市町村長が実施状況報告書の書類審査及び現地確認により行うこととされている。その具体的な確認方法は、「別記 1 対象行為の実態の確認について」のとおりとするとされ、別記 1 では、施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等については書類審査及び現地検査により、その他の対象行為については書類審査により確認することとされている。

さらに、報告書の様式では、対象行為の実施箇所、具体的内容、実施者の報告を求められている。

しかしながら、すべての交付金対象行為が現地確認の対象となるわけではなく、抽出された一定規模以上の対象行為が現地確認の対象とされる。

今回の監査対象とした行為については、現地確認の対象とはされていなかった。

b) どのような書類で確認できるか。

支援交付金は、支援の対象を人件費としているので、少なくとも次のような書類の提示を求め、従事事実を確認しなければならないと考える。

- ・ 人件費の積算根拠の集計表(各人ごとの単価計算と集計)
- ・ 作業日誌
(いつ・誰が・どこで・どのような作業を・何時間したか)
- ・ 事務日誌
(いつ・誰が・どこで・どのような作業を・何時間したか)

c) 廿日市市の確認

廿日市市は、佐伯森林組合からの報告書のみを受け取り、前述の人件費の算定根拠の集計表の添付も求めず、当然のことながら、作業員別の従事事実を示す作業日誌や事務日誌の提出も求めている。したがって、廿日市市における確認行為は不十分であると言える。

d) 広島県(西部農林水産事務所)の確認・指導

広島県は、廿日市市からの報告書を受け取るのみで、人件費の根拠資料の確認をしていない。また廿日市市に対する指導を行った形跡もない。このことは、職務怠慢と言われても仕方のないことである。

③ 作業路網の改良活動

A 作業路網の改良活動において、次の事例が見られる。

発注者	佐伯森林組合
請負者	細田林業 株式会社 代表取締役 細田 元樹
作業場所	廿日市市虫所山字中山 511-34 (※監査人注：森林所有者 細田元樹)
請負金額	1,105,650 円(内 消費税額 52,650 円)
契約方式	随意契約

B 不適切と考える事項

a 契約方式

当事業は、税金を使って行う事業であり、公共事業としての性格を強く有しているため、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、競争入札の方式の導入を図るなどして事業を実施すべきである。

b 同族会社の入札参加

同族会社が、一個人の有する山林を、同人が代表取締役である同族会社が補助金を受け取って整備するのは不適正である。当該同族会社を排除しないとしても、指名競争入札とすべきであった。

c 広島県からの回答について

このことについて、外部監査人が広島県に質問したところ、次のような回答を得た。

1 (2) 佐伯森林組合から細田林業への委託について

指摘の「事業者が自己の山林を維持管理する」ことに関しては、第一に中小企業有林は以下のとおり、対象森林とされている。

森林整備地域活動支援交付金実施要領抜粋（平成 23 年 3 月 31 日改正，以下，国要領）

第 6 「作業路網の改良活動」等に対する支援 (*「施業集約化の促進」も同様)

1 対象森林

(1) 対象森林は、森林施業計画の対象とする森林とする。

(2) ただし、次に掲げる森林は対象森林から除外する。

ウ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社が認定を受けた森林施業計画の対象とする森林

第二に、森林所有者自らが地域活動を行うことについては、以下のとおり、事業の趣旨から外れてはいない。

国要領

第 1 趣旨

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林施業計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による（中略）地域活動の確保を図ることとする。

第三に、森林施業に係る事業については、森林施業計画の認定を受けた者が交付対象となっている。森林施業計画は多くの場合、森林組合等が森林所有者から委託を受けて計画を作成している。

しかし、森林所有者自身が一部のみ施業管理を行いたい場合は、一般的に、森林所有者への事業委託が行われており、本事業でも対象外とはしていない（H23 林野庁聞取）

第一に、中小企業者の有する森林は、「施業集約の支援」「作業路網の改良活動」の対象森林に該当するというものである。

外部監査人は中小企業者の有する森林が対象森林に該当しないとの指摘はしていないのである。

第二に、外部監査人は、森林所有者が自ら地域活動を行うことを否定するものではなく、自己所有山林の路網改良工事を同人が代表取締役を務める同族会社が請負契約により工事することが好ましくないと指摘しているのである。

第三に、森林所有者自身が、施業管理を行いたい場合は、一般的に、森林所有者への事業委託が行われており、対象外とはしていないとしている。

外部監査人は、他の森林所有者がいない場合に、一個人及び同人が代表取締役を務める同族会社のみで施業の集約化が出来たとして、随意契約により当該同族会社が施業を請負うのは不適切であると考えます。

なお、同代表取締役は佐伯森林組合の監事である。

参考として、会計検査院による指摘事項を掲げておく。

会計検査院による指摘

会計検査院は、平成 19 年度決算検査報告において、林野庁の補助事業である「森林環境保全整備、森林居住環境整備」事業について指摘している。

(3) 受託造林に関する取り扱い

森林組合に事業を委託した森林所有者が、森林組合に臨時作業員として雇用されて、自ら所有する森林で作業を実施している。

作業の実施状況をみると、森林組合等に事業を委託した森林所有者が所有する森林に係る作業のみを自ら実施している。

事業メニューが異なるとはいえ、基本的考え方として、会計検査院の指摘は尊重されるべきである。

④ 外注費に係る消費税の処理

作業路網の改良活動にかかる請書を検討したところ、補助金の対象には消費税を含めておらず、本体価格のみを請求の対象としているので、消費税の処理は適正であった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 施業実施区域の明確化作業等

A 対象地域の重複

廿日市市における民有林の面積は 34,791ha であり、交付金の対象となった地域の面積はその約 6%となっていること及び 2 年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることから対象地域の決定が恣意的であり、不自然であると言わざるを得ない。他の地域を検討する余地があったのではないかと推察することができる。事業を執行するに当

たり、対象地域の決定は客観性を確保したうえで慎重に行われるべきであった。

B 「草刈払い」は支援の対象か

「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用」の「施業実施区域の明確化作業等」に対する支援の項目において掲げられている地域活動の具体的内容は、次のとおりである。

施業実施区域の 明確化作業	<ul style="list-style-type: none"> ・所有界の確認 ・施業実施区域界の刈り払い ・簡易杭やペンキ等による表示 ・区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量
歩道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い ・補修 ・既設歩道間等を連絡する歩道の新設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施業実施区域の明確化作業や歩道の整備等の結果の取りまとめ ・対象行為請負者への通信連絡等

平成 21 年度及び 22 年度の交付金の対象行為のうちに草刈払いが含まれている。草刈払いは、上記の具体的内容のうちの「刈り払い」に含まれているものと思われるが、草刈払いは通常の維持行為であり、支援交付金の対象とされたのは不適切である。交付金対象者所有の山林につき草刈払いをすることは、補助金を受領して、自分の家の庭の草刈を行うのと同様の行為である。支援交付金の対象とされたのは不適切であり、該当箇所に係る交付金は返還されるべきである。

② 作業路網の改良活動

特定の者への利益供与

当組合では、作業路網の改良活動において、組合の監事である特定の個人とその個人が代表取締役を務める同族会社しか同意していないにもかかわらず団地林につき施業の集約化が出来たとして、その同族会社に作業路網の改良活動を随意契約により発注している。当組合は、監事であるその個人に対し、補助事業を通じ、特別な利益を供与している疑いが強いと言わざるを得ない。

広島県は今後このような状況が発生することのないよう指導・監督の仕組み作り(例えばチェックリストの作成など)をすべきである。

③ 施業実施区域の明確化作業等と作業路網の改良活動共通

収益の帰属

支援事業においては、GPS 等による測量を通じた境界の明確化・作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人又は法人の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが正しい税金の使い方であると考ええる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は改めるべきである。

④ 3 事業共通

A 市町及び農林水産事務所による確認について

支援交付金の確定に当たり、各補助事業の適正性を確認しなければならない。

人件費については、作業日報・事務日誌によりその事実を確認できるが、市町及び農林水産事務所の検査においては、確認作業が行われていないと判断できる。

農林水産事務所は、監査に必要な事項の検討を行うとともに必要資料のチェックリストを作成し、市町を指導する必要がある。場合によっては、現地確認を実施し、補助金の有効活用をはかるべきである。

B 森林組合に対する指導・監督

当組合に対して、実行経費内訳書に記載した人件費請求の基礎となる作業日報・事務日誌の提示を求めたところ、作成していないとのことであった。請求の基礎事実を示す証拠資料なしに交付金申請・決定が行なわれている事は、税金の無駄遣いの象徴である。

広島県の森林組合をはじめとする事業者に対する指導・監督は不十分であり、県として、今後上記のような事態が発生することのない仕組みを検討・実施すべきである。

C 交付金事務における基本的考え方

廿日市市・佐伯森林組合の实地監査を通じて言えることは、広島県における交付金確認事務が十分に行われておらず、申請がなされるままに交付されているということである。

広島県は、県民をはじめとする貴重な税金の投入事業に、公務員の

果たすべき責任と自覚を持って、事業者・市・町の指導監督に当たらなければならない。

税金を基にした予算執行に携わる県職員として、上記のような事態を生じさせたことにつき猛省を促し、早期の改善を求める。

3 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

(1) 監査の対象

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業、林内路網整備事業、高性能林業機械等の導入事業の執行状況について

(2) 受取補助金

廿日市市の補助金等

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	間伐	確定	1,527,000 (1,527,000)	27,500,000 (5,000,000)	34,994,000 (7,500,000)	64,021,000 (14,027,000)	
		当初	1,527,000 (1,527,000)	27,500,000 (5,000,000)	34,994,000 (7,500,000)	64,021,000 (14,027,000)	
2	路網	確定	—	31,940,000 (7,600,000)	39,160,000 (16,060,000)	71,100,000 (23,660,000)	
		当初	—	31,940,000 (7,600,000)	39,160,000 (16,060,000)	71,100,000 (23,660,000)	
3	境界の明確化	確定	—	—	—	—	
		当初	—	—	—	—	
合 計		確定	1,527,000 (1,527,000)	59,440,000 (12,600,000)	74,154,000 (23,560,000)	135,121,000 (37,687,000)	
		当初	1,527,000 (1,527,000)	59,440,000 (12,600,000)	74,154,000 (23,560,000)	135,121,000 (37,687,000)	

()は佐伯森林組合分

佐伯森林組合の受取補助金

(単位:円)

メニュー		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
間伐	広島市	5,140,000	3,750,000	5,000,000
	廿日市市	1,527,000	5,000,000	7,500,000
	合 計	6,667,500	8,750,000	12,500,000
林内路網整備	広島市	0	2,500,000	5,000,000
	廿日市市	0	7,600,000	16,060,000
	合 計	0	10,100,000	21,060,000

(3) 事業の執行状況

① 間伐

平成 21 年度は 26.67ha について、平成 22 年度は 35ha について、平成 23 年度は 52.5ha について、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を実施している。

② 林内路網整備

平成 22 年度は 6,563m について、平成 23 年度は 13,302m について、それぞれ当組合の現業部門及び外部委託により路網整備を行っている。

(4) 監査の実施状況

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、同年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの広島県森林整備加速化・林業再生基金事業のうち、間伐事業及び林内路網整備事業に対する補助金の執行状況について監査を実施した。

<監査に際し確認した主な書類>

① 間伐

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 検査調書、検査内訳書、実績報告書、事業実績書、事業実績内訳書及び箇所別整理票
- ・ 造林委託契約書
- ・ 森林施業委託契約書
- ・ 森林経営委託契約書

② 林内路網整備

- ・ 予算内示書
- ・ 交付申請書及び交付決定書
- ・ 事業費内訳表
- ・ 設計関係資料
- ・ 検査調書、検査内訳書、実績報告書及び事業実績書
- ・ 請負契約関係書類
- ・ 見積り依頼伺い起案書及び見積書
- ・ 作業日誌及び作業従事原価集計表

- ・ 集材路の費用対効果分析集計表
- ・ 総勘定元帳
- ・ 消費税確定申告書

(5) 監査の結果

① 間伐

A 事業実績について

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。下記のサンプルで検証すると事業箇所別に労務費は作業員の平均単価及び諸経費は所定の諸掛率により算定されている。

事業実績内訳書

(平成 22 年度 事業名: 森林整備加速化・林業再生事業<間伐>)より

サンプル

(単位:円)

地番	森林所有者	申請面積	林齢	適用単価	標準経費	実行経費	事業費	補助額	区分
虫所山字 明石山 270	Z	1.22ha	48	250,000	305,000	307,684	305,000	305,000	直営
(省略)									
合計		20.00ha			5,000,000	5,209,321	5,000,000	5,000,000	

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

(単位:円)

申請番号	箇所名	森林所有者	施業面積	実行経費	補助額
2-2	虫所山字明石山 270	Z	1.22ha	307,684	305,000
(省略)					
直営合計			12.38ha	3,122,236	3,095,000
請負合計			7.62ha	2,087,085	1,905,000
合計			20ha	5,209,321	5,000,000

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

(単位:円)

作業員	延日数	計	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり,岩本造林で当組合の作業をしている。単価は6ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員三名(A,B,C)を他社(岩本造林)に預け,当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は,労働基準監督署への提出様式を利用して,勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが,その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず明確性を欠くものである

B 労務費算定計算

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが,下記のとおり,すべての項目で集計金額が異なっている。

なお,受託事業精算書は組合内部の管理用の計算書との説明を受けている。

サンプル(平成 22 年 11 月 1 日施業申込書を抽出)

(単位:円)

項 目	給 与	労災保険	厚生年金	健康保険	雇用保険	林退掛金	合 計
出 役 簿	638,000	38,280	64,045	63,354	6,699	26,680	837,058
受託事業 精算書	742,500	44,550	69,606	47,246	7,796	31,050	942,748
差 異	104,500	6,270	5,561	-16,108	1,097	4,370	105,690

この集計金額の差異の理由について説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

C 施業申込書について

間伐は、組合員の施業申込みから始まり、施業の完了確認(検査)及び組合員の一部自己負担で完結するが、下記の事例があった。

平成 22 年度箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

申請番号	森林所有者	コ メ ン ト
2-2	A	施業申込書なし
3	B	施業申込書なし
6	C	施業申込書はあるが施業の完了確認がない
7	D	施業の完了確認の日付の誤り
8	E	施業の完了確認の日付の誤り

しかし、次の表のとおり「適」として処理されている。

森林整備加速化・林業再生事業(間伐)検査内訳書より

申請 番号	地 番	森林 所有者	申請 面積	林 齢	補助額	書類検査			現 地 検 査					
						申 請 書 等	写 真	検 査 結 果	現 地 検 査	出 役 簿	間 伐 率 (30%)	林 内 整 理	検 査 結 果	
0002	虫所山字 明石山 270	Z	1.22ha	48	305,000	適	有	適	実	適	適	適	適	適

所定の手続きが適正に実施されていないし、これを厳正に検査する体制がない。

D 事業評価

事後評価については、当森林組合に対する実施監査を行った際に、当森林組合の担当者に確認したところ、「平成 21 年度、22 年度、23 年度にわたって一度もしたことがない。」との説明を受けた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領「第 12 事業評価」において、事業主体は、個別の事業について、事前評価及び事後評価を実施しなければならないと次のよう規定されている。

(事業評価)

第 12 事業主体は、個別の事業について、次のとおり、事前評価及び事後評価を実施しなければならない。

(1) 事前評価

事業主体は、事業計画の作成に際し、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、第 5(3)に規定する事業計画と併せて協議会に報告しなければならない。

(2) 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、評価年度の翌年度の 9 月末日までに、第 11 に規定する達成状況報告と併せて知事に報告しなければならない。

このように規定されているのであるから、森林組合による処理は不適である。

E 実績報告書

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、当森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、当組合が外注(請負)施工した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の 10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

また、箇所別整理票には諸経費を記載する欄があり、内訳として現場管理費、測量費、通信消耗費及び社会保険料等が費目として記載されているが、全く記載されていない。中にはいずれも「0」と記載されているものがあつた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙 1 森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請負(契約)額に森林組合等は 10%を乗じた額を上限とし、一施工地ごとに実費(現場管理費、通信消耗費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

一施工地ごとに積み上げ計上した実費が、請負(契約)額に 10%を乗じた額を超える場合に、間接経費の欄に請負(契約)額に 10%を乗じた額を記載することになるはずである。

一施工地ごとに実費を積み上げ計上し、請負契約額に 10%を乗じた額を超過するので請負契約額に 10%を乗じた金額を記入しているのではなく、実費を積み上げ計上することを行わないで、一律請負契約額に 10%を乗じた金額を記載しているのである。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

F 補助金に係る消費税の取り扱い—実行経費と補助金額

実績報告書に添付されている箇所別報告書について、佐伯森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合外注(請負)施行した場合、記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており、間接費の欄には、消費税込みの請負金額の 10%に相当する金額が記載されており、これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして、補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合、補助の対象となる費用には消費税を含まない金額でなければならない。

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領(平成 21 年 5 月 29 日林整計第 89 号林野庁長官通知)の別紙 2「基金事業実施にあたっての条件」6 カとして次のように規定されている。

カ 市町村長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 市町村長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 市町村長等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を都道府県知事に報告するとともに都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

そして、広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準 2 間伐(3)補助金交付申請等についてにおいて、県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については、補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり、補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について、次のように規定されている(抜粋)。

第 5 条

3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(消費税等の報告)

第 10 条 第 3 第 3 項ただし書又は第 5 条第 3 項ただし書により交付の申請をした者は、前条第 1 項の実績報告書又は第 5 条第 1 項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第 3 項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 前項による報告は、別記様式第 9 号により前条第 1 項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の 10%に相当する金額を記載していることの問題はさておくとしても、間接経費として消費税を含んだ請負金額の 10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額、間接費の合計である実行経費額に消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

G 達成状況報告書

いずれの年度について、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第 11 において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

H 請負契約の方式

事業主体が、請負で施業する場合に、請負契約は、競争入札によらないで随意契約によってなされている。

以下に述べるように、当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が、森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第 234 条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しない場合等には随意契約によることができるとされている(同施工令第 167 条, 同第 167 条の 2)。

「ひろしま森づくり事業」は県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮されるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進すると

いう点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨から、ひろしま森づくり事業並びに広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に「公益性」を強く有している。

ところで、特に、間伐は、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要とされると言われる。

しかし、現在、当森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3社～4社あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきた業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される事業の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札には適さなくても、指名競争入札に適さない理由はない。

したがって、当森林組合による契約の方式は不当である。

I 直営と請負

ある森林所有者の同じ地番の森林について、「直営」と「請負」によって間伐の施業が実施されている場合がある。

施業された区域については、森林組合が作成した箇所別整理票に添付されている図面(申請番号が付されている)では直営部分と請負部分とは明確になっている。

請負で施業する場合に、岩本造林が請け負っている場合があるが、岩本造林には、森林組合の職員3人(給与、各種保険は森林組合が支

払っている)については、岩本造林に「預けている」と説明され、そして、岩本造林の被用者と山に入って「一緒に仕事をしている」と説明される(専務理事)。

そもそも、当森林組合の職員を岩本造林に「預ける」という取り扱いをしている理由が理解できない。

実際の作業がどのように行われているのか？請負の区域でも森林組合の職員 3 人は「一緒に」作業を行っていないのか？一緒に作業を行っている、すなわち岩本造林が請け負った同じ地域の作業と一緒にやっているということであれば大いに問題である。

したがって、当森林組合による方法は不当である。

② 林内路網整備

A 交付申請手続

平成 23 年度施工の 5 路線について、補助金交付申請の状況を監査したところ、夏夜鳥支線は、年度当初の交付申請にはなく、平成 23 年 8 月 15 日付変更承認申請書に基づいて、変更交付決定を受けたもので、同申請書に記載された数量は 4,033m、補助金は 7,260,000 円となっているが、実績報告書を見ると、同工事は、施工後設計変更され、数量が 5,230m に増加しているにもかかわらず、変更申請がなされていない。

このことについて後日、県の担当者に確認したところ、同路線は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で路網整備を行う計画があり、初年度である平成 23 年度の交付申請に際しては、平均的な単価(1,801 円)での申請を受け交付を行ったが、地形の傾斜が緩い等の理由により、申請時の単価より低い金額で施工できたことで、補助金額に未使用残高が生じたため、未使用残高の範囲内で平成 24 年度実施予定の同路線の一部を前倒しで実施し、施工延長が増加したものの、補助金額の変更はないものである、との説明を受けた。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表 1 の 3 林内路網整備(4)④において、補助金額変更交付申請書を提出しなければならない場合として次のとおり規定している。

- ・ 路線箇所の変更がある場合
- ・ 市町申請額の変更がある場合

したがって、路線箇所の変更がある場合及び市町申請額の変更がある場合のいずれにも該当しないことから変更交付申請の対象外であるとの見解である。

しかし、広島県補助金等交付規則第五条及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第9において、軽微な変更以外の変更については、知事の承認手続きが必要である旨を規定している。そして、軽微な変更とは、「補助金額の増又は 20%以上の減を伴う変更」以外の変更であると明記している。

夏夜鳥支線の場合、補助金額 7,260,000 円に対して、施工延長 5,230 mの施工実績は、1m当たりの施工単価が約 1,388 円で、当初の施工延長 4,033mに対する施工費を換算すると、5,598,390 円程度の金額となる。これは、補助金額の 20%以上の減を伴う大幅な変更であり、変更申請を提出しなければならない場合(市町申請額の変更がある場合)に該当し、当然に変更申請がされるべきであるがされていないのは不適正である。

B 事業実施状況

平成 22 年度及び平成 23 年度の事業実施状況は次のとおりである。

実施年度	実施市町	路線名	区分	実施延長	総事業費	補助金額
平成 22 年度	広島市	大谷大峯支線	集材路	1,613	1,700,000	1,600,000
		長石原線	集材路	666	945,000	900,000
		小計		2,279	2,645,000	2,500,000
	廿日市市	青笹支線	集材路	1,000	2,158,800	2,000,000
		馬山支線	集材路	3,284	5,678,000	5,600,000
		小計		4,284	7,836,800	7,600,000
平成 22 年度 合計				6,563	10,481,800	10,100,000
平成 23 年度	広島市	熊ヶ杉支線	集材路	1,995	3,142,150	3,000,000
		大込支線	集材路	1,648	2,136,750	2,000,000
		小計		3,643	5,278,900	5,000,000
	廿日市市	青笹支線	集材路	988	2,073,700	1,976,000
		夏夜鳥支線	集材路	5,230	7,621,650	7,260,000
		黒野田山支線	集材路	3,441	7,148,000	6,824,000
		小計		9,659	16,843,350	16,060,000
平成 23 年度 合計				13,302	22,122,250	21,060,000

上記事業について、施工状況の監査を行ったところ、平成 22 年度は 4 路線のうち 3 路線が請負施工、1 路線(馬山支線)が請負と直営の区分施工であり、平成 23 年度は 5 路線すべてが請負施工によりそれぞれ実施している。

a 請負施工

各路線ごとの施工業者名及び請負金額は、次のとおりであり、その契約方法を確認したところ、各路線について、いずれも3業者への見積り依頼を行い、見積り合わせにより、最低価格の業者と請負契約を締結している。

見積書は、当組合が定めた様式に見積り合計金額を記載するのみで、内訳明細書の提出までは求めている。

また、請負業者が有限会社中尾木材に集中していることについて、担当者は、「同法人は他の森林組合からも路網整備工事の施工実績があり、当組合としても路網の中長期的な維持管理の面で、過去から実績があり施工技術面で信頼出来る業者による施工が効果的であると思っている」との説明があった。

実施年度	路線名	請負先名	請負金額 (税抜)	補助金額
平成22年度	大谷大峯支線	(有)中尾木材	1,570,000	1,600,000
	長石原線	(有)中尾木材	900,000	900,000
	青笹支線	(有)中尾木材	2,056,000	2,000,000
	馬山支線	(有)亀井建設	1,560,000	5,600,000
平成23年度	熊ヶ杉支線	(有)中尾木材	2,843,000	3,000,000
	大込支線	(有)中尾木材	2,035,000	2,000,000
	青笹支線	(有)中尾木材	1,954,000	1,976,000
	夏夜鳥支線	(有)中尾木材	5,837,000	7,260,000
		(株)栗栖材木店	1,396,000	
	黒野田山支線	(有)中尾木材	6,480,000	6,824,000

b 直営施工

平成22年度及び平成23年度の事業実施のうち、直営施工は平成22年度の馬山支線のみであり、その施工状況の確認のため現場作業員の作業日誌の提出を求めたところ、作業従事者9名のうち8名分の作業日誌の提出がなく、1名についてのみ作業日誌の提出があった。

提出された1名分について、原価集計表と対比した結果、従事状況の確認が出来たが、その他の作業員については従事事実の確認ができなかった。

C 検査

「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準 3(5)の検査規定に基づく検査の実施状況を確認したところ、全路線とも事業実績報告書が提出された後、速やかに、「1 路線以上かつその年度に開設した総延長の2割以上の延長」について現地検査が実施されている。

また、書類検査について、同規定は、直営施工の場合、a直営施行出来形設計書、b工事写真、c関係書類(工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式)、d出来形図と精算設計書との整合を確認すること、と記載されているのみで具体的な検査方法までは明示されていない。

平成22年度直営施工の馬山支線については、出来形設計書、工事写真、出来形図と精算設計書との整合確認などの検査実績は認められたが、工事日誌については当森林組合において作成が不備であり、確認した事実は認められない。

D 達成状況報告

いずれの年度についても、達成状況報告書が提出されていない。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第11において、事業主体は、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を「森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書」で知事に報告することになっている。

したがって、当森林組合による処理は不適である。

E 事業評価

費用対効果の事前評価について、各路線ごとに「集材路の費用対効果分析集計表」の作成があり、その分析内容について担当者に説明を求めるところ、広島県が作成した様式(エクセル様式の表)に人工林又は天然林、針葉樹又は広葉樹の各区分及び令級別の面積の入力することにより効果額が自動計算され、事業費に対して事業実施効果額が上回る(事業実施比率が1.0以上の)路線について路網整備を行っているとのことで、施工全路線について同分析集計表の確認を行った結果、すべて比率が1.0以上の数値であった。

なお、上記効果額の算定数値は、林野庁が作成した「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成22年3月)及び広島県が森林組合に提供した計算システムに基づいて入力・計算されたものである。

F 補助金に係る消費税の取り扱い

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっており、当組合は、請負施工に係る工事費(税込)から消費税を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 間伐

A 事業実績について

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。しかし、出役簿の記載、受託事業精算書の労務費計算、箇所別整理票での実行経費算定及び給与計算等より何らかの個人別の勤務状況資料が存在すると考える。

当組合の職員三名(A,B,C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する書類を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式を作成して管理する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされていない。算定根拠と各人との合意を明確に文書化すべきである。

B 労務費算定計算について

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この差異の説明を担当者にもとめたが、明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

C 施業申込書について

所定の手続きが実施されていない事例が散見される。

本来実施すべき手続きが組合内部で確実に実施される内部統制の確立が必要である。

D 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消費税等)について一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

E 補助金に係る消費税の取り扱いについて

森林組合が請負の方法によって間伐を施行している場合に、箇所別整理票の請負契約額、間接費及び実行経費の欄は消費税額が含まれている金額が記載されており、当該金額と補助金の額が比較されている。記載されている請負契約額及び間接費の合計額である実行経費額から消費税額を控除した金額と補助金額とを比較するとほとんどの場合消費税額を控除した請負契約額及び間接費の合計金額である実行経費額の方が補助金額より低額になるものと考えられる。したがって、厳正に精査し、過大交付となっている場合には過大交付となっている補助金額について返還を求めるべきである。

F 諸規定に基づく手続きの適正化

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についてを定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

G 請負契約について

森林組合が請負の方式で施工する場合に一律に随意契約方式によらなければならない理由はない。当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣

意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

H その他

森林組合が岩本造林に請け負わせて施工する場合について森林組合が職員3名を預けている実態及び作業の実施の在り方について精査し、明確にし、適切に指導されるべきである。

② 林内路網整備

A 諸規定に基づく手続きの適正化

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表 1 の 3 林内路網整備(4)④により、路線箇所の廃止及び変更がある場合・市町申請額の変更がある場合など、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定している。そこで、夏夜鳥支線をみると、実際の事業費が補助金額を 20%以上下回っているにもかかわらず、上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなされていない。

そもそも、補助金の交付は、路線ごとに事業費が算出され、それに基づいて申請・交付されているものであるから、路線ごとに実事業費と補助金額の対比を行い、実事業費が補助金額を下回るような場合、その額を明らかにすべきであるが、それが明らかにされないまま余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されたことは、著しく不透明であり「渡切り」と言わざるを得ない。

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第 34 号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、を定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

B 請負契約について

広島県森林整備加速化・林業再生事業補助金(林内路網整備関係)に係る事業実施において、当組合が発注する請負契約については、見積り合わせという方法で契約を締結しているが、見積り依頼業者が主に特定の3業者に集中していること、また、見積りした業者のうち特定の1業者が5路線中4路線を契約していることに鑑みると、競争原理が働いた結果とは言い難いと考えられる。

当森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

C 関係資料の整理・保存について

検査における関係書類について、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」別表1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準によると、事業主体に対する検査のうち、直営施工の場合の書類検査の規定は、「工事日誌、材料受払簿、賃金台帳、支払証拠書類など一式」としているが、当組合においては、工事日誌の作成及び整理・保管が不十分で、現場作業の事実を十分に確認することが出来なかった。

補助金事業であることを十分に認識して、適正性の確保を念頭に置き、関係資料の整理・保管を適正に行うべきである。

4 ひろしまの森づくり事業

(1) 監査の対象

ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金

(2) 受取補助金・交付金

廿日市市の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

(単位:円)

No				H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	里山整備事業	放置林整備	補助額	8,820,000	10,416,000	8,232,000	27,468,000	委託料は全額佐伯森林
			事業費	8,820,000	10,416,000	8,232,000	27,468,000	
2		松くい虫被害跡地整備	補助額	1,491,000	2,866,500	4,188,450	8,545,950	
			事業費	1,491,000	2,866,500	4,188,450	8,545,950	
3		竹林繁茂防止	補助額	—	—	987,000	987,000	
			事業費	—	—	987,000	987,000	
4		事務費	補助額	48,740	295,353	395,134	739,227	
			事業費	48,740	303,473	399,977	752,190	
5	森林林業体験活動支援事業	森林林業体験活動支援事業	補助額	1,250,424	1,572,137	1,350,000	4,172,561	
			事業費	5,109,467	5,625,292	4,643,696	15,378,455	
6	間伐材利用対策事業	間伐材利用対策事業	補助額	8,581,836	5,691,510	3,615,916	17,889,262	
			事業費	8,654,585	6,132,180	3,647,655	18,434,420	
7	事業推進費	協議会運営経費	補助額	108,000	58,500	31,500	198,000	
			事業費	108,000	58,500	31,500	198,000	
合 計			補助額	20,300,000	20,900,000	18,800,000	60,000,000	
			事業費	24,231,792	25,401,945	22,130,278	71,764,015	

廿日市市の補助金等

事業名 ひろしまの森づくり事業(補助金事業)

(単位:円)

No			H21 年度	H22 年度	H23 年度	合 計	備 考
1	事業推進調査	補助額	—	—	—	—	
		事業費	—	—	—	—	
2	環境貢献林整備	補助額	29,000,000 (7,465,980)	20,000,000 (16,418,380)	18,000,000 (17,996,230)	67,000,000 (41,880,590)	
		事業費	29,894,500 (7,715,880)	20,673,300 (16,983,080)	18,716,500 (18,712,730)	69,284,300 (43,411,690)	
合 計		補助額	29,000,000 (7,465,980)	20,000,000 (16,418,380)	18,000,000 (17,996,230)	67,000,000 (41,880,590)	
		事業費	29,894,500 (7,715,880)	20,673,300 (16,983,080)	18,716,500 (18,712,730)	69,284,300 (43,411,690)	

()は佐伯森林組合分

佐伯森林組合へ交付された当事業の補助金は次のとおりである。

平成 21 年度 7,465,980 円(補助金)
平成 22 年度 16,418,380 円(補助金)
平成 23 年度 17,996,230 円(補助金)

(3) 事業の執行状況

当森林組合は、廿日市市を通じて受ける補助金により、当組合の現業部門及び外部委託により対象森林の間伐作業を行っている。

(4) 監査の実施状況

① 廿日市市役所佐伯支所

平成 24 年 11 月 22 日、廿日市市役所佐伯支所に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

<監査に際し確認した主な書類>

- ・ 補助金の申請から交付に至る一連の申請書、報告書、検査調書及び通知書等

- ・ 環境貢献林整備事業の実施に関する協定書
- ・ ひろしまの森づくり廿日市市推進協議会の議事録等の会議資料
- ・ ひろしまの森づくり廿日市市推進協議会設置要綱

② 佐伯森林組合

平成 24 年 12 月 4 日、佐伯森林組合に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成 21 年度から平成 23 年度までの、ひろしまの森づくり事業のうち環境貢献林整備事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

< 監査に際し確認した主な書類 >

- ・ 補助金の交付申請から補助金請求までの一連の申請書、通知書及び報告書
- ・ 人工林健全化事業 内訳書(補助事業に係る実行経費の内訳書)
- ・ 施業申込書
- ・ ひろしまの森づくり事業委託契約書
- ・ 外部へ委託した際の発注から支払いまでの一連の書類
- ・ 組合従業員の出勤簿、作業日報(作業日誌)
- ・ 平成 24 年 5 月期消費税申告書(控)
- ・ 課税売上高及び課税仕入高の科目別一覧表
- ・ 試算表(平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日)
- ・ 仕訳伝票
- ・ 総勘定元帳及び補助元帳

(5) 監査の結果

① 廿日市市役所佐伯支所

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、設置することとされている組織(以下「協議会」という。)の活動状況は以下のとおりであった。

■ 平成 21 年度

開催日時 平成 22 年 3 月 19 日 10:00～

- 議 題
1. 平成 21 年度事業実績報告について
環境貢献林整備事業及び里山林整備事業等
 2. 平成 22 年度募集事業の選考について
 3. 平成 22 年度事業の予算について
 4. その他

議事録の保存 あり

■ 平成 22 年度

開催日時 平成 23 年 1 月 17 日 10:00～

- 議 題
1. 平成 22 年度事業内容について
 2. 平成 23 年度予算案について
 3. 平成 23 年度事業予定地について
 4. 平成 23 年度事業の募集について
 5. その他

議事録の保存 あり

■ 平成 23 年度

開催日時 平成 24 年 1 月 27 日 13:30～

- 議 題
1. 平成 23 年度事業予算の内容について
 2. 平成 24 年度事業予算(案)の内容について
 3. ひろしまの森づくり廿日市市事業成果について(案)

議事録の保存 あり

B 全体計画と進捗の管理について

県に対する申請書に記載された、整備が必要とされている森林の全体面積の根拠を確認したところ、統計データからの推計であり、エリアを特定した上での計画はなかった。

C 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第 9 により実績報告に添付が義務づけられている、施工前後の状態を示す写真(全 37 地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの 6 件、前後

の写真の撮影場所が異なると思われるもの 3 件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの 1 件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内 2 件は最終的に施工前の写真の添付がなく、市による現地検査もされていない状態で補助金が交付されていた。

② 佐伯森林組合

A 補助金に係る消費税の取り扱い

補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ、佐伯森林組合では税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は、標準単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また、事業の実施を外部に委託しているものについては、実行経費の集計段階で、外部からの税込みの請求額の総額に対し、森林組合で更に消費税等を計上しているため、消費税も二重計上となっていた。

上記の 2 点の誤った処理によって、平成 23 年度において補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため、県に対して実態確認を依頼した。

※補助金に係る消費税の処理

<前提条件>

間伐作業を受注して、実際の作業は全て外部に委託した場合
説明上、受注金額と外部への委託金額は同額とする。

受注金額 税抜き金額 100、消費税等 5、合計入金額 105
委託金額 税抜き金額 100、消費税等 5、合計入金額 105
消費税の納税額は、収入及び支出は上記の取引しかないものとして計算

*** 間伐作業を請け負った場合等の一般的な処理 ***

収入	支出
間伐による 役務提供(売上)	間伐作業の 外部委託(外注)
105(売上高:100、仮受消費税等5)	105(外注費:100、仮払消費税等5)

■ 納税額

$$5(\text{仮受消費税}) - 5(\text{仮払消費税}) = 0$$

■ 納税額を含めた収入と支出の差額

$$105(\text{収入}) - 105(\text{支出}) - 0(\text{納税額}) = 0$$

*** 補助金の場合 ***

<原則的な処理>

収入	支出
間伐による 補助金収入	間伐作業の 外部委託
105(補助金収入105、仮受消費税0)	105(外注費:100、仮払消費税等5)

※補助金収入は消費税の対象外取引なので仮受消費税は発生しない

■ 納税額(上記の取引しかなかった場合)

$$0(\text{仮受消費税}) - 5(\text{仮払消費税}) = \Delta 5 \quad \dots \quad \text{還付}$$

■ 納税額を含めた収入と支出の差額

$$105(\text{収入}) - 105(\text{支出}) - (\Delta 5)(\text{還付金}) = 5$$

※消費税の還付を受けた結果、事業者の手元に残る「5」は、補助金が減額され県に返還することになる。「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」第4条第3項、同第8条第3項

<林野庁の文書による処理>

収入	支出
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐による 補助金収入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐作業の 外部委託 </div>
105(仮受金105、仮受消費税0)	105(立替金:105、仮払消費税等0)

- 納税額(上記の取引しかなかった場合)
0(仮受消費税) - 0(仮払消費税) = 0
- 納税額を含めた収入と支出の差額
105(収入) - 105(支出) - 0(納税額) = 0

※間伐作業は森林所有者から業務委託を受けたという前提で、補助金による収入金額を仮受金として取り扱い、外部委託による支出を森林所有者に対する立替金として取り扱う。その結果自己の課税取引からは切り離されるので、上記「原則的な処理」における消費税の精算が不要

<佐伯森林組の行っていた処理>

収入	支出
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐による 補助金収入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 間伐作業の 外部委託 </div>
105(仮受金105、仮受消費税0)	105(外注費:95、組合が計上した消費税相当額:5、仮払消費税等:5)
↓	↓
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 「森林整備収入」 に振り替え </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 「森林整備費」 に振り替え </div>
105(森林整備収入105、仮受消費税0)	105(森林整備費:100、仮払消費税等5)

- 納税額(上記の取引しかなかった場合)
0(仮受消費税) - 5(仮払消費税) = △5 …… 還付
- 納税額を含めた収入と支出の差額
105(収入) - 100(支出) - (△5)(納税額) = 10

※消費税の還付を受けた結果、組合の手元に残る「5」について、補助金の減額は行われておらず、県にも返還されていない。
また、外部へ委託した際の実行経費の算出の際、税込みの外注費に対し更に組合で消費税を計上しているため、結果として消費税が二重に計上された結果となっている。
上記により、税務署から還付を受ける(実際には他の課税売上と相殺される)「5」と組が計上した消費税相当額「5」について補助金の過大交付となっている。

B 事業実績内訳書の記載

事業実績報告書に添付される事業実績内訳書には実行経費及び標準経費について記入する欄があるが、これらの記載について、当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当事業の事業実績内訳書では、標準経費と実行経費は全て同額で記載されていた。

この点について、組合に確認したところ、交付金の申請段階で添付した書類をそのまま使用してしまったとのことであった。なお、廿日市市に対する事前監査の段階では、個々の実行経費を確認し、すべて標準経費を上回っていることを確認したとの説明を受けていたが、実際は37件中5件について、実行経費が標準経費を下回っていた。

様式3号付表(その1)

事業実績内訳書 <事業名:環境貢献林整備事業>

廿日市市

【森林整備分】											作業区分					
											人工林健全化					
											(単位: ha, %, m, 度, 円)					
年 期 コ ド	申 請 枝 番 号	林 野 村 コ ド	実 施 主 体	大 字 ・ 地 番	森 林 所 有 者	申 請 面 積	延 長	伐 採 率	林 齢	平 均 傾 斜	適 用 単 価	(標準経費)	(実行経費)	事業費	補助額	所有者負担額
110								30	27	22	255,000	1,313,250	1,313,250	1,313,250	1,281,750	51,500
110								30	27	26	255,000	318,750	318,750	318,750	306,250	12,500
110								30	33	31	281,000	174,220	174,220	174,220	168,020	6,200
110								30	28	29	255,000	91,800	91,800	91,800	88,200	3,600
110								30	43	18	230,000	418,600	418,600	418,600	400,400	18,200
110								30	49	25	255,000	119,850	119,850	119,850	115,150	4,700
110								30	28	16	230,000	165,600	165,600	165,600	158,400	7,200
110								30	47	26	255,000	43,350	43,350	43,350	41,650	1,700
110								30	47	31	281,000	399,020	399,020	399,020	384,820	14,200
110								30	52	31	281,000	311,910	311,910	311,910	300,810	11,100
110								30	22	16	230,000	59,800	59,800	59,800	57,200	2,600
110								30	40	3	230,000	48,300	48,300	48,300	46,200	2,100

C 自己所有の山林への補助について

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し、補助を行ったものが、平成22年度及び平成23年で各1件確認された。

平成22年度 佐伯森林組合 576,580円

平成23年度 YT(個人) 298,200円

D 実行経費の確認

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている、職員の従事状況を示す資料は確認できなかった。

b 作業経費

平成 23 年度の特定の 1 件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかる業務日報による従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から 1 件のみの確認となった。

c 外部委託の際の請負金額の基準

実際の間伐作業において、外部へ委託する場合の請負金額の基準が、明確になっていなかった。また、委託業者と組合の現業部門の作業員が共同して作業を行う場合についても、請負金額の基準が設けられていなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 廿日市市役所佐伯支所

A 協議会の活動状況

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領第 5 の 4 により、市町において事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証を行うことを目的として、協議会の設置が義務付けられている。

同市の協議会での検討内容を、会議資料及び議事録から確認を行ったところ、協議会の運営は、その目的に合致した適正なものであると認められる。会議資料も詳細にまとめられており、議事録の記載も詳細で適正に保存されていた。

また、平成 23 年度の協議会では「ひろしまの森づくり廿日市市事業の成果について(案)ー平成 19～平成 22 年度 4 カ年の成果ー」と題したパンフレットの作成等に関する議論も行われており、市民に対する広報の姿勢もうかがえる。

B 全体計画と進捗状況の管理について

当補助金の原資はひろしまの森づくり県民税であり、この税は県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。限られた期間及び予算でより効率的な事業効果を得るため、真の施業必要性を勘案した全体計画の立案及び個別具体的かつ適時の進捗状況の管理が実施されるべきである。

C 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

廿日市市から県に対して提出された平成 23 年度の事業報告書に基づいて、事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書に添付された資料から判断可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものが残っており、その解消は図られていなかった。また、再確認を行った後においても書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。このことは、場合によっては未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

② 佐伯森林組合

A 補助金に係る消費税の取り扱い

県森林保全課の説明によると、補助金に係る消費税の取り扱いについては、平成 9 年 11 月 27 日に林野庁長官名で出された文書「森林組合等が森林所有者から委託を受けて行う事業に係る消費税の取り扱いについて」(9 林野組第 199 号)によっているとのことであった。この取り扱いに則っている限り、原則として「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」の第 4 条第 3 項による消費税相当額の補助金の減額は必要ないことになる。

1370 補助事業等における消費税相当額の取扱いについて

5経第311号
平成5年3月19日

林野庁長官 殿

農林水産事務次官

補助事業等における消費税相当額の取扱いについて

補助事業等の事業主体が、補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払いを行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

このため、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、今後、下記によるものとされ、平成5年度の補助金に係る予算の執行から適用することとされたので、御了知の上、これらの措置の適正かつ円滑な実施を図られたい。

また、補助金以外の交付金等についても、当該するものがある場合には、これに準じて取り扱うこととされたので、御了知願いたい。

なお、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象とならない事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱いは、従前と同様とする。

以上、命により通達する。

記

- 1 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- 2 補助事業の実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、精算条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとする。
- 3 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させるものとする。
- 4 上記1から3までの措置を講ずるため、補助金交付要綱、補助金の交付決定の条件等について、所要の規定を整備するものとする。

出典 造林関係法規集（日本造林協会）

しかし、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市町も同取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。消費税の減額の必要性を確認することなく、漫然と補助金の交付を行っており、補助金事業の執行として問題があるといわざるを得ない。

今後は、各規程の趣旨を十分に理解し、必要に応じて各補助金に共

通する問題については、横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め適正に執行されるよう努めるべきである。

B 事業実績内訳書の記載

事業実績内訳書に記載する実行経費は、当然に実額を記載すべきである。補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得る。県としても事業実績内訳書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

C 自己所有の山林への補助について

補助対象としての要件を満たした山林であっても、自ら施業能力をもつ所有者については、まずは自助努力を求めるべきである。更に、当補助事業に携わることで利益を得ている事業者の場合はなおのこと自助努力を求めるべきである。自らの山林は自助努力で整備を行い、そこに投入される予定であった補助金は、当事業の目的に鑑み、真に補助事業として整備が必要な山林へ振り向けられるべきである。

D 実行経費の確認

当組合では、補助金の実行経費算定の基礎資料(作業者の従事状況の確認資料等)が整備されておらず、予算面からの執行の適正性を十分に確認することができなかった。

補助金事業であることを十分に認識して、事後的であっても、予算面からの執行の適正性の検証が十分行えるよう、資料の整備を行うべきである。

当補助金の原資は、ひろしまの森づくり県民税であり、この税は、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを趣旨とし、県民の理解を得た上で、特別かつ時限的に課されているものである。むやみに、課税を行う期間が延長されることはあってはならず、限られた予算でより効率的な事業効果を得るため、より厳密な予算の執行管理がなされるべきである。